

令和5年度
包括外部監査の結果に関する報告書

委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制
の整備状況及び運用状況を含む）

令和6年3月

静岡市包括外部監査人

村本 大輔

目次

第1章	監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
（1）	監査する事件（監査テーマ）	1
（2）	監査する事件（監査テーマ）の選定理由	1
3.	監査の対象	3
（1）	監査の対象とする事業の選定	3
（2）	監査の対象とした担当部局等	3
（3）	監査対象期間	4
4.	監査の方法	4
（1）	監査の視点	4
（2）	主な監査手続	5
（3）	監査結果の記載方法	5
5.	監査実施期間	5
6.	監査実施者	6
7.	利害関係	6
第2章	監査対象の概要	7
1.	委託契約に関する財務事務の概要	7
2.	静岡市における委託契約事務の概要	11
3.	地方公共団体における行政改革の観点に基づく留意事項の概要	13
4.	具体的な監査対象	15
第3章	監査の結果と意見	22
A	委託契約に係る財務事務の執行に関する、全庁横断的な共通業務の視点	22
B	各所属が実施する事業に係る委託業務	46
I.	危機管理総室	46
II.	企画局デジタル化推進課	55
III.	企画局システム管理課	60
IV.	財政局財政部財政課	72
V.	財政局財政部公営競技事務所	79
VI.	市民局市民自治推進課	93
VII.	観光交流文化局歴史文化課	96

VIII.	環境局ごみ減量推進課	102
IX.	環境局収集業務課	110
X.	保健福祉長寿局地域包括ケア・誰もが活躍推進本部	116
X I.	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課	120
X II.	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課	129
X III.	保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課	132
X IV.	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課	136
X V.	保健福祉長寿局保健衛生医療部新型コロナウイルス感染症対策課	139
X VI.	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所保健予防課	144
X VII.	子ども未来局子ども未来課	147
X VIII.	子ども未来局子ども家庭課	151
X IX.	経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課	156
X X.	経済局農林水産部農地整備課	161
X X I.	経済局農林水産部中山間地振興課	164
X X II.	消防局消防部消防総務課	169
X X III.	消防局消防部財産管理課	174
X X IV.	消防局消防部予防課	177
X X V.	消防局消防部査察課	180
X X VI.	消防局警防部警防課	182
X X VII.	消防局警防部安全対策課	187
X X VIII.	消防局警防部救急課	189
X X IX.	消防局警防部指令課	192
X X X.	教育局学校給食課	195
第4章	総論	203
指摘・意見一覧		205

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1） 監査する事件（監査テーマ）

委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

（2） 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

静岡市政にとって最大かつ根源的な課題は「人口減少」であると捉えたうえで、“人口減少や少子高齢化が進んでいくとしても市民の暮らしの安心や安全をいかに維持していくのか”ということを検証・考察することは、これまでの監査の視点を踏まえても包括外部監査の重要な機能である。

そのため、特に以下の理由から「委託契約に関する財務事務の執行」をテーマにとりあげたいと考えた。

- ① 地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しており、膨大な事務の執行を効果的かつ効率的な手法により遂行することを求めている。また、人口減少社会の進行する状況下においても、市民の暮らしを支える行政サービスに対するニーズは多様化しており、広範な事務の処理や職員一人当たりの業務負担の増加等に鑑みると、民間ができることは委託契約により適切な範囲で民間活力の導入をすることが求められる。また、これにより、行政サービスを高度化するという観点でも、委託契約による事務の執行は有用な手段であり、当該手法が適切な範囲や方法で実施されているかどうかを外部の目線で検証することに一定の意義があると考えられる。
- ② 静岡市における、近年の民間企業等への委託契約としては、令和元年度 294 億円 (9.46%)、令和2年度 314 億円 (7.79%)、令和3年度 417 億円 (11.78%) と金額に基づく実施規模が年々増加している状況である。また、それぞれの年

度の一般会計歳出決算額に対する比率としても 10%近い水準となっており、財政に与える影響も相当程度に重要なものと考えられる。

※カッコ書きは一般会計歳出決算額に対する比率である。

- ③ 静岡市の包括外部監査では、平成 26 年度に「委託契約の事務の執行について」として選定された以来であり、一定の期間が過ぎていることから、今一度、最近の経済情勢等を踏まえて検討することに一定の意義があるものとする。
- ④ また、前年度に実施した財務事務に関する内部統制の整備状況及び運用上の検証に当たり、委託契約の実施に係る全庁横断的な取組については、さらなる検討を要している。地方公共団体の内部統制制度のコンセプトとして「内部統制の取組の段階的な発展」を掲げ、内部統制の整備及び運用について十分な PDCA サイクルを行い、時間の経過とともに常に更新、最適化を目指していくべきものとする趣旨に鑑みて、委託契約に関する財務事務の執行の切り口で、内部統制の整備状況及び運用状況の継続的な検討が有用であるとする。

以上のことから、現在の委託契約の状況を内部統制の整備状況及び運用状況の観点を含めて改めて外部の目線から検証することで、業務の適正化、課題の可視化はもちろん、効率化や事務負担の軽減化も含めた改善の一助になりたいとする。

3. 監査の対象

(1) 監査の対象とする事業の選定

本監査テーマでは、公共施設の建設工事やこれに伴う設計委託等を除く事務の委託について検討することを目的とする。

したがって、監査の対象とする事業の選定については以下の方法により抽出することとした。

元データ	静岡市統合型内部情報システムの「財務会計システム」における令和4年度歳出データを利用した。
監査対象部局等の選定条件	原則として令和4年度の歳出における第12節「委託料」のうち、10細節「事務事業委託料」、6細々節「その他」の合計金額に基づき、当該項目が2億円を超える所属の他、近年の社会情勢に合わせて検討を要する事務事業を所管しているものと考えられる所属を選定した。
委託業務の抽出条件	監査対象部局等が所管する「委託料」から以下の方法で抽出した。 ① 金額基準：1億円を超える業務の全件、該当金額がない場合には各部局ごとの最も金額の大きな業務を抽出した。 ② 性質基準：各部局の業務特性や契約方法の種類等を踏まえて、監査人が検討すべきと判断した業務を抽出した。

(2) 監査の対象とした担当部局等

契約に関する全庁共通事務を所管する対象部局		
財政局	財政部	契約課
委託契約に関する事務事業の執行を所管する対象部局		
-	-	危機管理総室
企画局	-	デジタル化推進課
企画局	-	システム管理課
財政局	財政部	財政課
財政局	財政部	公営競技事務所
市民局	-	市民自治推進課
観光交流文化局	-	歴史文化課
環境局	-	ごみ減量推進課
環境局	-	収集業務課
保健福祉長寿局	-	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉総務課
保健福祉長寿局	健康福祉部	健康づくり推進課

保健福祉長寿局	健康福祉部	障害福祉企画課
保健福祉長寿局	保健衛生医療部	保健衛生医療課
保健福祉長寿局	保健衛生医療部	新型コロナウイルス感染症対策課
保健福祉長寿局	保健衛生医療部保健所	保健予防課
子ども未来局	-	子ども未来課
子ども未来局	-	子ども家庭課
経済局	海洋文化都市推進部	海洋文化都市政策課
経済局	農林水産部	農地整備課
経済局	農林水産部	中山間地振興課
消防局	消防部	消防総務課
消防局	消防部	財産管理課
消防局	消防部	予防課
消防局	消防部	査察課
消防局	警防部	警防課
消防局	警防部	安全対策課
消防局	警防部	救急課
消防局	警防部	指令課
教育委員会事務局、教育局	-	学校給食課

(3) 監査対象期間

原則として令和4年度

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象としている。

4. 監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 委託契約に関する財務事務の執行及びこれに伴う内部統制が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して適正に処理されているか
- ② 財務事務に関する内部統制の整備状況及び運用状況が、いわゆる3E（経済性・効率性・有効性）を実現する観点から、効果的かつ効率的に行われているか

具体的な視点は、次のとおりである。

- ・業務を外部委託する理由が合理的であるか、明確にされているか。
- ・仕様内容、積算金額は適正に策定、算定されているか。
- ・業者の選定に係る手続が合理的であるか、明確にされているか。
- ・契約事務（再委託等を含む）が適正に実施されているか。
- ・委託業者による業務の執行の適切性を確保しているか。
- ・事業及び業務の外部委託について、事後的な評価が適正に実施されているか。
- ・その他、事業及び委託契約の執行に関する内部統制が適正に実施されているか。

（２）主な監査手続

- ① 関連する法令、条例、規則等の確認
- ② 担当部署への質問書による回答の確認、入手資料の閲覧
- ③ 監査対象部局等に対するヒアリング
- ④ 簿冊及び静岡市統合型内部情報システムの「文書管理システム」、「財務会計システム」内の関係資料の確認

（３）監査結果の記載方法

監査結果の記載方法は、関連する事実の後に、「指摘事項」又は「監査意見」として記載している。「指摘事項」及び「監査意見」の定義は、以下のとおりである。

指摘事項	法令、条例、規則などの形式的又は実質的な違反がある場合、もしくは、実質的な違反とまでは言えないものの、社会通念上適切ではないものであり、是正すべきもの又はそれに準ずるもの
監査意見	必ず是正しなければならないとするほどのものではないが、今後の事務の執行について考慮すべき事項として監査人が提言するもの

なお、本報告書全体における「指摘事項」は 55 件、「監査意見」は 24 件であった。

５．監査実施期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

6. 監査実施者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 村本 大輔

(2) 補助者

公認会計士	湯浅 達夫
公認会計士	堀井 幸治
公認会計士	齊藤 健司 (令和5年8月1日から)
公認会計士	川村 高大
公認会計士	上原 英知
日本公認会計士協会準会員	鈴木 陽介 (令和5年7月31日まで)
弁護士	渡邊 裕太郎

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

<注意事項>

報告書中、金額は単位未満を切り捨てし、また%は小数点以下第2位を四捨五入している。
また、表の中の金額は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 委託契約に関する財務事務の概要

(1) 委託の定義

静岡市では、公共施設の建設工事やこれに伴う設計委託等を除く、事務の委託について、各種法令、条例及び規則等の定めを前提に、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル（静岡市財政局財政部契約課）」（以下「委託契約マニュアル」という。）を定めている。

委託契約マニュアルにおいては、委託の定義を以下のように記載している。

委託とは、本来市がなすべき法律行為又は事実行為を、契約という法形式により、他の機関や人に依頼することであるため、委託についてはその理由を記載する。

委託に適する業務は次のようなもの

- 市が直接実施するよりも、他の者へ委託し、実施させる方が効率的なもの
- 高度又は専門的な知識、技術、技能及び経験を必要とするもの
- 特殊な設備、装置等を必要とするもの
- 多量な事務を短期間に処理しなければならないもの

(2) 契約形式の種類

地方公共団体が売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、地方自治法第234条第1項において、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法」によることとされており、同条第2項において、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされている。

① 一般競争入札

地方公共団体の契約については、公正かつ合理的なものとして、適正に実施されなければならない、地方自治法の規定により、一定の条件を満たす者（入札参加資格者）に対する均等な機会と公開された手続をもって、不特定多数の参加者の公正な競争による価格と契約対象者の決定を行う「一般競争入札」が原則とされている。

なお、一般競争入札を用いることが不利益となる場合や客観的に困難である場合等、一般競争入札によることが適当でない場合には、これによらないことができるとされており、その要件は地方自治法施行令で以下のとおり定められている。

② 指名競争入札

第百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

③ 随意契約

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定

するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

（3）契約形式の種類と事業者の選定方法の類型

地方公共団体の契約形式は一般競争入札、指名競争入札、随意契約に大別されるものの、それぞれの方式における調達方式や事業者選定方式については、いくつかの類型に区分できる。

（契約形式の種類と事業者の選定方法の類型の一例）

契約形式	調達方式	事業者選定方式
一般競争入札	一般競争入札	最低価格落札方式
		総合評価落札方式
	制限付一般競争入札（注1）	最低価格落札方式
		総合評価落札方式

契約形式	調達方式	事業者選定方式
指名競争入札	指名競争入札	最低価格落札方式
		総合評価落札方式
	公募型指名競争入札（注2）	最低価格落札方式
		総合評価落札方式
随意契約	競争性のない随意契約	単独随意契約
	競争性のある随意契約（指名型）	競争見積による随意契約
	競争性のある随意契約（公募型）	オープンカウンター
	企画競争による随意契約 （指名型）	プロポーザル方式
		コンペ方式
	企画競争による随意契約 （公募型）	プロポーザル方式
コンペ方式		

（注1）入札参加資格に一定の条件（地域要件や受注実績等）を付したものを指す。

（注2）技術等の必要条件を明示したうえで入札参加希望者を公募し、審査通過者のみを指名して競争入札を行うものを指す。

一般競争、指名競争の入札においては、地方公共団体にとって最も有利な条件で契約相手方を選定するに当たり、価格のみにより判断する「最低価格落札方式」、価格以外の要素も考慮した総合的な評価により判断する「総合評価落札方式」がある。

一方、随意契約に関しては、地方公共団体が任意に特定の事業者を選定して契約する方式であるため、地方自治法の趣旨に照らして例外的な契約形式であるが、具体的な契約相手方の選定に当たっては、以下のように細分化できる。

競争性のない随意契約	複数の事業者が競争することなく、当初から単独の契約相手方を選定する方式（単独随意契約）。 地方公共団体の契約手続きの原則である「競争性」を排除したものであり、特殊な物品やサービスの調達等、契約可能な相手方が1者しか存在しない場合等に適用されるものである。
競争性のある随意契約	事前に案件の見積条件を一定期間公示して、提出された見積から最も有利な条件（最低価格）である者を契約相手方として選定する方式であり、指名型（競争見積）、公募型（オープンカウンター）と分類される。 入札形式に比して、事前の説明会が省略されるなど、簡便な手続で実施されるため、案件公示から応札までの期間が比較的短く、金額も少額なものに適用されることが多い方式である。
企画競争による随意契約	事前に案件に係る一定のテーマを示し、提出された提案（企画書）から、最も適した提案を行った者を契約相手方として選定する方式であり、参加者の指名の

約	有無に応じて指名型と公募型に分類され、その中で技術提案を行うもの（プロポーザル方式）、具体的な設計案まで提示するもの（コンペ方式）に分類される。競争性を有する点で入札形式に類似するが、一般的に案件の性質が技術的に高度であるものや、専門的な技術が要求されるなど、業務内容に合致する提案内容をより重視した業務に適用されることが多い方式である。
---	---

2. 静岡市における委託契約事務の概要

(1) 契約方法の選択

静岡市では委託契約マニュアルにおいて、契約方法を業者登録制度（入札参加資格認定制度）の採用の有無により、「競争入札対象業務」と「随意契約対象業務」に区分している。

○競争入札対象業務

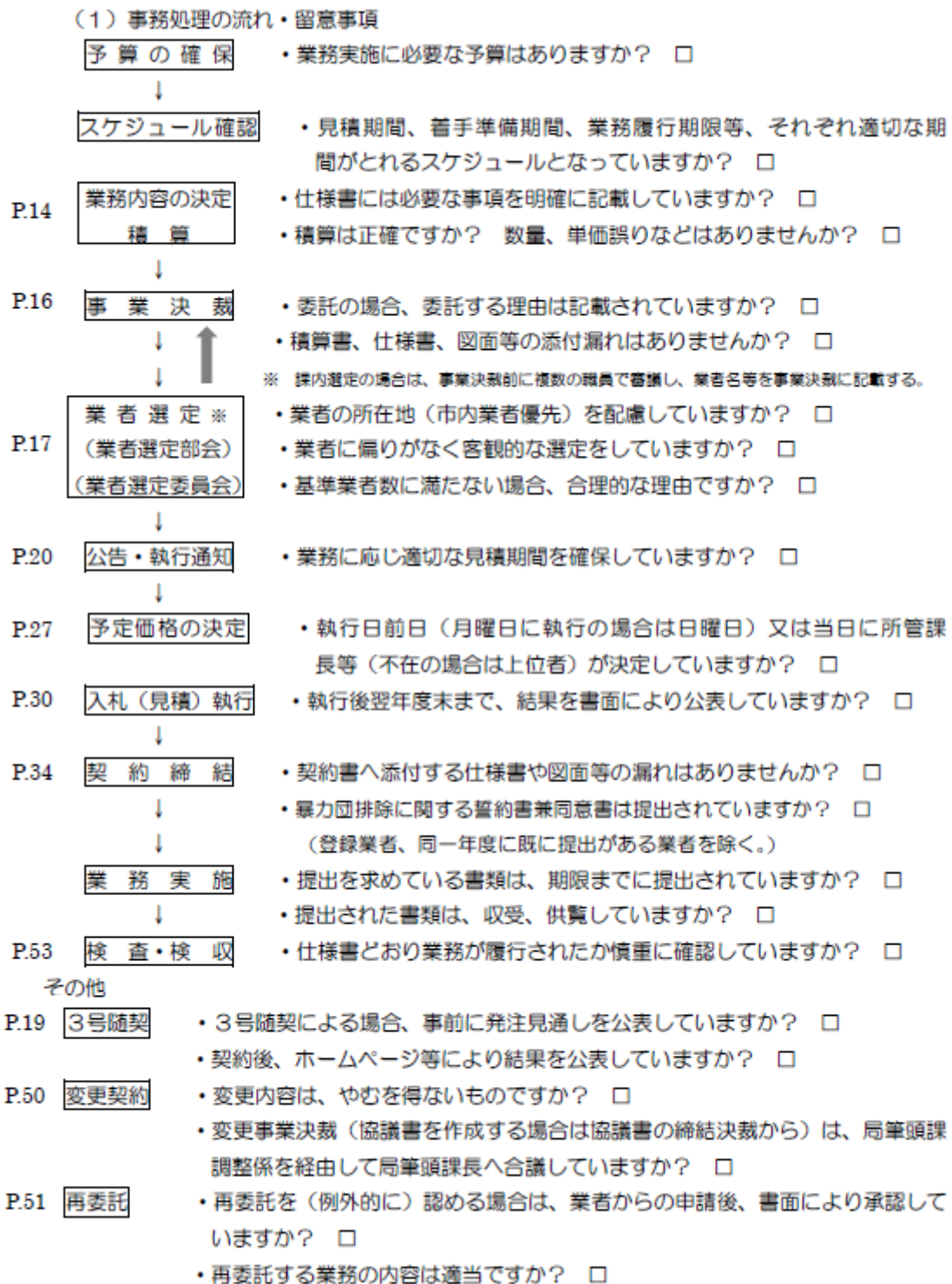
委託契約マニュアルでは、競争入札の対象となるものを、業者登録制度を採用している以下の業務に限っている。

業務名称	入札参加資格	積算標準	特定調達案件に該当する業務（注1）
1. 環境衛生管理監督業務	あり	あり	-
2. 建築物清掃業務	あり	あり	○
3. 空気環境測定業務	あり	あり	-
4. 飲料水貯水槽清掃業務	あり	あり	-
5. ねずみ・こん虫等防除業務	あり	あり	-
6. 人的警備業務	あり	あり	-
7. 消防用設備等保守点検業務	あり	あり	-
8. 電算業務	あり	-	○
9. 下水道処理施設維持管理業務	あり	-	○
10. 下水汚泥処理業務	あり	-	○
11. 物件の借入れ	あり	-	○
12. 電力供給	あり	-	○
13. 都市ガス供給	あり	-	○

（注1）世界貿易機構（WTO）の「政府調達に関する協定」の「政府調達に関する協定」、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU経済連携協定）」その他の国際約束を実施するため、政令指定都市として「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される業務（以下、「WTO」という。）。

(2) 事務処理の流れ

静岡市の契約事務処理については、委託契約マニュアルにおいて定められており、その概要は以下のとおりとされている。



(出典：「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」P8より抜粋)

3. 地方公共団体における行政改革の観点に基づく留意事項の概要

(1) 国の方針

総務省「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日）において、「民間委託等の推進」について、次のとおり言及している。

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進

- ① 給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の総務事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施すること。
具体的には、類似団体の状況や民間の受託提案などを参考にしながら、組織の規模を踏まえ、メリットが生じるよう委託の可能性について検証すること。その際、企画と実施の切り分けや複数の組織にまたがる共通の事務の集約化、他団体との事務の共同実施、委託実施期間の複数年度化などの様々な手法による委託の可能性の検証を行うこと。
- ② その上で、事務・事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針・計画を策定すること。
- ③ 委託の実施に当たっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じること。
- ④ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。
- ⑤ 民間委託等の実施状況については、事務・事業や施設区分ごとに、委託先、委託理由等を公表すること。

また、同省が設置した「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」による報告書（平成 19 年 3 月）においては、民間委託等に関する基本的考え方をはじめ、次のとおり取りまとめている。

I 民間委託等に関する基本的考え方

1. 民間委託等推進の理念
2. 民間委託等の効果が発揮される環境の整備
3. 公共サービスの民間委託の範囲について
4. 請負・準委任契約と労働者派遣契約との相違について

II 委託先等の選定方法のあり方

1. 民間のノウハウ・創意工夫を評価できる選定手法の採用について
2. 指定管理者の選定における公募の実施について
3. 参加資格要件について
4. 民間委託先等の経営の安定性の評価並びに経営破綻時及びストライキ時の履行責任の確

保について

Ⅲ 委託先等との契約のあり方（契約・協定の締結）

1. 契約解除事由に関する定め
2. 不法行為責任の担保に関する定め
3. 個人情報保護、守秘義務等のあり方
4. 長期契約化による効率性の発揮について
5. 再委託の範囲について

Ⅳ 公務員及び外郭団体職員の取り扱いについて

1. 民間委託等の対象業務に従事していた公務員の取り扱いについて
2. 民間委託等に伴い外郭団体等を解散する場合について
3. 官民の人材交流の円滑化について

Ⅴ モニタリングのあり方

1. モニタリングの目的等
2. モニタリングの内容
3. モニタリング結果の反映

Ⅵ 地域団体等による公共サービス提供の推進のあり方

1. 地域協働を担う住民ボランティアや地域団体（自治会、こども会等）、NPO 等による公共サービス提供の推進のための手法について
2. 委託先選定方法（入札方式）について
3. 地域団体等との契約について

（2）静岡市の方針

静岡市では、「第3次静岡市行財政改革推進大綱（平成27年度～令和4年度）（平成27年3月）を策定（現行は「第4次行財政改革推進大綱（令和5年度～令和12年度）」）し、その中で民間活力の活用を含む改革の方向について次のとおりとしている。

○基本方針Ⅰ 市民協働・官民連携の推進

改革の方向1 市民参加・協働の推進

改革の方向2 官民連携の推進と民間活力の活用

改革の方向3 開かれた市政の推進

また、上記のうち、「開かれた市政の推進」においては、市民協働・官民連携の観点から、「行政は閉鎖的であってはならず、行政と市民が相互信頼関係を構築することが重要です。このため、積極的な広報と情報公開を進め、「透明性と公正性」を確保することで、市民がより身近に感じられる「開かれた市政」を推進していきます。」とし

て、以下の事項を掲げている。

<p>② 市政情報の共有化・透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一般競争入札を増やすよう努めるとともに</u>、建設工事で進める総合評価方式の充実と改善を進めていきます。 ・職員の資質向上に取り組むとともに、積極的な情報提供を含む適正な情報公開の推進と行政運営の透明性と公正性を確保するよう取り組んでいきます。

4. 具体的な監査対象

(1) 静岡市における委託料の推移

静岡市における、歳入歳出決算における「委託料」の推移は以下のとおりであり、その金額が増加している傾向である。

(単位：百万円)

	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般会計歳出決算額（速報値）	314,526	323,357	403,151	354,834	351,002
「委託料」金額 (A)	29,755	29,475	31,420	41,796	47,809
業務委託に係る「委託料」金額 (B)	-	-	15,917	25,976	27,215
歳出決算に対して (A) の占める割合	9.5%	9.1%	7.8%	11.8%	13.6%
歳出決算に対して (B) の占める割合	-	-	3.9%	7.3%	7.8%

(※) (A)は、歳出データにおける「委託料」、(B)は、歳出データにおける「委託料」から、建設及び製造関連委託、施設管理関連委託、指定管理料を除いたものである。

(2) 監査対象とした委託契約

監査対象の抽出方法については、第1章「3. 監査の対象（1）監査の対象とする事業の選定」に記載のとおりであるが、結果として、以下の所属が所管する業務を対象としている。

○監査対象一覧表

(単位：千円)

No.	所管所属	業務名	契約方式（注1）		契約金額
1	危機管理総室	同報無線（葵区・駿河区・清水区の一部）保守点検業務	単年度	単独随意契約（2号）	8,140
2	危機管理総室	デジタル移動通信系防災無線保守点検業務	単年度	単独随意契約（2号）	20,350
3	危機管理総室	静岡市新型コロナなんでも	単年度	競争見積（2号）	23,361

No.	所管所属	業務名	契約方式（注1）		契約金額
		相談ダイヤル運営業務			
4	危機管理総室	富士山火山防災マップデータ作成業務	単年度	競争見積（2号）	2,343
5	危機管理総室	布沢地区地すべりセンサー設置業務	単年度	単独随意契約（5号）	6,699
6	デジタル化推進課	自治体オンライン手続推進に係る申請管理システム等構築業務	単年度	単独随意契約（2号）	58,300
7	デジタル化推進課	モバイルワーク勤務環境導入業務	債務負担行為	競争見積（2号）	3,959
8	デジタル化推進課	静岡市スマートシティビジョン策定・推進体制構築業務	単年度	単独随意契約（2号プロポ）	19,800
9	デジタル化推進課	情報リテラシー能力向上支援業務	単年度	単独随意契約（2号プロポ）	2,557
10	システム管理課	統合型内部情報システムクラウド再構築業務	単年度	単独随意契約（WT011-1項）	323,400
11	システム管理課	静岡庁舎等無線LAN整備業務	単年度	WTO 入札	194,590
12	システム管理課	住民記録システム・共通基盤システム運用支援業務	単年度	単独随意契約（WT011-1項）	46,398
13	システム管理課	住民情報システム等オペレーション業務	長期継続	WTO 入札	38,121
14	システム管理課	住民情報系仮想サーバ等基盤運用支援業務	単年度	単独随意契約（2号）	23,060
15	システム管理課	住民情報系仮想サーバ等基盤保守業務	単年度	単独随意契約（2号）	17,160
16	システム管理課	住民情報セキュリティシステム保守運用支援業務	単年度	単独随意契約（2号）	15,274
17	システム管理課	ウイルス対策ソフトウェアの管理サーバ及びクライアントバージョンアップ業務	単年度	単独随意契約（2号）	4,714
18	システム管理課	情報セキュリティ研修・監査等支援業務	単年度	単独随意契約（2号）	2,750
19	システム管理課	IT資産管理適正化支援業務	単年度	単独随意契約（2号）	1,870

No.	所管所属	業務名	契約方式（注1）		契約金額
20	財政課	統一的な基準による地方公会計作成支援業務	単年度	競争見積（2号）	990
21	財政課	ふるさと寄附金受入事務等業務	単年度	単独随意契約（2号）	191,157
22	公営競技事務所	静岡競輪開催業務等一括委託業務	債務負担行為	単独随意契約（2号プロポ）	378,852
23	公営競技事務所	勝者投票券発売等業務（ウィンチケット競輪）	単年度	単独随意契約（2号）	2,381,869 （うち、ウィンチケット競輪 641,467）
24	公営競技事務所	競輪競技の実施業務	単年度	単独随意契約（2号）	224,630
25	公営競技事務所	静岡競輪場選手宿舎等管理運営業務	単年度	単独随意契約（2号）	74,390
26	市民自治推進課	住民税非課税世帯等臨時特別給付金管理システム導入業務	単年度	単独随意契約（WT011-1項）	81,840
27	市民自治推進課	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給関連業務	単年度	単独随意契約（5号）	143,907
28	歴史文化課	駿府城跡天守台野外展示基本設計その2業務	単年度	単独随意契約（2号）	17,820
29	歴史文化課	仮称静岡市歴史文化施設建設工事監理業務	長期継続	競争見積（2号）	24,643
30	ごみ減量推進課	令和4年台風15号に伴う災害廃棄物仮置場設営・運営・管理等業務	単年度	単独随意契約（5号）	233,203
31	ごみ減量推進課	一般廃棄物処理手数料徴収事務等業務	単年度	単独随意契約（2号）	27,428
32	ごみ減量推進課	静岡市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託	単年度	競争見積（2号）	12,320
33	ごみ減量推進課	葵区油山地内被災家屋等解体業務	単年度	競争見積（2号）	20,416
34	収集業務課	不燃・粗大ごみ受付センター運営業務	債務負担行為	単独随意契約（2号）	106,700

No.	所管所属	業務名	契約方式（注1）		契約金額
35	収集業務課	集団資源回収・選別加工業務	単年度	単独随意契約 （2号）	286,224
36	収集業務課	清水ごみ受付センター受入業務	長期継続	競争見積（2号）	42,790
37	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部	静岡市地域包括支援センター事業委託業務	長期継続	単独随意契約 （2号プロポ）	30,500
38	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部	静岡市生活支援コーディネーター配置事業	長期継続	単独随意契約 （2号プロポ）	103,170
39	福祉総務課	生活困窮者自立相談支援事業業務（家計改善支援事業含む）	長期継続	単独随意契約 （2号プロポ）	48,242
40	福祉総務課	保健福祉総合システムの運用に伴うパッケージ保守等業務	単年度	単独随意契約 （WT011-1項）	39,600
41	福祉総務課	保健福祉総合システムの運用に伴うヘルプデスク業務	単年度	単独随意契約 （2号）	17,028
42	福祉総務課	生涯活躍のまち静岡駿河共生地区共生事業企画運營業務	単年度	単独随意契約 （2号）	7,530
43	健康づくり推進課	がん検診等業務委託	単年度	単独随意契約 （手上げ方式）	775,776
44	健康づくり推進課	食育推進計画及び健康爛漫計画 最終評価・次期計画策定アンケート委託業務	単年度	競争見積（2号）	2,582
45	障害福祉企画課	静岡市発達障害者支援センター運営等業務	単年度	単独随意契約 （2号）	37,574
46	保健衛生医療課	静岡地域在宅当番医制等運營業務	単年度	単独随意契約 （2号）	34,670
47	新型コロナウイルス感染症対策課	新型コロナウイルスワクチンコールセンター及び集団接種会場運営等業務	単年度	単独随意契約 （2号）	5,278,979
48	新型コロナウイルス感染症対策課	新型コロナウイルスワクチン予診票データクリーニング業務	単年度	単独随意契約 （2号）	43,170
49	保健予防課	高齢者インフルエンザ予防	単年度	単独随意契約	463,304

No.	所管所属	業務名	契約方式（注1）		契約金額
		接種業務		（手上げ方式）	
50	子ども未来課	放課後児童クラブ入退室管理システム導入業務	単年度	単独随意契約 （2号プロポ）	29,678
51	子ども未来課	放課後児童クラブ管理システム導入業務	単年度	単独随意契約 （2号）	23,870
52	子ども家庭課	ママケアデイサービス企画・運営業務	単年度	単独随意契約 （2号プロポ）	6,452
53	子ども家庭課	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	単年度	単独随意契約 （2号）	573,888
54	子ども家庭課	出産・子育て応援給付金給付事業	単年度	競争見積（2号）	314,258
55	子ども家庭課	妊婦健康診査事業	単年度	その他 （県に委任）	364,291
56	海洋文化都市政策課	（市）清見潟公園1号線権利者調査等業務	単年度	競争見積（2号）	3,781
57	海洋文化都市政策課	（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業アドバイザー業務その3	単年度	単独随意契約 （2号）	16,577
58	農地整備課	農道貝伏宝ノ窪線測量設計業務委託	単年度	単独随意契約 （5号）	7,980
59	農地整備課	静岡市農業集落排水事業地方公営企業法適用移行支援業務	単年度	単独随意契約 （2号）	3,520
60	中山間地振興課	オクシズデジタルスタンプラリーキャンペーン事業実施業務	単年度	単独随意契約 （2号プロポ）	50,000
61	中山間地振興課	いきいき森林づくり推進事業 間伐実施（井川地区）業務	単年度	単独随意契約 （2号）	33,445
62	消防総務課	消防職員特別健康診断及びB型肝炎・C型肝炎検査業務	単年度	単独随意契約 （2号）	5,452
63	消防総務課	消防吏員昇任試験問題作成業務	単年度	単独随意契約 （1号）	781
64	消防総務課	消防力適正配置調査委託業	単年度	単独随意契約	7,700

No.	所管所属	業務名	契約方式（注1）		契約金額
				(2号)	
		務		(2号)	
65	消防総務課	静岡市消防局消防葬委託業務	単年度	競争見積(2号)	4,675
66	財産管理課	静岡市消防局・駿河消防署環境衛生管理委託業務(2年目/3年契約)	長期継続	制限付一般競争入札	6,248
67	財産管理課	産業廃棄物(PFOS含有泡消火薬剤等)処分委託業務	単年度	競争見積(1号)	843
68	予防課	危険物施設許可申請書類マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業委託業務	単年度	競争見積(1号)	547
69	予防課	火災調査研修用模擬家屋製作委託業務	単年度	競争見積(1号)	462
70	査察課	消防用設備台帳マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業委託業務	単年度	競争見積(2号)	2,203
71	警防課	消防ヘリコプター点検整備委託業務	単年度	単独随意契約(2号)	55,660
72	警防課	消防ヘリコプターテレビ電送装置保守点検委託業務	単年度	単独随意契約(2号)	3,410
73	警防課	消防ヘリコプター可視・赤外防振カメラ保守点検委託業務	単年度	単独随意契約(2号)	2,328
74	警防課	静岡市消防局作戦パネル作製業務	単年度	単独随意契約(2号)	992
75	安全対策課	消防情報管理システム保守点検業務	単年度	単独随意契約(2号)	1,782
76	救急課	気管挿管等病院実習委託業務	単年度	単独随意契約(2号)	2,425
77	救急課	高度救命資器材点検業務	単年度	競争見積(1号)	617
78	指令課	ヘリコプターテレビ中継局設備更新業務	単年度	単独随意契約(WT011-1項)	203,500
79	指令課	第三級陸上特殊無線技士養成課程開催業務	単年度	単独随意契約(2号)	806
80	学校給食課	学校給食用物資購入及び学	単年度	単独随意契約	157,913

No.	所管所属	業務名	契約方式（注1）		契約金額
		校給食補助業務		（2号）	
81	学校給食課	西島学校給食センター次期 事業手法検討業務	単年度	単独随意契約 （2号プロポ）	4,999
82	学校給食課	静岡市立南部学校給食セン ター建替整備等事業	債務負担 行為	制限付一般競争 入札	390,896
83	学校給食課	静岡市立北部学校給食セン ター建替整備等事業	債務負担 行為	制限付一般競争 入札	376,684
合計金額					14,602,813

（注1）：契約方式に係る号数は地方自治法施行令第167条の2各号及び地方公共団体の物品等又は
特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条の定めを示したものである。

第3章 監査の結果と意見

A. 委託契約に関する財務事務の執行に関する、全庁横断的な共通業務の視点 (財政局財政部契約課)

1. 契約課の業務内容及び業務分担

契約課は、市における入札・契約事務の全般について、総合的な調整及び指導を行い、適正な事務処理を推進すること、入札・契約事務の手續の透明性の確保及び公正な競争の促進等を図るための入札・契約制度の調査研究を行うほか、入札参加資格の認定業務、業者選定委員会の開催に係る事務を取り扱っている。

また、物品の調達及び修繕、建設工事及び建設業関連業務については、各所属の発注業務の入札の執行及び契約の締結を行っている。

契約課の業務分担は以下のとおりである。

区分	係	業務概要
業務統括課としての業務	企画係	【委託契約事務に関すること】 <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約事務の総合調整及び指導に関すること。 ・入札・契約制度の調査研究に関すること。 ・入札参加資格の認定に関すること。 ・委託業務等業者選定委員会に関すること。 ・特定委託業務等業者選定委員会に関すること。 ・入札監視委員会に関すること。 ・建設業者等選定委員会に関すること。
	物品調達係	【物品契約事務に関すること】 <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約事務の総合調整及び指導に関すること。 ・入札参加資格の認定に関すること。 ・物品調達業者選定委員会に関すること。 ・物品調達に係る契約に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。 ・物品（車両を除く。）の売払いに関すること。（他の課かいの所管に属するものを除く。）
	工事契約第1係 工事契約第2係	【建設工事等契約事務に関すること】 <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約事務の総合調整及び指導に関すること。 ・入札参加資格の認定に関すること。 ・各種の入札・契約方式によって建設工事及び建設工事関連業務委託の契約を締結すること。

また、契約課は市における入札・契約事務に関する「業務統括課」として、以下の条例、規則、規程、要綱、マニュアル等を所管している。

法令レベル	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める政令
市の例規レベル	静岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 静岡市契約規則 静岡市建設工事執行規則 静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 静岡市委託業務検査規則 静岡市建設工事請負契約約款 (委託・物品・工事に係る各種) 選定委員会規程 (委託・物品・工事に係る各種) 入札参加者の選定に関する基準 静岡市入札参加停止等措置要綱 静岡市委託業務等低入札価格調査試行要綱 静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱
市のマニュアルレベル	委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル 物品調達マニュアル 入札・契約制度について (建設工事及び建設業関連業務委託) 静岡市総合評価方式使いこなしマニュアル

(1) 契約制度の取り扱いについて

①地方自治法の趣旨に基づく契約制度の継続的な検討

【現状】

第2章において概説しているが、委託契約においても、地方自治法第234条第2項の定めから、原則的な契約方法は一般競争入札であり、指名競争入札と随意契約は例外的な方法である。

この点については、平成26年度の静岡市包括外部監査においても「競争性の確保について」として指摘がなされており、市としては次のような措置対応を公表している。

指摘事項の概要	措置の内容
静岡市の平成25年度の入札(指名競争入札も含む)は、件数、金額ともに全体の13~14%と低くなっている。地方自治法では、一般競争入札が原則的な方法であ	委託業務等各種契約事務においては、地方自治法施行令第167条の4及び第167条の5第1項(施行令第167条の11第1項、第2項)に基づき、各業務ごとに入札参加資格を定め、市自ら積算できる業務とWTOの対象となる業務を入札対象業務としてきました。

指摘事項の概要	措置の内容
<p>り、指名競争入札や随意契約は、特別な理由がある場合に限り認められる例外的な方法として定めている。自治法の趣旨からすると、現状は、原則と例外が逆転している状況になっている。</p> <p>自治法の趣旨に則り、一般競争入札の比率をさらに高めていくためには、競争入札の対象となる業務について見直しを行い、この拡大に取り組むことが必要と考える。</p>	<p>また、上記以外の業務について、入札対象業務に移行するためには、「業務ごとに必要な入札参加資格を定めること」、「予定価格を基準として入札金額により自動的に契約の相手方が決定することから、客観的な積算基準を設けること」が必要であると考えて検討してきましたが、各種業務の内容が多岐にわたり、これら基準を設けることが困難であったため入札対象業務とはせず、随意契約制度の中で競争性を確保した複数者による見積執行（競争見積形式）とする、競争入札に準じた制度を取り入れてきました。</p> <p>なお、地方自治法本来の随意契約である単独随意契約とする場合にあっては、静岡市委託業務等業者選定委員会規程に基づく組織において、その可否を十分に検討しており、安易に取り入れてはおりません。</p> <p>以上のことから、入札対象が特定の業務となっておりますが、これら以外の業務については単独随意契約を除き、競争入札に準じた競争見積形式をとっていることにより競争性は十分確保できているものと考えております。</p> <p>しかしながら、地方自治法の趣旨からすれば一般競争入札を原則とするものとされており、当面は現行制度を維持しつつ、例年実施する「委託業務等各種契約調査」において各課の発注状況を把握し、入札参加資格要件・積算基準のあり方等調査・検討を行い、対象業務の拡大を目指していきたいと考えております。</p>

(出典：平成 26 年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧（静岡市ホームページ）より抜粋）

以上により、市では当時の時点で入札対象が特定の業務となっていることを認めたくえ、対象業務の拡大を目指すために「委託業務等各種契約調査」を実施し、庁内の委託業務の発注状況の把握、入札参加資格要件・積算基準の在り方等を調査・検討することとしている。

その結果、平成 30 年度から電力供給、都市ガス供給の 2 業務については、競争入札対象業務に追加されることとなった。

業務名称	競争入札対象業務の適否	
	平成 26 年度	令和 4 年度
1. 環境衛生管理監督業務	○	○
2. 建築物清掃業務	○	○

業務名称	競争入札対象業務の適否	
	平成 26 年度	令和 4 年度
3. 空気環境測定業務	○	○
4. 飲料水貯水槽清掃業務	○	○
5. ねずみ・こん虫等防除業務	○	○
6. 人的警備業務	○	○
7. 消防用設備等保守点検業務	○	○
8. 電算業務	○	○
9. 下水道処理施設維持管理業務	○	○
10. 下水汚泥処理業務	○	○
11. 物件の借入れ	○	○
12. 電力供給	-	○ (平成 30 年度～)
13. 都市ガス供給	-	○ (平成 30 年度～)

【指摘事項 01】 地方自治法の趣旨に基づく契約制度の継続的な検討

平成 26 年度の指摘事項及びその措置のとおり、市では、入札対象業務の拡大に向けた調査・検討を定期的に進めており、その結果 2 つの業務を入札対象業務に追加した点は評価できる。しかしながら、市の運用上、依然として一般競争入札ではなく競争見積形式を含む随意契約によって委託契約を締結している場合が多い状況である。

地方自治法が一般競争入札を原則とした趣旨は、公共調達のおり、競争性、公正性、経済性及び透明性などにある。競争見積形式は、確かに複数業者で価格競争を行う点で入札のような競争性や経済性を認めることができるが、あくまで随意契約制度の枠組みの中にあり、また、実務上は指名競争型の競争見積形式が多いことから、実務上で機会均等に努めていたとしても、一般競争入札に比べれば限界がある。加えて、随意契約全般について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の理由「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づいてこれを適用する場合には、より積極的かつ合理的な該当理由の説明が必要であるが、市においては、当該説明が十分になされているかどうか疑問が残る事例（指摘事項 14、15 など）があり、透明性にも不足がある。そのため、結局のところ、競争見積形式を含む随意契約は、原則である一般競争入札との制度差を完全に埋めるほどのものにはなりえないと言わざるを得ない。

したがって、契約課は引き続き一般競争入札が原則であることを厳に理解したうえで、将来に向けてその対象業務の範囲を拡大すべきである。そのため、今後においても調査・検討を継続するとともに、より積極的かつ具体的にその範囲を拡大させるための施策を検討する必要がある。

②静岡市「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」の定めについて

【現状】

市の委託契約マニュアルでは、冒頭において以下のとおり記載されている。

(委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルP1抜粋)

(1) 契約方法

一般競争入札、指名競争入札及び随意契約のうちから決定する。

自治法 234 条に基づき、原則は一般競争入札だが、本市の運用では、後述「(3) 競争入札対象業務」以外の各種契約は、随意契約としている。

<中略>

③随意契約

<中略>

2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの

※各種契約（業者登録制度がないもの）は、この号に該当する。

これは、「平成 26 年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧」でも説明されているとおり、業務ごと入札参加資格を定め、市自ら積算できる業務と WTO の対象となる業務（委託契約マニュアルにおいては、競争入札対象業務＝業者登録制度対象業務と表現している。）を入札対象業務としていることを指している。

すなわち、ここでいう、「競争入札対象業務」である、P11 の 2 (1) の表に記載の 13 種類の業務以外は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の要件に直接合致するものを除き「同項第 2 号の随意契約」に該当すると解釈していることとなる。

【指摘事項 02】「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」の定めについて

委託契約マニュアルにおける契約方法の記載は、令和 4 年度においても、基本的な説明構造において平成 26 年度の状況を踏襲している。

地方自治法における契約方法の原則は、一般競争入札であり、随意契約は法令（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号）に定められた例外的な場合にしか認められないものであるが、現状のマニュアルの記載は冒頭より、市の運用は 13 種類の業者登録制度対象業務以外の各種委託契約は、随意契約とする、といった画一的な指針を示している。かかる指針は、原則と例外を逆に捉えてしまっているかのような記載となっている。

本来、例外事由である「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約」への該当性については、より積極的かつ合理的な該当理由の説明がなされなければならない。しかし、現在のマニュアルの記載では、これを目の当たりにした各所属は、13 種類の業務に該当しないという理由だけで、随意契約を選択すべきものと誤解してしま

うおそれがある。

また、各所属の契約制度に対する理解のレベルによっては、今後、継続的かつ積極的に入札対象業務の拡大を図らなければならない、という意識付けも減退させてしまうおそれがある。

したがって、契約課は、業者登録制度の対象でないから随意契約とする、という消極的な選択を助長するような現在の委託契約マニュアルの記載を改め、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約」に該当するものとする場合には、より積極的に随意契約理由を明確にし、その説明責任を果たすことが求められることが理解できるようなマニュアルの記載とする必要がある。

(2) 随意契約の取り扱いについて

①随意契約に係るガイドライン

【現状】

今回の監査対象業務については、第 2 章で概説のとおりであるが、その範囲内だけを取ってみても、随意契約の中には、相当数の単独随意契約（「特命随意契約」ともいう。）がある。

契約に係る地方自治法の例外である、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約」への該当性については、より積極的かつ合理的な該当理由の説明がなされなければならない。さらにその中でも特に「単独随意契約」については、一切の競争をせず、あらかじめ特定の 1 者との間で契約締結するより例外的な方法である。そのため、公共調達の場合均等、競争性、公正性、経済性及び透明性などの観点から、より慎重かつ具体的な説明が必要であり、その客観性や合理性の確保が重要である。

この点、現状の委託契約マニュアルにおいては、単独随意契約理由を記載すべきことを定めるのみであり、別途定める「委託業務等業者選定資料作成要領」においても概括的な記載例を示すのみで、その理由の説明水準に関する、具体的な指針、ガイドライン等の設定はない。

そこで、他の政令指定都市において、随意契約を適用するに当たって留意すべき事項を定めた指針、ガイドラインの設定状況を調べたところ以下の状況であった。

(政令指定都市における随意契約ガイドライン公開状況)

政令指定都市名	ガイドライン等の公開の有無	概要（注）
札幌市	○あり	・総論として契約の公平性、透明性、競争性に基づく原則の明示を行うとともに、随意契約の長所と短所を示し、安易に随意契約によることのないよう厳に慎み、適正な事務処理を行うことを指示し

政令指定都市名	ガイドライン等の公開の有無	概要（注）
		<p>ている。また、地方自治法施行令の標準的な解釈と想定事例を示し、特にいわゆる2号随意契約には具体的判断指針を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の相手方及びその資格にも言及している。 ・契約上の係争判例などを示して注意喚起している。
仙台市	×なし	-
新潟市	×なし	-
さいたま市	○あり	<ul style="list-style-type: none"> ・総論として「留意すべき事項」を定め、随意契約を選択するうえでのチェックポイントを設けている。 ・いわゆる2号随意契約「当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうか」（特命随意契約を想定）の判断基準を示し、具体的には以下のようなチェックポイントを示している。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているか ⇒「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」等をもって当該契約者を限定していないか、など ・また、以下のような注意事項も示している。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒仕様内容を民間事業者のノウハウにより一層の向上を要求するコンペ方式やプロポーザル方式の採用に当たっての注意点 ⇒調査、研究等に係る一連の契約に当たっての注意点 ・契約内容の公表に至るまでをガイダンスしている。
千葉市	△あり (委託なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事等に係る随意契約ガイドラインとして公表されており、直ちに委託契約にも適用されるかどうかは不明。 ・地方自治法施行令の定めに沿って概括的に定めている。
川崎市	×なし	-
横浜市	×なし	-
相模原市	×なし	-
静岡市	×なし	-
浜松市	×なし	-
名古屋市	×なし	-
京都市	△あり (委託なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・物品調達、建設工事等に係る随意契約ガイドラインとして公表されており、直ちに委託契約にも適用されるかどうかは不明。 ・地方自治法施行令の定めに沿って概括的に定めている。

政令指定都市名	ガイドライン等の公開の有無	概要（注）
大阪市	○あり	<ul style="list-style-type: none"> ・総論として本ガイドラインに掲げる「地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由」の例示に該当することのみをもって直ちに随意契約とすべき趣旨で作成したものではないことを明示している。 ・特に、随意契約理由のモデルを表形式に例示し、いわゆる2号随意契約に対する大阪市の基本的な考え方を明示している。 ・契約上の係争判例などを示して注意喚起している。
堺市	○あり	<ul style="list-style-type: none"> ・総論として安易に恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨を明示している。 ・いわゆる2号随意契約については、特に競争入札を原則とする契約方法の例外的手法であることから、「価格競争ができない・馴染まない理由」について明確に説明できるかどうかについて検討し、やむを得ない理由がある場合に限定して運用するよう留意すること、及び、その判断を図示するなどの工夫がなされている。
神戸市	×なし	-
岡山市	×なし	-
広島市	○あり	<ul style="list-style-type: none"> ・総論として地方自治法施行令に関し、拡大解釈を制御し、規定の解釈・運用が、公正かつ統一的になされるよう、標準的な解釈・運用指針を示すことを明示している。 ・いわゆる2号随意契約については、例えば、「特定の者でなければ納入することができないとき。」に対して、「製造者だけでなく販売代理店等も含め、納入することができる者が1者に限定されていることを、製造者等からの証明書等により確認してください。」といった、具体的なアクションにつなげて指示している。
北九州市	×なし	-
福岡市	×なし	-
熊本市	×なし	-

（注） 監査人による要約：各政令指定都市のホームページによる公開内容を監査人が調査

【監査意見01】 随意契約に係るガイドライン

現在、市の委託契約においては相当数の「単独随意契約」が実施されているが、委託契約マニュアル等においては、単独随意契約理由を記載すべきことを定めるのみで、その理由の説明水準に関する、具体的な指針、ガイドライン等の設定はない。結果として、個々の契約判断に係る理由の説明は、委託業務の所管所属の判断にゆだねている状況

である。

確かに、個別の委託契約において十分な単独随意契約理由を説明できている業務もあるが、必ずしも1者に絞る理由を説明付けられているとはみなせないケースや、継続的な業務において、将来的な競争性の確保への視点も含めて、単独随意契約を継続することの説明を行う視点が十分でないケースが見受けられる。

委託契約は、その業務の種類や性質が多岐にわたり、随意契約理由の具体的記載内容までも画一的に定めるようなガイドラインを策定することは現実的ではない。しかしながら、一切の判断を所管所属に任せたまま、適切な理由説明ができるかどうかも疑問である。

したがって、契約課は、すでにガイドラインを定めている他の政令指定都市の事例なども参考にし、市の説明責任強化に資する指針やガイドラインの策定を検討することが望まれる。

②随意契約に係る公表

【現状】

現在、市における契約結果については、「静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱」（以下、「入札情報等の公開に関する要綱」という。）に基づき、書面の閲覧の方法により公表することとしており、公表場所も該当する入札等の執行課において行うこととされている。

市の情報公開方法として広く適用されるホームページにおける公開についても、同要綱においては以下のように、補完的な措置と位置付けられており、委託契約結果に関して、全庁的な観点からホームページ公開されているのは、WTOに該当する契約及び地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約に限定されている。

（公表の補完措置）

第6条 市長は、この要綱の規定に基づき情報の公表を行う場合において、必要があると認めるときは、ホームページへの掲載、報道機関への情報提供その他適当な補完措置をとるものとする。

一方、他の政令指定都市において、特に「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約」の結果に関するホームページでの公開状況を調べたところ以下の状況であった。

これによれば、現在、全20政令指定都市のうち、半数に当たる10都市が、各市の定める一定の範囲において2号随意契約の結果をホームページ上で公開しており、特にそのうち8都市については、随意契約とする理由（単独随意契約に絞っているものを含む）を公開している。

(政令指定都市における契約結果のホームページ公開状況 (委託契約に限る))

政令指定都市名	2号随意契約の公表	2号随意契約理由の公表	概要(注)
札幌市	○あり	○あり	随意契約(企画競争により契約の相手方を選定したものを含む)のうち、予定価格が100万円超(物品の借受けの場合は80万円超)の案件の結果一覧をホームページ公開している。
仙台市	×なし	×なし	-
新潟市	×なし	×なし	-
さいたま市	○あり	○あり	契約金額100万円以上の業務委託契約(建設工事に伴うもの及び水道局発注のものを除く。)について、その業務を担当する課名、業務名、契約金額、契約相手方名などをホームページ公開(随意契約により契約した時はその理由の公表を含む)している。
千葉市	×なし	×なし	-
川崎市	×なし	×なし	-
横浜市	×なし	×なし	-
相模原市	×なし	×なし	-
静岡市	×なし	×なし	-
浜松市	○あり	○あり	1者特命で随意契約した業務委託(建設工事関連業務委託を除く)のうち、予定価格が100万円を超えるものをホームページ公開(プロポーザル方式を含み、3号随契及びWTOは除く)している。
名古屋市	○あり	○あり	契約手続の透明性・公正性・競争性をより高めるための取組として、随意契約を行った場合は、少額のものを除き、その理由などをホームページ公開(「調達情報サービスシステム」)している。
京都市	○あり	○あり	契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約(物件の購入、賃借、委託等)をホームページ公開
大阪市	○あり	○あり	各局における業務委託随意契約結果一覧をホームページ公開(該当案件のある月のみ)特命随契については「随意契約理由書」もホームページ公開している。
堺市	○あり	×なし	業務委託の入札案件及び随意契約に係る結果・政策随契の契約情報(予定価格100万円超えの案件に限

政令指定 都市名	2号随意契約 の公表	2号随意契約 理由の公表	概要（注）
			る。) をホームページ公開している。 ※2号随意契約の理由までは発見できなかった。
神戸市	○あり	○あり	委託契約：契約金額が100万円（税込）を超える特命随意契約をホームページ公開している。
岡山市	×なし	×なし	-
広島市	×なし	×なし	-
北九州市	○あり	○あり	業務委託：予定価格が100万円を超える業務委託（工事に係るものを除く）に関する随意契約の結果をホームページ公開している。
福岡市	×なし	×なし	-
熊本市	○あり	×なし	各課における随意契約結果一覧（年度別）をホームページ公開（くまもと県市町電子入札システム）している。 ※2号随意契約の理由までは発見できなかった。

（注）ホームページへの外部アクセスでわかる範囲、委託契約に係る2号随意契約に限る。各政令指定都市のホームページによる公開内容を監査人が調査

【監査意見 02】 随意契約に係る公表

現在、「入札情報等の公開に関する要綱」において、特に市独自の判断に基づいて適用する随意契約（2号随意契約、特に単独随意契約。）の理由については、公表することとして定められている。

しかし、その具体的な方法は、執行課の窓口における書面の閲覧の方法とされており、より広くかつ簡便に情報伝達される手法であるホームページ公開に比べると公衆の閲覧可能性は極めて低く、結局のところ、随意契約としたこと及びその理由が、十分に庁外に周知されない蓋然性が高い。

特に単独随意契約については、その理由の客観性や合理性が重要となるが、上述のとおり、随意契約の適用判断及びその説明に対する市としての指針（又はガイドライン）もなく、委託業務等業者選定委員会等においてその可否を検討しているといえども、これも極めてクローズな環境下での判断であることから、より客観的で合理的な理由をもって随意契約を適用しているという主張を第三者が検証する機会は乏しいと言わざるを得ない。そのため、ともすると実質的に形骸化した理由付けをもって、前例踏襲型の判断がまかり通ってしまいかねない状況があるといえる。

したがって、随意契約の適用判断に関し、今以上に緊張感を持って庁外に対する説明責任を果たすべきという観点からは、現状の公表方法のみならず、より広く閲覧可能なホームページにおける公開を行うことが望まれる。したがって、契約課は、先行してい

る他の政令指定都市の状況などを参考に、市としてどのような説明責任の表し方がより十分かつ適切であるかという点を検討し、契約結果等について可能な限りホームページでの公開を行うことを検討することが望まれる。

(3) 各所属に共通的な契約事務の取り扱いについて

①積算に関する考え方（業者からの参考見積の徴取）

【現状】

今回の包括外部監査において、業者からの参考見積に関する指摘事項等については、以下のとおりである。

指摘事項、監査意見の対象業務	該当ページ
危機管理総室「富士山火山防災マップデータ作成業務」【指摘事項 10】	53
財政課「統一的な基準による地方公会計作成支援業務」【指摘事項 16】	74
学校給食課「西島学校給食センター次期事業手法検討業務」【指摘事項 55】	197

これらは、いずれも業者からの参考見積について、1者のみからの徴取としている。（単独随意契約の場合は除く）

この要因として、現在の委託契約マニュアルの記載が以下のとおりであり、特に業者から参考見積を基礎とする場合には、「業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする。」ということと、「なるべく2者以上から参考見積依頼をすること」が示されていることがあげられる。

（委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル P13 抜粋）

- | |
|--|
| <p>①次の業務は、市が独自に策定している「積算標準」に基づいて積算根拠とする。</p> <p>環境衛生管理監督業務、建築物清掃業務、空気環境測定業務、飲料水貯水槽清掃業務、ねずみ・こん虫等防除業務、人的警備業務、消防用設備等保守点検業務</p> <p>※ただし、標準的な庁舎建築物に関するものであるため、必ずしも全ての案件に用いる必要はない。業務仕様を確定させた後、参考見積や前年の実績等を勘案し、適正に積算すること。</p> <p>②業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする。</p> <p>※契約の予約と受け取られるような言動は避けること</p> <p>※なるべく2者以上から参考見積依頼をすること</p> <p>※入札参加資格登録者のうち所在地（市内優先）や等級に注意して参考見積依頼をすること</p> <p>③建設工事の積算や物価資料のほか、同種業務の実績なども勘案しながら積算する。</p> |
|--|

これは、建設工事等と異なり、委託業務はその性質や種類が限りなく多岐にわたる要

素を含むことから、画一的な積算基準の適用のみでは、実態に即した積算ができないことを想定したものである。

なお、参考見積の徴取に当たっては、「なるべく2者以上」と記載されているが、その根拠は「静岡市契約規則」（以下、「契約規則」という。）における以下の定めにある。

（契約規則第29条第1項抜粋）

（見積書の徴取）

第29条 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、予定価格が10万円を超えない物品の買入れ、50万円を超えない物品及びその他の物の修繕並びに10万円を超えないその他の契約をするときは、これを1人の者からとすることができる。

この規則において、「なるべく」と表現されており、言葉の意味としては「できる限り」といった意味合いを有しているものの、当該規則のただし書き以降に、1者からの取得を容認する例外規定があることを勘案すると、事実上「なるべく」とは、「原則として」に近いところを意味するものと読み取ることができる。そのため、その解釈を契約課に問い合わせたところ以下の回答があった。

（契約課への質問とその回答）

監査人からの質問	参考見積（なるべく2者以上）とありますが、どの程度重視されるのでしょうか。過年度の積算のみで進めてしまうといった例があった場合はやはり不適切でしょうか。 また、他市の事例を利用すること等は契約課としては奨励されていますでしょうか。
契約課の回答	積算根拠としているため、重視している。 ここ数年は物価や人件費が高騰しているため、過年度の積算のみで進めるのは適切ではなく、参考見積も直近のものを依頼している。 また、他都市の事例は奨励していない。 原則2者以上からの見積とし、2者以上存在しない場合はやむを得ないものとしている。

【指摘事項03】積算に関する考え方（業者からの参考見積の徴取）

委託業務の積算において、業者からの参考見積を基礎とする場合には、「業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする。」と定められていることを勘案すると、少なくとも参考見積をそのままのみにすることを許容していないと考えられる。そのうえで、一般的に精査するに当たっては、単独随意契約の場合を除き、いくつかの参考見積の比較衡量による精査を行うことが想定される。

その点を踏まえて契約規則第 29 条は「なるべく」と規定していると解するが、同上ただし書きの規定を踏まえると、事実上これは「原則として」と読み取ることが適切であると考えられる。

この解釈に関しては、契約課も同様であるが、現在のマニュアルの記載文言だけを見た場合、契約制度の理解が必ずしも十分でない所管所属の担当者によっては、2 者以上からの参考見積の徴取は単なる努力目標であると読み取られかねず、現に 2 者以上から参考見積を徴取していない例が散見される。

したがって、契約課は、所管所属に契約規則の定めのとおり正しい理解を促す観点からは、現在の委託契約マニュアルにおける積算の定めを改め、契約規則に言う「なるべく」とは、実務上「原則として」であることを明らかにする工夫を行う必要がある。

②単独随意契約理由の記載箇所の不備の防止

【現状】

今回の包括外部監査において、単独随意契約理由の記載箇所に関連する指摘事項等については、以下のとおりである。

指摘事項、監査意見の対象業務	該当ページ
危機管理総室「同報無線（葵区・駿河区・清水区の一部）保守点検業務」【指摘事項 06】、「デジタル移動通信系防災無線保守点検業務」【指摘事項 07】	48、49
財政課「ふるさと寄附金受入事務等業務」【監査意見 11】	77
公営競技事務所「静岡競輪場選手宿舎等管理委運営業務」【指摘事項 21】	89
警防課「消防ヘリコプターテレビ電送装置保守点検委託業務」【指摘事項 50】、「消防ヘリコプター可視・赤外防振カメラ保守点検委託業務」【指摘事項 51】	185、186

これらは、いずれも単独随意契約理由を「見積結果表」に記載できていなかったものである。この要因として、委託契約マニュアルに以下のとおり記載されているにもかかわらず、その内容が所管所属に十分周知されていなかったことが想定される。

（委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル P20 抜粋）

（8）単独随意契約

相手を 1 者に特定して行う契約方法。単随（たんずい）と略されることが多い。「積算金額が 10 万円（修繕は 50 万円）以下の場合」又は「3 号随契による場合」を除き、「その 1 者にしか業務履行ができない特別な事情がある場合」のみに採用する。

競争性が働かないことや、透明性への疑義が生じるおそれがあるため、採用に当たっては慎重を期さなければならない。

事業決裁を起こす場合（部会案件を除く）は、決裁内にその業者を選定した理由（単随理由）を記載し、決裁を起こさない場合は「単随任意契約理由書」を作成すること。（例：50万円超100万円以下の修繕等で契約書を作成しない場合）

積算金額が10万円以上の単随による場合は、見積結果表に単随理由を記載し、執行後に公表する。

（注）令和4年度における委託契約マニュアルの定めも同様

【監査意見 03】単随任意契約理由の記載箇所の不備の防止

単随任意契約である理由を適正に説明すること及びより広範に公開することの必要性については、(2) ①及び②で言及したとおりである。

この点を踏まえた、さらなる拡充を図る観点からも、どのような書類にどのような記載方式をもってより適正な説明と広範な公開を進めていくか、ということは重要である。その観点からは、特に単随任意契約理由を適切な場所に記載させて、広く公開を進めていかなければならない。

したがって、契約課は、現在の委託契約マニュアルの定めが十分に周知され、マニュアルに沿った運用がなされていることを担保すべきであり、通知することのみならず、定期的に各所管所属が適切な取り扱いができていないかどうかを調査するなどのモニタリング機能を発揮することが望まれる。

また、随意契約のガイドラインの策定や委託契約マニュアルの改訂を検討することで、形式面からもより単随任意契約に係る説明責任を強化できるような工夫を行うことが望まれる。

③暴力団排除手続の不備の防止

【現状】

今回の包括外部監査において、委託契約に係る暴力団排除手続に関連する指摘事項等については、以下のとおりとである。

指摘事項、監査意見の対象業務	該当ページ
財政課「ふるさと寄附金受入事務等業務」【監査意見 12】	78
公営競技事務所「静岡競輪開催業務等一括委託業務」【指摘事項 17】	80
ごみ減量推進課「令和4年台風15号に伴う災害廃棄物仮置場設営・運営・管理等業務委託」【指摘事項 27】	104
財産管理課「産業廃棄物処分委託業務」【指摘事項 49】	176
指令課「ヘリコプターテレビ中継局設備更新業務」【指摘事項 54】	193

これらは、「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」等の必要書類の入手を失念してい

た事項、又は、入手はしたものの契約課への提出を失念していた事項等であり、いずれも委託契約に当たって必要な手続（いわゆる、反社チェック）が十分でないまま、契約締結をしていたものである。

【監査意見 04】 暴力団排除手続の不備の防止

委託契約に当たって、必要な暴力団排除手続はすでに委託契約マニュアルにおいて記載されており、第一義的には各所属が適切にこの内容を理解して、徹底する必要がある。

一方、当該手続は、委託契約のみならず再委託契約にも及び、多数の事業者との間で手続を実施することや複数の課にまたがって契約をしている事業者について、すでに市として手続が実施済みであるかどうかを確認する必要があるなど、手続として複雑なものとなっていると言わざるを得ない。

したがって、契約課は、現在の委託契約マニュアルの定めが十分に周知されることのほか、各所属に十分に理解されているかどうかまでを担保すべきであり、通知することのみならず、定期的に各所管所属が適切な理解ができているかどうかを調査するなどのモニタリング機能を発揮することが望まれる。

④委託契約書における重要事項（再委託契約書の不備の防止）

【現状】

今回の包括外部監査において、再委託契約書の不備に関連する指摘事項等については、以下のとおりである。

指摘事項、監査意見の対象業務	該当ページ
危機管理総室「静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル運営業務」【指摘事項 09】	51
公営競技事務所「静岡競輪開催業務等一括委託業務」【指摘事項 18】、「静岡競輪場選手宿舎等管理運営業務」【指摘事項 22】	81、90
ごみ減量推進課「静岡市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託」【指摘事項 29】	107
収集業務課「不燃・粗大ごみ受付センター運営業務」【指摘事項 31】	112
新型コロナウイルス感染症対策課「新型コロナウイルスワクチンコールセンター及び集団接種会場運営等業務」【指摘事項 40】	140

これらは、委託業務を第三者に再委託する際の、再委託契約書において、本来市として認めていない、さらなる再委託（いわゆる再々委託）が可能と読み取られる条項が存在することに対して指摘するものである。

この点は、現行の委託契約マニュアルの記載が以下にとどまっていることが要因であると想定される。

(委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル P52 抜粋)

(4) ②再委託の手続き

- ア 再委託承認申請書を受託者から提出させる。
- イ 再委託の内容、金額、期間、再委託者が適当であれば承認書を交付する。
- ウ 再委託承認書を交付した後、速やかに提出させるもの。
 - ・再委託に関する契約書又は請書の写し
 - ・再委託者の「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」
(再委託者が静岡市の有資格者であれば不要)

【指摘事項 04】 委託契約書における重要事項（再委託契約書の不備の防止）

委託業務において再委託を承認するに当たっては、委託契約マニュアルにおいて再委託承認申請書の受理の他、①再委託契約書等の写し、②再委託先の暴排誓約書等（上記ページ以外で、再委託先の役員等氏名一覧、再委託先の登記簿謄本又は運転免許証等の徴収を定めている。）が必要であることが明記されているが、再委託契約書に市として不適切と判断するような条項がないかなどを確認すべきことやあらかじめ委託事業者に不適切な条項を定めてはならないことを指導すべき旨は明記されていない。

これらは、マニュアルに記載がなくても当然に対処すべき事項であるが、現実的には、必ずしも各所属において、契約条項等に関する専門的知見が十分でないことを勘案すると、所属ごとの個別判断のみでは再委託契約締結に関し適切なチェックができないというリスクがある。

また、再委託承認の実施手順では、再委託の承認書上でいわゆる再々委託の防止を含む一定の禁止事項を記載しているため、実務上はそこまで満足して、個別の再委託契約書まで注意が回っていない例が散見される。

したがって、契約課は、このような事例を防止して、各契約文書の適切な取り交わしに至るまでを担保する観点からは、これに係る指摘事項を参考に、再委託契約書に関する注意事項を委託契約マニュアルに追加するなどして、契約実務に係る重要なリスクを未然に防ぐ工夫をする必要がある。

⑤委託契約書の一般的事項の不備の防止

【現状】

今回の包括外部監査において、委託契約書類の一般的な事項に関連する指摘事項等については、以下のとおりである。

(「委託契約書」と「個人情報の保護に関する取扱仕様書」との間の不整合に関するもの①)

指摘事項、監査意見の対象業務	該当 ページ
----------------	-----------

危機管理総室「静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル運営業務」【指摘事項 08】、 「富士山火山防災マップデータ作成業務」【指摘事項 11】	50、53
子ども家庭課「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」【指摘事項 45】	154

上記については、契約書本体で再委託を例外承認する旨の定めを設けていないにもかかわらず、個人情報の保護に関する取扱仕様書上で再委託を例外承認する旨の条項が残ってしまっているという不整合を指摘したものである。

(「委託契約書」と「個人情報の保護に関する取扱仕様書」との間の不整合に関するもの②)

指摘事項、監査意見の対象業務	該当 ページ
福祉総務課「生涯活躍のまち静岡駿河共生地区共生事業企画運営業務」【指摘事項 37】	128
子ども未来課「放課後児童クラブ管理システム導入業務」【指摘事項 44】	150

上記については、契約書本体では再委託を例外承認する旨の定めを設けているが、個人情報の保護に関する取扱仕様書上で再委託を例外承認する旨の条項を記載していないという不整合を指摘したものである。

(「委託契約書」と「再委託契約書」との間の不整合に関するもの)

指摘事項、監査意見の対象業務	該当 ページ
公営競技事務所「静岡競輪開催業務等一括委託業務」【指摘事項 19】、「静岡競輪場選手宿舎等管理運営業務」【指摘事項 23】	83、92
歴史文化課「駿府城跡天守台野外展示基本設計その2業務」【指摘事項 25】、「(仮称)静岡市歴史文化施設建設工事監理業務委託」【指摘事項 26】	98、99
ごみ減量推進課「令和4年台風15号に伴う災害廃棄物仮置場設営・運営・管理等業務委託」【指摘事項 28】、「葵区油山地内被災家屋等解体業務」【指摘事項 30】	105、109
新型コロナウイルス感染症対策課「新型コロナウイルスワクチンコールセンター及び集団接種会場運営等業務」【指摘事項 41】	142

上記については、委託契約書本体において、再委託契約書において準用すべき条項を明記すべきことを定めたにもかかわらず、再委託契約書上そのとおりに条項が定められていないことを指摘したものである。

【指摘事項 05】 委託契約書の一般的事項の不備の防止

市における業務委託契約は、工事等の契約と異なり、個別の契約締結に当たり契約部

門（契約課）の直接的な関与は想定されていない。また、業務委託契約文書の文言レベルについても、市としての取り扱い件数の膨大性を勘案して、法務部門（政策法務課）から個別のリーガルチェックを受けることは前提としていない。

そのため、業務委託契約文書の適切性の確認は、原則として所属ごと自己チェックによって確保されなければならないが、結果として種々の契約文書の不備が検出されている。

その要因として、本来、庁内の契約部門や法務部門の確認を経た全庁的な契約書雛型を用いるべきであるにもかかわらず、過年度の同様又は類似業務の契約文書を踏襲して利用したことや、事業者が提示する雛型を利用するに当たって、契約部門や法務部門への十分な問い合わせを実施しなかったことなどがあげられる。

したがって、契約課はまず、原則として毎年度更新された全庁的な雛型を基礎として契約書を作成すべきこと、また、雛型にない契約条項の利用や雛型の変更を行う場合には、適切に法務部門に問い合わせる必要があることを、改めて全庁に向けて発信する必要がある。

そのうえで、業務統括課としての内部統制機能をより適切に発揮する観点からは、上記の発信に対して、各所属がどの程度徹底できているかについて、定期的に調査するといったモニタリングも実施すべきである。

【監査意見 05】 委託契約書の一般的事項の不備の防止

今回の包括外部監査で不備が検出されることが多かった、再委託関係の条項や個人情報取り扱い関係の条項については、市の委託契約遂行上のリスクを低減する観点や、契約事務上の判断を効率化する観点からは、再委託や個人情報を扱う可能性があるかによって記載するかどうかを判断することが適さないものとする。

すなわち、これらの条項は市が実施する業務委託契約書の雛型において、契約上必ず設けるべき条項であると統一的に定めることが適当である。これにより、重要条項の漏れや誤りを防止し、各所属の事務上の判断の煩雑性を取り除くことにも資するとも考えられるため、全庁的な契約事務の安定化を図る上でも契約課を中心として、この取り扱いを検討することが望ましい。

なお、業務委託契約書の雛型は法務部門である政策法務課、個人情報の保護に関する取扱仕様書の雛型は総務課が所管するなど、庁内で役割が分担されているのが現状である。

したがって、契約課は、上記のような、再委託関係や個人情報取り扱い関係に係る業務委託契約書の文言に係る全庁的な取り扱いを明確にすることについて、契約事務に係る業務統括課としての立場において必要な部門間連携を適切に実施すべきであり、政策法務課や総務課などと十分に相談し、事務の有効性と効率性を再度検討することが望まれる。

(4) プロポーザル方式等特殊な契約事務の取り扱いについて

①契約事務から業務執行、検収に至るガイダンスの策定について

【現状】

市の委託契約マニュアルにおいて、プロポーザル方式を含む特殊な調達方式に対する考え方について以下のように示している。

(委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル P37 抜粋)

公共団体の契約は、総額（総価）、一般競争入札、最低又は最高価格の自動落札を原則としているが、契約内容によっては、それ以外の方法によることが有利となる場合がある。

「プロポーザル方式」「総合評価方式」は審査会の設置等、事務手続きが煩雑になり多くの時間を要するほか、決定基準については厳しく客観性が求められる。また、「単価契約」は業務量の予定数量等について、できる限り精査して発注する必要がある。

総価契約以外は特別な発注方式であるため、安易に適用してはならない。

これについて、その解釈を契約課に問い合わせたところ、以下の回答があった。

(契約課への質問とその回答)

監査人からの質問	マニュアル P37 に、「安易な適用」とありますが、どのようなことを想定されていますでしょうか。プロポーザル方式や総合評価方式はあまり奨励していないということでしょうか。
契約課の回答	発注仕様を定めることができる業務をプロポーザル方式にすることなど、価格競争できる案件をプロポーザル方式にすること。(プロポーザル方式を) 奨励しているか、していないかは、どちらでもない。

これは、あくまでも委託業務の調達においては、事前に「仕様書」を適切に定めて、その内容を確実に実施できる事業者と、「総価契約」を原則として、一般競争入札、その他適切な契約方式で契約することを前提としているものであるとのことである。

そのため、一般的な委託業務についてはやはり、「仕様書」に基づき、競争性を確保した調達とすべきであるということであるが、適切な場合にプロポーザル方式等を適用することを否定するものではない。

なお、プロポーザル方式に着目した場合、同マニュアルにおいて以下のように定義されている。

(委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル P38 抜粋)

プロポーザル方式とは、業務委託の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該業務委託者に係る実施体制、実施方針、企画提案等に関する企画提案

書（以下「提案書」という。）の提出を受け、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を特定する方式をいう。

これは、いわゆる「企画競争による随意契約」にカテゴライズされるものであり、当初、建築工事や建築設計等において、技術力に基づく品質確保の要請などから、国土交通省などにおいて推奨されたものであるが、今日においては、これらの考え方が建設工事等以外の業務委託においても広く適用が進んでいると言える。

この点、地方行財政を所管する総務省としても、「公共工事の品質確保を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」や「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」という形で、当該方式の適用についてその留意点を示しつつも、一定の活用を要請しているところであるが、委託業務については明確な指針（ガイドライン）までは示していない。

そのため、市では委託契約マニュアルにおいて、プロポーザル方式については、以下のような契約を対象とすることを示したうえで、参加資格、募集方法、実施手順、審査結果の公表、その他を定めている。

（委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル P38 抜粋）

ア 対象となる契約

- （ア） 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験に基づくノウハウ等を必要とする業務
- （イ） 本市において、発注仕様を定めることが困難な業務（イベント、企画、調査、維持管理、計画策定等）
- （ウ） その他、プロポーザルに基づき執行することが適当である業務

一方、委託業務に関するプロポーザル方式への取組として、他市の状況を確認したところ、最も近隣の政令指定都市である浜松市では「浜松市業務委託に関するプロポーザル方式ガイドライン」という定めを設けており、その内容は、当該方式に関する考え方から、実務手順を定めた本則に加え、実務上の運用手引、調達手続に使用する具体的な標準様式、業者選定に係る評価判断に係る標準例までが組み込まれた、一体の指針となっていた。

現状、市では委託業務に関しプロポーザル方式を適用する際の指針は、現状の委託契約マニュアル以外にはない。そのため、この点における静岡市の委託契約マニュアルと浜松市のガイドラインの比較を実施してみた。結果は以下のとおりである。

(委託契約においてプロポーザル方式を適用することに関するマニュアルの比較)

項目	プロポーザル方式に係る 指針の状況			判断根拠
	静岡市	詳しさ	浜松市	
形式選定フロー	○	≒	○	
定義	○	≒	○	
対象委託業務	○	≒	○	
実施方法	○	≒	○	
検討会議体/委員会				
審議すべき項目	○	≒	○	
委員会委員の人数 /定義	×	-	○	静岡市のマニュアル上、「プロポーザル審査会」の人数や定義の記載が不明確。
参加資格	○	<	○	浜松市は暴力団関係についても明記している。
実施の公表 (募集方法)	○	<	○	浜松市はホームページへの記載事項についても明記している。
参加表明手続	○	<	○	浜松市は参加意向申出書以外にも、具体的な提出書類まで明記している。
参加資格確認/通知	△	<	○	静岡市のマニュアル上、参加資格確認の通知があるのかどうか不明確。
企画提案書の提出	○	≒	○	
質問の受付/説明会	×	-	○	静岡市のマニュアル上、記載なし。
評価基準の明確化	×	-	○	静岡市のマニュアル上、プロポーザル審査会の審議事項として記載されているのみ。
審査結果の公表	○	≒	○	
候補者との契約締結	×	-	○	静岡市のマニュアル上、記載なし。
標準的な日程	○	>	○	静岡市は、各日程について具体的な「○日以内」という記載がある。
標準的な書式	×	-	○	静岡市は特に様式例なし、浜松市は各種様式例がある。

(注) 監査人による調査：両市の資料を監査人が概括的に比較したものである。

市の委託契約マニュアルにおいても、プロポーザル方式に対する考え方や実務手順などは定められているが、全体として定めの詳細さや利用者である各所属の判断の明確化、効率化に資する具体性の面で浜松市のガイドラインの方が客観的にみて充実している。

また、浜松市ではより具体的な手続用の標準様式が定められている。これに対して静岡市では、各所属がプロポーザル方式を適用するに当たっては、業務内容や審査基準を検討することは当然であるが、必要書類の様式に至るまでも検討しているということを含めて今回の包括外部監査を通じて確認した。

【監査意見 06】 契約事務から業務執行、検収に至るガイダンスの策定について

市の委託契約マニュアルによれば、「総価契約以外は特別な発注方式であるため、安易に適用してはならない。」としている。しかし、これは必ずしもプロポーザル方式等を否定しているわけではない。むしろ、特にプロポーザル方式については、「企画競争による随意契約」として、価格競争以上にその成果物に対する品質確保が重要な場合や、特に委託業務であれば、庁内にはない外部の創造性や技術力、専門的知見など、民間活力による提案を重視したい業務であった場合には、より目的に適合する調達方式であると考えられる。

ガイダンスの策定に当たって、例えば、「静岡市デジタル化推進プラン」のように、搭載している各種の施策にかかる調査検討やコンサルティングなどに対して、個々の委託業務の仕様や成果を画一的に定めることは、難易度が高いことが予想される。

一方、その他の分野においてもプロポーザル方式が有効である調達が一定程度発生している現実を考えた際に、現在のマニュアルの定めのない部分をすべて、それぞれの所管所属の個別の判断や都度の契約課への相談に任せることは、契約事務の非効率を放置することや、相談がなかった場合の検討不足を防止することができず、適切ではないと考える。

そのため、各所属の事業の目的に照らした適切な調達を支援し、より有効かつ効率的なプロポーザル方式の適用を目指す観点からは、契約課は、改めて他市での取り扱いなどを参考にして、委託業務におけるプロポーザル方式等について、委託契約マニュアル上の定めを拡充や別途のガイドラインや標準様式の策定などを検討することが望ましい。

(5) その他

① 契約事務上の有効な取組を全庁的に活用することの検討について

【現状】

今回の包括外部監査を通じて、契約事務の有効化や効率化の観点から個別の所属において、一定の取組や工夫がなされている例が見受けられている。

例えば、環境局においては、委託業務の契約手続きに当たり、「契約案件文書確認リスト」という、局独自のチェックリストを活用している。（【監査意見 19】 参照）

【監査意見 07】 契約事務上の有効な取組を全庁的に活用することの検討について

委託業務の契約事務については、全庁的に委託契約マニュアルに従うことで、庁内の

手続水準の統一化が図られているが、各所属の担当者レベルにおいては個別の作業の実施やその適切な引継の観点からさらなる工夫がなされている例が存在する。

環境局の例で行けば、委託マニュアルで要求されている見積執行時の必要書類や、その後の契約書類等が一覧性をもってチェックできる仕組みとして「契約案件文書確認リスト」を設けているわけであるが、これらの書類や関連する手続きは全庁的にある程度共通化されているものである。そのため、当該リストは他の所属においても十分に活用しうるものと考えられ、個別の所属のみ留めておくのではなく、委託契約マニュアルに付随するツールとするなどして、全庁的な活用やさらなる拡充、事務の共通化を図るきっかけにすることが望まれるものである。

したがって、契約課は契約事務に係る業務統括課として、このような個別の所属が行っている取組や工夫について、全庁的な観点から他にも該当するものがあるかどうかを調査するなどして拾い上げ、活用の可能性を検討することが望まれる。

B. 各所管所属が実施する事業に係る委託業務

I. 危機管理総室

1. 所属の業務内容及び業務分担

危機管理総室は、市における危機管理体制の総括に関すること、危機管理に係る企画及び調整、情報の収集及び発信、職員研修の実施、危機管理対策本部の設置及び会議の運営、その他防災等に関する諸業務を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである（令和4年度時点）。

係	業務概要
危機政 策 係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル運営業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理に係る計画及び調整に関すること：静岡市国土強靱化地域計画、静岡市地震・津波アクションプログラムなどの危機管理に係る計画の改定や、各計画に係る進捗管理など。 ・ 津波対策の推進及び総合調整に関すること：津波避難計画、地域防災計画（津波編）の修正や、地震・津波発生時における住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するための津波ハザードマップの作成など。 ・ 防災関係機関及び団体との連絡に関すること：災害時における民間事業者との協力協定の締結や運用体制の整備など。 ・ 災害に係る広域的応援の連絡調整に関すること：災害時における他都市との相互応援協定に基づく応援職員派遣などの連絡調整。
危機対 策 係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市防災情報マップ維持管理業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議及び地域防災計画に関すること：市長の諮問に応じて静岡市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するための防災会議の開催、静岡市地域防災計画（一般対策編・地震対策編・津波対策編・資料編）の修正・実効性の確保。 ・ 防災意識の高揚及び啓発事業の総括に関すること：市政出前講座の取りまとめや防災講演会の開催、静岡市防災情報マップ及び洪水ハザードマップなどの管理、地震ブレイカーの普及促進など。 ・ 防災訓練に関すること：総合防災訓練（9月）、地域防災訓練（12月）、津波避難訓練（3月）など、各訓練の計画・実施。 ・ 自主防災組織の総括に関すること：自主防災組織の育成指導や防災資機材等の購入費の補助金交付など。

	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団に関すること：水防演習の企画及び実施、分団長会議の実施など
危機情報・施設係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報ポータルサイト構築業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報のシステム及びデジタル施策に関すること：災害時の避難情報や避難所開設状況を市民に提供するためのサイトの運用、「静岡型災害時総合情報サイト」の構築など。 ・同報無線に関すること：同報無線デジタル化の整備に関する業務 ・防災備蓄品、施設の保守・管理に関すること：風水害緊急避難場所に災害関連情報を提供するためのモニターの設置、ポータブル蓄電池の設置による充電環境整備、食料や毛布などの災害用備蓄の整備など。 ・防災設備の保守・管理に関すること：津波監視カメラ、同報無線設備、デジタル地域防災無線などの防災設備の保守管理など。 ・津波避難場所の設置に関すること：津波避難ビル標識、緊急避難場所標識、津波避難施設案内標識などの各種標識等の整備・更新・維持管理、津波避難誘導施設（タワー、命山、避難路橋）の維持管理など。 ・津波避難場所の確保に関すること：津波避難に関する民間施設への助成制度、津波避難ビルの指定。

2. 同報無線（葵区・駿河区・清水区の一部）保守点検業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・親局、中継局、屋外子局の保守点検 ・子局設備打診点検 等
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	不明（同報無線は合併以前の各市町から実施）
事業の終了予定年度	未定（同報無線の利用が続く間は業務を継続）
令和4年度予算	8,119千円
令和4年度決算	8,140千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

同報無線（葵区・駿河区・清水区の一部）保守点検業務は、既設設備である同報無線設備が有事でも支障なく運用できることを目的に点検を行うこととしているものであり、令和4年度は単独随意契約にて、OKI クロステック株式会社と「保守委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 事業者選定方法・手続

①単独随意契約の理由の記載箇所について

【現状】

委託契約マニュアルでは、積算金額が 10 万円以上の単独随意契約については、「見積結果表」にその理由を記載し、執行後に公表することとされているが、本件委託業務については、当該「見積結果表」にその理由が記載されていなかった。

一方、「静岡市委託等業者選定委員会規程」に基づき、所管所属の属する部の部会によって、業者選定される対象であることから、部会への提出資料である「見積参加者表」には、単独随意契約の理由が記載されていた。

【指摘事項 06】 単独随意契約の理由の記載箇所について

本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、委託契約マニュアルに基づく、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で不適切である。

同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨は、単独随意契約の理由が「静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱」に基づく公表の対象であり、これを示すための結果資料が「見積結果表」であるからである。

したがって、危機管理総室は、改めてマニュアルを確認し、その趣旨に沿った運用を適切に実施する必要がある。

3. デジタル移動通信系防災無線保守点検業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	外観点検、測定試験、通話試験、保守対応 等 ・多重無線装置等点検 ・基地局無線装置点検 ・移動局（296 か所）の無線設備 等
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 22 年度
事業の終了予定年度	未定（デジタル移動通信系防災無線の利用が続く間は業務を継続）
令和 4 年度予算	20,455 千円
令和 4 年度決算	20,350 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

デジタル移動通信系防災無線保守点検業務は、災害時の通信手段として配備してい

る移動通信系防災無線を適正に運用管理し、有事でも支障なく運用できることを目的に点検を行うこととしているものであり、令和4年度は単独随意契約にて、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と「保守委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 事業者選定方法・手続

①単独随意契約の理由の記載箇所について

【現状】

「2. 同報無線（葵区・駿河区・清水区の一部）保守点検業務」と同様、危機管理総室は、本件委託業務において単独随意契約とする理由を「見積結果表」に記載していなかった。

【指摘事項 07】単独随意契約の理由の記載箇所について

【指定事項 06】と同様に、危機管理総室は、単独随意契約となった理由を「見積結果表」に記載し、マニュアルとおりの運用をする必要がある。

4. 静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル運営業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	市民からの問合せ等対応業務 コールセンター運営業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和2年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	28,000千円
令和4年度決算	23,361千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル運営業務は、新型コロナウイルス感染症に関する医療・経済・生活等、様々な分野の問合せや相談に幅広く対応し、適切な所管部署等につなぐとともに、感染の疑いがある方からの問合せ等に対しては、保健所内の発熱等受診相談センターにつなぐことを目的としているものであり、令和4年度は競争見積による随意契約にて、株式会社エフザタッチと「静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル運営業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①再委託可否に関する記載内容の相違について

【現状】

「委託契約書」には、再委託に関して、第6条第2項で「第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されているのみで、例外的な場合に再委託を認める条項（例えば、特別な理由がある場合で、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合には再委託を認めるなどの条項）が規定されていないかった。

一方、「個人情報の保護に関する取扱仕様書」第9条には、「契約書第10条ただし書の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は」などと再委託がなされ得ることを前提とする条項が規定されており、再委託の可否に関する記載内容が各契約書類間で相違している。

加えて、「個人情報の保護に関する取扱仕様書」第9条が引用する委託契約書第10条ただし書はそもそも存在せず、その委託契約書第10条も個人情報の保護に関する事項を定めたものであり、再委託に関する条項ではなかった。

【指摘事項 08】再委託可否に関する記載内容の相違について

本件委託業務の場合、危機管理総室による再委託承認手続きは実施されているが、委託契約書上は再委託が例外なく認められないという定めになっており、契約書記載内容と事実が相違してしまっている点で不適切である。

また、契約書本体と別添である個人情報の保護に関する取扱仕様書が整合していない点も不適切な契約書類の記載であるといえる。

したがって、危機管理総室は、再委託の承認手続きをすることのみならず、これに当たって今一度契約書類の条項及び別添書類の整合性を含む重要書類の正確性を確保するように管理する必要がある。

②再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

【現状】

本件委託業務は、その運營業務内でコールセンターにおいて利用するCTI・クラウドPBXの運用、保守管理等について、株式会社エフザタッチと別の1者との間で再委託契約を行うこととしており、市はこれを承認している。当該承認に際して委託先である株式会社エフザタッチと再委託先が締結する再委託契約に係る契約書が必要書類の一部に含まれている。

危機管理総室は、令和4年度の本件委託業務の再委託先の契約書を入手しているが、以下のような契約条項が含まれていることが判明した。（令和2年10月14日付けで締結した再委託契約を令和4年4月1日付けの覚書により引き継いでいる。）

1 件	業務委託契約書第 4 条	<p>(再委託)</p> <p>乙 <u>(再委託先)</u> は、甲 <u>(委託先)</u> の事前の書面による承諾を得たうえで、自社の責任において、委託業務の全部又は一部について、乙 <u>(再委託先)</u> 以外の者に再委託できるものとします。この場合、乙 <u>(再委託先)</u> は、当該再委託先に本契約上乙 <u>(再委託先)</u> が負う義務と同様の義務を負わせるものとします。</p>
-----	--------------	--

※乙 (再委託先)、甲 (委託先) ・ ・ 下線部分は説明するうえで監査人が記載したものである。

【指摘事項 09】再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、原則として、適切な履行の観点及び経済的合理性や効率性の観点からは認めることができないものである。

もっとも、例外として、業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り再委託が認められており、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている。

これらを踏まえると、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）は、認められない。

しかしながら、【現状】に記載した再委託契約書第 4 条の文言に照らすと、委託先の承諾さえあれば、再々委託契約が実施可能であるとの契約内容になっており、少なくとも当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されていると言わざるを得ず、不適切な契約書類の記載であるといえる。

市は、再委託承認の際の「再委託承認書」に、委託先に対し、再委託先による再々委託を禁止することを条件として記載していることや、これを踏まえて委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨等に鑑みると、危機管理総室は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させる、又は、あらかじめ市として「再委託承認書」の条件に抵触するような事項は再委託契約上に定めてはならない旨などを伝達して適切な再委託契約書の提出をするように指示又は指導する必要がある。

5. 富士山火山防災マップデータ作成業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	資料収集整理、GIS データの取りまとめ、富士山火山防災マップデ

	一タの作成、住民説明会支援
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	3,762千円
令和4年度決算	2,343千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

富士山火山防災マップデータ作成業務は、火山災害発生時における住民の円滑かつ迅速な避難及び防災意識の向上を図るため、市において防災上考慮すべき事象について取りまとめて、「富士山火山防災マップ」のマップデータを作成するものであり令和4年度は競争見積による随意契約にて、株式会社パスコと「富士山火山防災マップデータ作成業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 業務内容の決定・積算

①積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）

【現状】

本件委託業務は、富士山火山防災対策協議会から提供された資料やデータを基に、GIS（地理情報システム）を用いて静岡市版のマップデータを作成する技術を有している業者である必要性を求めている。

一方、業務の具体的な積算に当たっては、受託者である株式会社パスコからの参考見積書1通を入手し、これを積算根拠として積算価格3,762千円（予算と同額）としており、その内訳の要約は以下のとおりである。

内容	金額	積算方法
直接人件費	1,346千円	作業単価×時間
直接経費	148千円	公開用資料、成果品作成費、旅費交通費
その他原価（間接費）	725千円	直接人件費×35%/(1-35%)
一般管理費（間接費）	1,195千円	(直接人件費+その他原価)×35%/(1-35%)
消費税	342千円	
合計	3,762千円	

そのうえで、上記要求事項を満たす事業者のうちから、5者を見積参加者に選定し、競争見積による随意契約とした結果、株式会社パスコが2,343千円で落札し、同社と契約を締結している。

【指摘事項 10】 積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）

委託契約マニュアルにおいては、積算方法として、業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする場合には、「なるべく2者以上から参考見積依頼をすること」とされているが、本件委託業務は1者のみからの参考見積をそのまま積算価格（予算と同額）に採用しており、複数業者からの参考見積を基に室として十分な精査を行っているとは言い難く、マニュアルの趣旨に合致した積算ができているとは言えない。

委託業務の積算においては、より慎重かつ精度の高い積算を行う必要があることから、危機管理総室は、マニュアルの趣旨に従って2者以上から参考見積を徴取するとともに、その比較衡量等により、適切に精査を行ったうえで、積算価格を定める必要がある。

また、本件委託業務は「設計業務等標準積算基準書」（国土交通省）を基礎としていることを事業者から聴取しているとのことであるが、当該参考見積を採用する場合には、その作成条件が業務に合致しているかどうかを含め、個別具体的な内容を把握したうえで、積算資料において、積算根拠に使用できると判断した根拠を示して説明責任を果たす必要がある。

（2） 契約事務・手続

①再委託可否に関する記載内容の相違について

【現状】

「委託契約書」には、再委託に関して、第6条第2項で「第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されているのみで、例外的な場合に再委託を認める条項（例えば、特別な理由がある場合で、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合には再委託を認めるなどの条項）が規定されていなかった。

一方、「個人情報の保護に関する取扱仕様書」第9条には、「契約書第11条第2項の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は」とあり、再委託が例外的に承認され得ることを前提とした規定があることから、再委託可否に関する記載内容が各契約書類間で相違している。

加えて、「個人情報の保護に関する取扱仕様書」第9条が引用する委託契約書第11条第2項はそもそも存在せず、その委託契約書第11条も不当な取引制限等に係る損害賠償の予約を定めたものであり、再委託に関する条項ではなかった。

【指摘事項 11】 再委託可否に関する記載内容の相違について

本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。

再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。

6. 布沢地区地すべりセンサー設置業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	・地すべりセンサー（地表伸縮計、地盤傾斜計）、無線通信機、警報機の設置 ・地すべりセンサーの観測等
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和5年度
令和4年度予算	6,699千円
令和4年度決算	6,699千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

布沢地区地すべりセンサー設置業務は、台風15号の影響により清水区布沢地区において、茶畑の法面が崩壊し、下流にある集落に土砂が流入する被害が発生したことを受け、今後同様の被害が見込まれる災害が発生した際に迅速な避難行動につなげるため、地すべりセンサーを設置することを目的としている。そのため、令和4年度の「静岡市委託業務等業者選定委員会規程」第3条第2項及び第7条第3項の定めに基づき、市長が特に必要があると認めるものとして、業者選定委員会の対象外で単独随意契約にて、株式会社ジーバックと「委託業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

II. 企画局デジタル化推進課

1. 所属の業務内容及び業務分担

デジタル化推進課は、デジタル技術の活用に係る企画及び調整に関することや、庁内のデジタル技術の活用に係る企画及び調整、社会保障・税番号制度に係る総合調整に関すること等を実施する。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
地域デジタル化推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業名：静岡市スマートシティビジョン策定・推進体制構築業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市デジタル化推進プランに関すること：市のデジタル化の方針を定めた「静岡市デジタル化推進プラン」に基づき、デジタル化の推進のために、デジタル関連事業の進捗管理、各局が実施する事業の企画・立案・運用に際しての助言や支援、新たな技術や分野の行政活用の検討、全庁が関係するようなデジタル関連施策の企画・立案・運用を行う。
デジタル市役所推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業名：静岡市マイナポイント第2弾申込支援業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内のデジタル技術の活用に係る企画及び調整に関すること：庁内のデジタル化を推進するため、行政手続のオンライン化の推進に併せ、業務の効率化につながるRPA、AI議事録等の導入やデジタル人材の育成に係る事業、また、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業の支援を行う。 ・社会保障・税番号制度に係る総合調整に関すること：マイナンバーカードの普及促進にかかる事業や社会保障・税番号制度に係る支援や取りまとめ等を行う。

2. 自治体オンライン手続推進に係る申請管理システム等構築業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) ネットワークの整備 (2) 既存住基システム等の改修 (3) 申請管理システムの導入
前提となる事業計画等	デジタル・ガバメント実行計画（国） 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（国） デジタル社会の実現に向けた重点計画（国）

事業の開始年度	令和3年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	60,000千円（繰越明許予算）
令和4年度決算	58,300千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

自治体オンライン手続推進に係る申請管理システム等構築業務は、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日総務省）に基づき、市の基幹システムと国のマイナポータル（ぴったりサービス）とのエンドトゥエンド接続を可能とするため、申請管理システム等の構築を行うことを目的とするものであり、令和3年度において単独随意契約にて、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海（現：株式会社NTTデータ東海）と「自治体オンライン手続推進に係る申請管理システム等構築業務委託契約」を締結し、予算繰越に基づき令和4年度において業務を執行している。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. モバイルワーク勤務環境導入業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	(1) モバイルワーク勤務環境の構築 (2) モバイル端末の運用・保守
前提となる事業計画等	静岡市職員テレワーク・ロードマップ
事業の開始年度	令和2年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	3,960千円
令和4年度決算	3,959千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

モバイルワーク勤務環境導入業務は、静岡市職員が仕事の利便性を向上しつつ、多様で柔軟な勤務形態を確保する働き方改革を推進すべく、職員が自席以外でもパソコンを持ち出して仕事ができるモバイルワーク勤務の実験環境を整えることを目的とするものであり、競争見積による随意契約にて、ソフトバンク株式会社と「モバイルワーク勤務環境導入業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

る。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

4. 静岡市スマートシティビジョン策定・推進体制構築業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	市が目指す方向性を示すスマートシティビジョンの策定及び産官学民による検討組織の立ち上げ
前提となる事業計画等	静岡市デジタル化推進プラン（令和3年度～12年度）
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	20,000千円
令和4年度決算	19,800千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

静岡市スマートシティビジョン策定・推進体制構築業務は、デジタルに係る新しい技術等を活用し、新たな価値の創造と地域課題の解決により、持続可能なまちづくりを行うことが目的であり、令和4年度に公募型プロポーザル方式に基づく随意契約にて、有限責任監査法人トーマツと「静岡市スマートシティビジョン策定・推進体制構築業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 事業決裁、委託内容策定等

①積算根拠の在り方について（客観的な積算資料の作成）

【現状】

デジタル化推進課は本件委託業務の予定価格を以下の単価×日数+その他の原価等で積算している。

(ア) 単価

積算資料からは明らかではないが、設計業務委託等技術者単価（国土交通省）の技術員単価を用いているとのことである。

(イ) 日数

積算資料からは明らかではないが、実態としては会議の回数などを事前に業務について相談した事業者から口頭で確認しているとのことである。

(ウ) その他原価、一般管理費

積算資料からは明らかではないが、設計業務等標準積算基準書（国土交通省）の

考え方を基に算定している。

また、予定価格の妥当性は事前に5者から参考見積を徴取するとともに業務について相談した事業者が行った同様の案件の金額と比較することにより確認している。

【指摘事項12】積算根拠の在り方について（客観的な積算資料の作成）

単価について、公共工事の設計業務委託の単価を用いているが、仕様書に記載されている本件委託業務の内容である、①静岡市の社会経済において直面する課題、各関係団体の課題やニーズ、スマートシティを推進するために必要な事項等のヒアリング調査、②スマートシティのビジョン策定、③スマートシティ推進団体の設立運営、④スマートシティの具体的な事業モデルの検討は、明らかに公共工事と異なり、当該単価を用いることに直ちに根拠があるとは言い難いため、当該算定が他の方法よりも合理的であると判断しているのであれば、その根拠を積算資料において示す必要がある。

日数について、必要な人員数や日数が仕様書と積算資料を見ても明らかではない。デジタル化推進課が業務について相談した事業者から口頭で聞き取っている会議の回数など、積算に必要な数値及び内容について、他者が客観的に事後的に検証できる程度には積算資料に記載すべきである。

その他原価については、設計業務等標準積算基準書の考え方に基づいて、「(直接人件費×35%/(1-35%))」と算定しているが、その他原価の内訳や当該事業への適合性は不明である。まず、仕様書においてその他原価として必要な項目について、可能な限り客観的に明示すべきである。そのうえで、積算資料においても当該原価の構成要素に基づき、適切な積算を行っていることを明示すべきである。

一般管理費についても、設計業務等標準積算基準書の考え方に基づいて「((直接人件費+その他原価)×35%/(1-35%))」と算定しているが、一般管理費として、合理性をもって説明可能かどうかについては、疑問である。

したがって、各積算内容がどのように見積もられているか、設計業務等標準積算基準書等を参考にすることの適合性についても、仕様書及び積算資料において、一定の説明がなされる必要がある。

5. 情報リテラシー能力向上支援業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	S型デイサービス及び生涯学習施設を会場として、高齢者が情報通信機器を活用する体験会を実施する。
前提となる事業計画等	静岡市デジタル化推進プラン
事業の開始年度	令和3年度
事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	2,594千円

令和4年度決算	2,557千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

情報リテラシー能力向上支援業務は、市内の高齢者向けに情報リテラシーの向上支援を実施することにより、デジタルデバイドの解消を図ることを目的とするものであり、令和4年度は公募型プロポーザル方式に基づく随意契約にて、NPO法人静岡団塊創業塾と「情報リテラシー能力向上支援業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

Ⅲ. 企画局システム管理課

1. 所属の業務内容及び業務分担

システム管理課は、庁内の住民情報システム、事務システム及び通信ネットワーク、端末機等の調整、運用及び維持管理や庁内の情報セキュリティ対策などを実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
システム係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型内部情報システム保守運用支援業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報系システムに係る運営管理に関すること：住民記録・国保・税業務等の住民情報を電算処理するシステムを適正に運営するとともに、サーバ機器、端末機及び通信回線の保守管理を行い、住民サービス基盤の継続的な安定稼働を実現する。 ・内部情報系システム運営管理に関すること：統合型内部情報システム（財務会計システム、文書管理システム、庶務事務システム、グループウェアシステム）及び人事給与システムを適正に運営するとともに、各種機器等の保守管理を行う。 ・市政総合ネットワーク運営管理に関すること：市政総合ネットワークを適正に運営するとともに、庁内ネットワーク機器等の保守管理を行う。
セキュリティ係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ研修・監査等支援業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーの運用に関すること：ICTを取り巻く環境の変化や、システム攻撃手法の高度化、新たなる知見に対応するため、静岡市情報セキュリティポリシーを必要に応じ随時改正する。 ・情報セキュリティ研修の実施に関すること：職員のセキュリティ意識向上のため、集合研修やe-ラーニング研修を実施する。 ・情報セキュリティ内部監査の実施に関すること：被監査部門のセキュリティ対策向上とセキュリティ意識の高い職員を育成するため、セキュリティ監査（内部監査）を実施する。

2. 統合型内部情報システムクラウド再構築業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	<p>(1) クラウド環境再構築作業（利用者ライセンス追加分含む）</p> <p>① 回線容量を100MBから200MBへ増強（100MB単位）</p>

	② ロードバランサーを上位製品（同時接続数 1,500⇒3,000 対応）へ変更 ③ サーバ数を 6 台から 12 台へ増加 ④ データベースを他団体との共有から静岡市専用へ変更 (2) 再構築したクラウド環境へのデータ移行作業 (3) 各種動作検証作業
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和 4 年度
事業の終了予定年度	令和 4 年度
令和 4 年度予算	324,000 千円
令和 4 年度決算	323,400 千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

統合型内部情報システムクラウド再構築業務は、システム稼働から約 5 年を経過し、利用者数及び使用データ量の増加に伴うシステムの遅延等が発生するなど業務に支障をきたしているため、クラウド環境を再構築し、安定的な業務運用を実現することを目的とするものであり、令和 4 年度は単独随意契約の方法にて、日本電気株式会社静岡支社と「統合型内部情報システムクラウド再構築業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 静岡庁舎等無線 LAN 整備業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	(1) ネットワーク設計及び構築（SE 作業） ネットワーク設計、機器等への制御プログラム作成及び設定作業等 (2) 機器等設定及び設置作業（無線 LAN アクセスポイント、認証サーバ等）
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和 3 年度
事業の終了予定年度	令和 4 年度
令和 4 年度予算	200,000 千円（令和 3 年度繰越）
令和 4 年度決算	194,590 千円（令和 3 年度繰越）
再委託の有無	あり

【事業の概要】

静岡庁舎等無線 LAN 整備業務は、コロナ禍で執務室の三密を避けるために、静岡市市政総合ネットワークに無線 LAN 環境を構築することを目的とするものであり、令和 3 年度において「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づき、日本電気株式会社静岡支社と「静岡庁舎等無線 LAN 整備業務委託契約」を締結し、予算繰越に基づき令和 4 年度において業務を執行している。

(1) 業務遂行管理、検収等

①検収した重要情報の管理について

【現状】

市の職員に貸与される端末（職員 PC）から、無線 LAN を用いて静岡市市政総合ネットワークへアクセス可能とするには、本件委託業務の事業者が提供している証明書発行アプリケーションに管理者としてログインして証明書を発行し、職員 PC に証明書をインストールする必要がある。

当該証明書発行アプリケーションにログインするための管理者 ID やパスワードは、業務の管理文書綴りである簿冊に綴じられた資料に記載されている。そして、当該簿冊はシステム管理課の執務室内の鍵付きのロッカーで管理されている。

この点について、システム管理課にヒアリングしたところ、以下のとおりであった。

- (ア) 証明書発行アプリケーション操作については、管理者用の特定の端末は設けておらず、サーバのアドレス、管理者 ID 及びパスワードを知っていれば一般職員の端末からも、管理者としてログインでき、証明書が発行できる。
- (イ) 証明書のインストールには証明書の所定場所への格納及び別途端末側でバッチ実行が必要である。証明書の格納場所及びバッチ実行の方法は一般職員には公開されていないが、簿冊に記載されている。ただし、上記の証明書発行関係の管理者権限と静岡市市政総合ネットワークへの接続操作に係る管理者権限は分離されており、上記の管理者 ID 及びパスワード等をもって直ちに接続させることができるものではない。

【指摘事項 13】 検収した重要情報の管理について

本件委託業務の受託者が提供している証明書発行アプリケーションに管理者としてログインすれば、端末が庁内の無線 LAN 接続するための証明書を発行できるという点で、当該アプリケーションの管理者 ID やパスワードは、情報セキュリティ上の特権的なアクセス権限の一つである。

静岡市のセキュリティポリシーにおいては、このような特権的なアクセス権限に係る ID 及びパスワードは「厳重に管理」することとされているが、現状はこの ID 及びパスワードが記載された簿冊は、システム管理課の執務室において一般的な鍵付きの

ロッカーに保存されている状況である。

確かに、システム管理課は他の所属とは異なり、執務室自体に鍵がかかるようになっているため、勤務時間外に部外者が入室して施錠されたロッカーの中を見ることは一定程度困難である。

しかし、勤務時間中の執務室は解放されており、庁内の者の入室は比較的容易であることから、本件委託業務によって検収した重要情報を「厳重に管理」し、情報の漏洩リスクを防止する観点で、現在の管理方法が十分に適切なものであるかどうかについては疑問である。

この点、実際の静岡市市政総合ネットワークへの接続については、これ以外のアクセス権限も必要となることから、市のネットワークセキュリティ全体を疑問視するものではないが、より強力なセキュリティ対策を講じるという観点からは、システム管理課は現状の無線 LAN 接続の証明書発行アプリケーションに係る情報の管理方法を見直す必要がある。

4. 住民記録システム・共通基盤システム運用支援業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	システム保守 アプリケーションソフトウェア等保守業務など 運用支援 研修計画書作成、マニュアル・FAQの維持管理など システム全般運用 ヘルプデスク開設・運営、トラブル対応、改善、システム構成の変更作業、システム監視など 利用部門支援 利用者研修など プロジェクト管理 定例会の実施、定例会資料作成など
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 21 年度
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	49,500 千円
令和 4 年度決算	46,398 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

住民記録システム・共通基盤システム運用支援業務は、住民記録システム・共通基盤

システムを安定稼働させるために運用支援、障害対応、維持管理等の業務を実施することを目的とするものであり、令和4年度は単独随意契約にて、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海（現：株式会社NTTデータ東海）と「住民記録システム・共通基盤システム運用支援業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

5. 住民情報システム等オペレーション業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	1. 操作対象システム (1) 税務・国保年金等システム (2) 住民記録システム 2. 業務内容 (1) 上記システム等の運転に係る操作業務 (2) 確定申告書、選挙の入場券等の大量印刷業務 (3) 操作関連資材の交換及び管理 その他、対象業務の運用に係る静岡市が依頼する支援業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成25年度
事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	38,122千円
令和4年度決算	38,121千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

住民情報システム等オペレーション業務は、税務・国保年金等システム、住民記録システム等に関する一括処理及び大量印刷業務の実施による各課業務の安定稼働を目的とするものであり、長期継続契約に基づき、WTOによる一般競争入札にて、株式会社静岡情報センターと「住民情報システム等オペレーション業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

6. 住民情報系仮想サーバ等基盤運用支援業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	住民情報系仮想サーバ等基盤の運用に対する様々な障害、質問等への対応やシステム監視、導入ソフトウェア管理など運用全般における専門的な技術支援
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 31 年度
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	24,387 千円
令和 4 年度決算	23,060 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

住民情報系仮想サーバ等基盤運用支援業務は、住民情報系仮想サーバ等基盤を安定稼働させるために運用支援、障害対応、維持管理等の業務を実施することを目的とするものであり、令和 4 年度は単独随意契約にて、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海（現：株式会社 N T T データ東海）と「住民情報系仮想サーバ等基盤運用支援業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

7. 住民情報系仮想サーバ等基盤保守業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	仮想サーバ、DBサーバ等のサーバ機器 12 台他、付帯設備及びソフトウェアの保守管理
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 30 年度
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	17,160 千円
令和 4 年度決算	17,160 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

住民情報系仮想サーバ等基盤保守業務は、住民情報系仮想サーバ等基盤を正常に稼

働し続けさせるため、住民情報系仮想サーバ等基盤を構成する機器類を一元的に保守管理することを目的とするものであり、令和4年度は単独随意契約にて、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海（現：株式会社NTTデータ東海）と「住民情報系仮想サーバ等基盤保守業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

8. 住民情報セキュリティシステム保守運用支援業務

根拠法令等	平成27年12月25日付総務省「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」（三層の構え）通知
主な業務内容	<p>(1) 住民情報セキュリティシステムにおける以下の機器保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバハードウェア等の保守 ・ネットワーク接続制御機器の保守 ・クライアントハードウェアの保守 ・ライセンス類の管理 <p>(2) 住民情報セキュリティシステムにおける以下の運用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動による異動情報の適用、及び立合（二要素認証） ・年度途中の人事異動等による対応（月2回程度） ・システム接続端末のIP、MACアドレス管理 ・停電対応 ・トラブル及びQA対応 ・新規端末、故障端末に対する住民情報セキュリティシステム再インストール作業 ・更改端末に対する住民情報セキュリティシステムインストール作業 ・バックアップ、稼働状況調査等
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成28年度
事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	16,408千円
令和4年度決算	15,274千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

住民情報セキュリティシステム保守運用支援業務は、平成 27 年度の年金機構情報漏洩事案を受けて、総務省から発出された平成 27 年 12 月 25 日付け「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」（三層の構え）の通知に伴って分離された住民情報系ネットワーク（基幹系：マイナンバー系）におけるセキュリティ体制の維持を目的とするものであり、令和 4 年度は単独随意契約にて、株式会社富士通エフサスと「住民情報セキュリティシステム保守運用支援業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

9. ウイルス対策ソフトウェアの管理サーバ及びクライアントバージョンアップ業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	(1) ウイルス対策ソフトウェアの管理サーバのバージョンアップ (2) 市政パソコンにインストールされたウイルス対策ソフトウェアのバージョンアップ配信作業
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和 4 年度
事業の終了予定年度	令和 4 年度
令和 4 年度予算	4,981 千円
令和 4 年度決算	4,714 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

ウイルス対策ソフトウェアの管理サーバ及びクライアントバージョンアップ業務は、平成 27 年度の年金機構情報漏洩事案を受けて総務省より平成 27 年 12 月 25 日付け「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」（三層の構え）の通知に伴って分離された住民情報系ネットワーク（基幹系：マイナンバー系）におけるセキュリティ体制の維持を目的とするものであり、令和 4 年度は単独随意契約にて、日本電気株式会社静岡支社と「ウイルス対策ソフトウェアのサーバ及びクライアントバージョンアップ業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

10. 情報セキュリティ研修・監査等支援業務

根拠法令等	静岡市情報セキュリティポリシー
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の所属長を対象とした情報セキュリティ研修 ・市の所属を対象とした情報セキュリティ外部監査 ・市の指定管理者を対象とした情報セキュリティ監査 ・情報セキュリティに関するアドバイス
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 17 年
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	2,880 千円
令和 4 年度決算	2,750 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

情報セキュリティ研修・監査等支援業務は、市職員又は市の指定管理者に対する情報セキュリティ研修又は情報セキュリティ監査を高度な専門知識を持つ業者に委託することで、市が保有する情報資産を守るための情報セキュリティ体制をより強固なものにすることを目的とするものであり、令和 4 年度は単独随意契約にて、西日本電信電話株式会社静岡支店と「情報セキュリティ研修・監査等支援業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 事業者選定方法・手続

①事業者選定条件の適切性について

【現状】

本件委託業務の見積参加者が 1 者である理由について、見積結果表には以下のとおり記載されており、緊急時に市の対応組織の運用や証拠保全のための現地調査の支援対応をすることを理由として、公認情報セキュリティ主任監査人及び公認情報セキュリティ監査人の静岡市内の事業所への常駐を要件とし、これを満たして業務を行える事業者が西日本電信電話株式会社静岡支店 1 者であると判断している。

本業務を実施できるのは、公認情報セキュリティ主任監査人を有しており、公認情報セキュリティ監査人が市内事業所に常駐し緊急時の対応が可能である西日本電信電話株式会社静岡支店のみであるため

【指摘事項 14】 事業者選定条件の適切性について

セキュリティ監査と研修以外に、緊急時に市の対応組織の運用や証拠保全のための

現地調査の支援対応をすることを理由として、静岡市内に公認情報セキュリティ監査人が常駐していることを要件としているが、地理的に静岡市は東京・名古屋・神奈川、又は、同じ県内の浜松等の大都市から短時間で通える距離にあり、緊急時の対応の観点で市内に常駐することは必須要件とは言い難い。また、緊急時に他都市の担当者が対応できないような即時性のある証拠保全の対応を行うことについてまでは仕様書にも契約書にも記載されていない。

また、本件委託業務を行える事業者が1者しかいないことが事実であれば、当該事業者が受託できないような事態になった場合、それ自体が市のセキュリティ監査体制の持続性に係るリスクであるといえる。

したがって、システム管理課は、今一度業務の本質的な目的に照らして単独随意契約理由について検討する必要がある。

また、結果的に合理的な理由がない場合は、原則として競争性を確保した調達方法に切り替える必要がある。

11. IT 資産管理適正化支援業務

根拠法令等	静岡市情報セキュリティポリシー
主な業務内容	監査計画書の作成、IT 資産管理監査の実施、監査報告書の作成
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 27 年度
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	2,000 千円
令和 4 年度決算	1,870 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

IT 資産管理適正化支援業務は、「IT 資産管理」が適切に行われない場合に問題となる「情報セキュリティリスク」、「経済的リスク」、「社会的リスク」といった様々なリスクが表面化する前に対策を講じ、法令遵守や情報セキュリティ対策の向上を図ることを目的とするものであり、単独随意契約にて、事業を開始した平成 27 年度から令和元年度までデロイトトーマツリスクサービス株式会社、令和 2 年度以降デロイトトーマツサイバー合同会社と「IT 資産管理適正化支援業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 事業者選定方法・手続

①事業者選定条件の適切性について

【現状】

本件委託業務を単独随意契約とする理由については、見積結果表には、業務を実施できるのは、以下の条件をすべて満たす者である旨記載されており、システム管理課は次の調査結果により、業務を行える事業者がデロイトトーマツサイバー合同会社1者であると判断している。

- ① 一般社団法人 IT 資産管理評価認定協会（SAMAC）認定登録者であること
- ② IT 資産管理（SAM）の構築や改善を指導・助言する実務能力を有することを国内で唯一称することができる CITAM（公認 ITAM コンサルタントトレーナー）の資格取得者が在籍していること。
- ③ IT 資産管理成熟度評価や市に対する助言等の IT 資産管理に関するコンサルティング業務が実施できること。
- ④ 自社開発の IT 資産管理システムを所有せず、公平・中立な立場から IT 資産管理適正化支援業務を実施できること。

2023 年現在の一般社団法人 IT 資産管理評価認定協会（以下、「SAMAC」という。）の認定登録者は 32 者であった。32 者のうち、SAMAC の最上位資格（CITAM トレーナー）の資格取得者が在籍しているのは 4 者であった。4 者のうち、IT 資産管理に関するコンサルタント業務が可能であるのは 3 者であった。自社開発の IT 資産管理システムを持たない業者は 1 者であった。

なお、上記の 3 者について、特段決裁文書上の記載がなかったため、今回の包括外部監査に当たり、システム管理課で再度調査を行ったところ、現在の CITAM トレーナー資格者は、デロイトトーマツサイバー合同会社、みのり監査法人、株式会社クロスビートの 3 者であった。みのり監査法人は財務諸表監査を行っており、株式会社クロスビートは自社開発の IT 管理ツールを販売している。

【指摘事項 15】 事業者選定条件の適切性について

地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約の中でも単独随意契約は特に例外的な業者選定方法であり、やむを得ない場合に限り適用すべき方法である。

システム管理課は、「自社開発の IT 資産管理システムを所有せず、公平・中立な立場から IT 資産管理適正化支援業務を実施できること。」を本件委託業務実施の条件としている。しかしながら、自社開発の IT 資産管理システムを所有していることが、直ちに公平・中立な立場から業務を実施するうえでの支障になるという説明については疑問であり、むしろ、システム開発を通じた IT 資産管理の知識経験を有していると考えられる。

そのため、株式会社クロスビートも業務を実施できる者に該当する余地があると考えられるが、これを除外している理由が管理文書上明確とは言えない。また、みのり監

査法人を除外している理由も同様である。

したがって、システム管理課は、本件委託業務を単独随意契約にて実施するのであれば、市の設定する要件に合致した1者を示すだけでなく、他に該当する業者が存在しないと判断した理由について自らが十分に検証を行ったことを明確に記録する必要がある。

また、結果的に十分な検証ができないのであれば、原則として競争性を確保した調達方法に切り替える必要がある。

IV. 財政局財政部財政課

1. 所属の業務内容及び業務分担

財政課は、予算の編成と議会の招集、議案に関することを中心に、市の資金関係及び統一的な基準による地方公会計財務書類の作成等を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
調整係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局内の調整に関すること。 ・予算編成事務、議会対応に係る局内調整など。
予算第1係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算編成の総括に関すること：予算編成方針や要求手順の通知、各局の要求内容の取りまとめ、市長までの査定スケジュール調整、報道用資料作成・公表など。 ・予算編成・決算に関すること：危機管理総室、総務局、企画局、経済局、子ども未来局、消防局の予算編成事務・決算事務。
予算第2係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会に関すること：議案書等の作成、総括質問の取りまとめ、答弁打ち合せの取りまとめなど。 ・予算編成・決算に関すること：市民局、各区役所、観光交流文化局、保健福祉長寿局、各独立機関の予算編成事務・決算事務。
予算第3係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一的な基準による地方公会計作成支援業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算関係の総括に関すること：決算の集計・公表、当年度予算の執行管理、決算見込の作成、決算統計資料の作成など。 ・予算編成・決算に関すること：環境局、都市局、建設局、教育局の予算編成事務・決算事務。
資金係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと寄附金受入事務等業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市債に関すること：市債の借入に関する事務、市債償還状況の管理など。

	<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじに関すること：宝くじ収入の管理など ・地方交付税に関すること：総務省への地方交付税関係基礎数値の報告など ・予算編成・決算に関すること：財政局、上下水道局の予算編成事務・決算事務
--	---

2. 統一的な基準による地方公会計作成支援業務

根拠法令等	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付け総務大臣通知）
主な業務内容	総務省が推進する統一的な基準による財務書類の作成及び当該基準に基づく会計技術的な助言、財務書類の数値の正確性の検証等
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 30 年度
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	3,177 千円（財政課：1,588 千円、管財課：1,589 千円）
令和 4 年度決算	990 千円（財政課：495 千円、管財課：495 千円）
再委託の有無	なし

【事業の概要】

統一的な基準による地方公会計作成支援業務は、財政の透明性を高め、市民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計、複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による財務書類の作成を行うことに対して、外部の専門家の知見等を活用することを目的にしているものであり、令和 4 年度は競争見積による随意契約にて、日本会計コンサルティング株式会社と「統一的な基準による地方公会計作成支援業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 業務内容の決定・積算

①積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）

【現状】

本件委託業務は、平成 30 年度に市の財務会計システムを更新したことに併せて、地方公会計に係る固定資産台帳や財務書類を管理するために、当該システムと連携した公会計システムを導入している。統一的な基準による地方公会計作成においては、膨大な執行データ等を基に、発生主義や複式簿記等に基づく統一的な基準の専門的かつ高度な知識による判断や処理が求められることや、静岡県内の各自治体における地方公会計の活用状況を踏まえ、有効な取組などを提案できる業者である必要性を求めている。

る。

一方、業務の具体的な積算に当たっては、前年度である令和3年度の受託者からの参考見積書1通を入手し、これを積算根拠として積算価格3,177千円(予算と同額)としている。

そのうえで、県内における上記要求事項を満たす事業者のうちから、基準業者数である5者を見積参加者に選定し、競争見積による随意契約とした結果、日本会計コンサルティング株式会社が990千円で落札し、同社と契約を締結している。

なお、令和4年度の本件委託業務においては、結果的に成果物は適切に納入されたものの、業務運営の不備やスケジュール面での遅れなどが発生したことから、令和5年度の事業者選定において、日本会計コンサルティング株式会社は、見積参加者に選定されないこととなった。

【指摘事項16】積算根拠の在り方について(業者からの参考見積)

委託契約マニュアルにおいては、積算方法として、業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする場合には、「なるべく2者以上から参考見積依頼をすること」とされているが、本件委託業務は1者のみからの参考見積をそのまま積算価格(予算と同額)に採用しており、複数業者からの参考見積を基に課として十分な精査を行っているとは言い難く、マニュアルの趣旨に合致した積算ができているとは言えない。

委託業務の積算においては、より慎重かつ精度の高い積算を行う必要があることから、財政課はマニュアルの趣旨に従って2者以上から参考見積を徴取するとともに、その比較衡量等により、適切に精査を行ったうえで、積算価格を定める必要がある。

【監査意見08】契約形式の在り方について

本件委託業務は、総務大臣通知において求められる財務書類の作成という継続的な制度対応に係る業務であり、すでに県内の実績事業者を適切に把握できる環境にある。また、業務の特性を踏まえても、十分な技能を有した事業者から広く一般に応札を求め、可能な限り公正な価格形成を図るべきものと考え。そのため、指名競争に準じた競争見積による随意契約ではなく、業者登録制度を適用した一般競争入札制度の対象に切り替えていくべきものと考え。したがって、財政課においてはこの点も踏まえた慎重な検討を行うことが望まれる。

(2) その他

①業務の本質的目的、有効活用に向けた検討について

【現状】

本件委託業務については、市の事務事業総点検における予算編成・決算関係事業の内訳の1つとして業務を実施しており、行財政改革実施計画において、以下のような活動指標を設け、その目標と実績の対比を行っている。

指標名	①行政コストの検証・実施 ②財務書類の作成・公表		
	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度
目標値	①実施 ②実施	①実施 ②実施	①実施 ②実施
実績値	①4施設実施 ②実施	①4施設実施 ②実施	①6施設実施 ②実施

(注) 行財政改革における指標として公表されている。

特に、「①行政コストの検証・実施」について、令和4年度は「6施設実施」と評価されているが、その内容を確認したところ、実際のところは公共施設の業務別に6施設分の「行政コスト計算書」の作成を行ったということであった。

【監査意見09】業務の本質的目的、有効活用に向けた検討について

本件委託業務の目的は、事業の概要に記載のとおりであるが、現状は総務大臣通知において求められている「財務書類の作成」のみに留まっている。すなわち、「行政コストの検証・実施」であれば、作成した行政コスト計算書を通じて、行政コストの分析、検証などを行い、市政運営に活用する、といったことが期待されるが、実際には未だ具体的なアクションにまではつながっていないとは言い難い状況である。

これについては、全国的に公会計の活用が課題認識されて久しい。例えば、公共施設別の行政コスト計算書があるのであれば、これを市内の施設間比較や他都市との比較などを通じた運営効率の検討に利用するなど、一定の目標設定や事業評価指標の設定が求められるが、現状は課の担当がそのような認識を持つものの、具体的な取組の水準で検討会等が稼働している状況にはない。

これについては、静岡市のみ課題ではないものの、将来に向けて具体的なアクションや評価につなげていくための目標設定から始めることが望まれる。

3. ふるさと寄附金受入事務等業務

根拠法令等	特になし
主な業務内容	(1) 寄附者情報の管理 (2) 返礼品の企画、調達、配送手配 (3) コールセンターでの問い合わせ対応 (4) 寄附金受領証明書等発行発送業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成27年度

事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	217,872千円
令和4年度決算	191,157千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

ふるさと寄附金受入事務等業務は、ふるさと寄附金制度による市の財政への貢献を目的として、市が実施する「しぞ〜かふるさと応援寄附金」において、ふるさと納税各サイトが受け付けた寄附情報を基に、個人寄附者に対し感謝の意を表する返礼品を贈呈する業務を専門業者に委託しているものであり、令和4年度は2者の専門業者（レッドホースコーポレーション株式会社、株式会社さとふる）との間で、それぞれ単独随意契約にて、「ふるさと寄附金受入事務等業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

（1）事業者選定方法・手続

①事業者選定条件の適切性について

【現状】

本件委託業務は、ふるさと寄附金制度の返礼品提供開始初期からポータルサイトを運営していた株式会社さとふるとの間で委託契約を平成27年度から開始し、その後、ポータルサイトの増加を受けて、市としてその選定基準を定め、これに合致するサイト及び関連業務の一括運営が可能なレッドホースコーポレーション株式会社との委託契約を平成30年度から追加している。

これらは、いずれも単独随意契約となっており、その理由は以下のとおりである。

【見積参加者が1者である理由】、株式会社さとふる

ふるさと納税サイト「さとふる」は、本市のふるさと納税サイト導入基準に合致しており、ふるさと納税サイト「さとふる」の使用業務及び受入事務等業務を実施できるのは、当該事業者1者しかいないため。

【見積参加者が1者である理由】、レッドホースコーポレーション株式会社

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」「ANAのふるさと納税」「au PAY ふるさと納税」「楽天ふるさと納税」は、本市のふるさと納税サイト導入基準に合致しており、当該事業者は、返礼品在庫管理、返礼品配送手配などの業務を、4サイト一括して実施することができ、返礼品事業者の負担を軽減できる唯一の事業者であるため。

【監査意見 10】 事業者選定条件の適切性について

ふるさと寄附金制度の返礼品提供開始初期には、確かにポータルサイトの運営事業者も、それらのサイト及び関連業務の一括運営が可能な事業者も限定的であり、上記の

ような理由が成り立つ状況であったことは、予想ができる。しかしながら、地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約中でも特に単独随意契約は特に例外的な業者選定方法であり、やむを得ない場合に限り適用すべき方法である。

事業開始時点では、単独随意契約をせざるを得ない状況が十分に説明できるのであれば、これまでの単独随意契約は否定されるべきものではない。しかし、ふるさと寄附金制度については、外部環境の変化によって新たな事業者の参入が進んでいることは明白であり、従来単独随意契約が妥当とされてきた業務であっても、競争性を持たせた業者選定方法に、「適時に」切り替えていく必要がある。

また、本件委託業務のように、市の求める業務要件（ふるさと納税サイト導入基準）というものがある場合には、これらの確保を重視する業者選定方法（プロポーザル方式など）が合致する可能性もある。

したがって、財政課は、業者選定に当たって、毎年度、本当に単独随意契約とせざるを得ない状況かどうかを正確に情報収集、確認し、単独随意契約を行う理由について自らが十分に検証を行ったうえで、単独随意契約理由に明記する必要がある。そのうえで、「適時に」競争性を確保することや、より目的適合性の高い選定方式に移行するように検討することが望まれる。

②単独随意契約の理由の記載箇所について

【現状】

委託契約マニュアルでは、積算金額が10万円以上の単独随意契約については、「見積結果表」にその理由を記載し、執行後に公表することとされているが、本件委託業務については当該「見積結果表」にその理由が記載されていなかったことについて、令和4年度の監査委員の定期監査における指導事項とされていた。

一方、「静岡市委託等業者選定委員会規程」に基づき、所管所属の属する部の部会によって、業者選定される対象であることから、部会への提出資料である「見積参加者表」には、単独随意契約の理由が記載されていた。

【監査意見11】単独随意契約の理由の記載箇所について

本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、委託契約マニュアルに基づく、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で監査委員の指導事項となっている。

今回の包括外部監査の実施時点では、当該事項への措置として、「見積結果表」への単独随意契約理由の記載が事後的になされていた。財政課においては、今後も同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨に鑑みて、単独随意契約理由を適切な箇所に記載することが求められる。

(2) 契約事務・手続

①「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について

【現状】

本件委託業務では、委託契約に当たって、いわゆる反社チェックのために必要な、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等について、契約先から入手したものの、契約課に提出することを失念していたため、令和4年度の監査委員の定期監査における指導事項とされていた。

【監査意見 12】「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について

委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切であることから、令和4年度定期監査における指導事項となっている。

今回の包括外部監査の実施時点では、当該事項への措置として、新年度の委託契約に関する事務の進捗管理表を作成し、係内で共有することで、複数人で進捗管理を実施できるように改善され、未提出だった暴力団排除に関する誓約書兼同意書については、契約課に提出し、適正に処理していた。財政課においては、今後も同マニュアルが所定の手続を求めた趣旨に鑑みて、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手と契約課への提出を徹底することが求められる。

V. 財政局財政部公営競技事務所

1. 所属の業務内容及び業務分担

公営競技事務所は、競輪事業収益の確保を通じて、当該収益の一部を市の一般会計への繰り入れを行い、市の様々な事業で活用することを目的として、競輪事業を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
総務係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡競輪開催業務等一括委託業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競輪事業会計の予算、決算、執行等に関すること：予算編成及び管理、開催収支の報告、競輪開催経費の支出。
事業係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡競輪場選手宿舎等管理運営業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競輪事業の企画、競輪場施設の管理等に関すること：競輪開催の日時、場外車券売場、競走の種類、回数等の決定。競輪場施設の大規模改修、修繕。

2. 静岡競輪開催業務等一括委託業務

根拠法令等	自転車競技法、自転車競技法施行規則、 静岡市自転車競走実施条例、静岡市自転車競走実施規則
主な業務内容	自転車競技法第3条に基づく静岡競輪場における競輪開催業務 及び競輪事務等の委託
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成20年度
事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	494,010千円
令和4年度決算	378,852千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

静岡競輪開催業務等一括委託業務は、競輪開催業務等を一括委託することで民間活力による売上の向上と経費節減を図り、安定した収益を確保することを目的としているものであり、債務負担行為（プロポーザル方式）に基づき、令和3年度から令和7年

度までの5ヵ年にわたって日本トーター株式会社と「静岡競輪開催業務等一括委託業務に関する基本契約」（以下、「基本契約」という。）を締結しており、同契約書及び各年度の業務においては「静岡競輪開催業務等一括委託業務に関する年次契約書」に基づいて業務遂行することとしている。

（1）契約事務・手続

①「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について

【現状】

本件委託業務は、以下のような極めて多岐にわたる業務を実施することから、日本トーター株式会社が委託事業者として、その協力会社30～50社程度を再委託先とすることとしており、再委託承認申請を経て、市はこれを承認している。

- （1）投票関係業務
- （2）賞典業務
- （3）サービス関係業務
- （4）警備業務
- （5）清掃業務
- （6）場内設備等管理運営業務
- （7）広報宣伝業務
- （8）臨時場外車券売場設置関係業務
- （9）その他総務業務

再委託承認に当たっては、「静岡市暴力団排除条例」を前提に、公営競技事務所がすべての再委託先から「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等を入手した後、契約課に提出し、委託事業者と再委託契約を締結する事業者に反社会的勢力との関係がないことを確認する、いわゆる反社チェックを受ける必要がある。

しかしながら、公営競技事務所は、本件委託業務の再委託先34社のうち、すでに業者登録等が済んでいるものを除く9社から「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等を入手していたものの、同年度において契約課への提出を失念していた。そのため、当該9社の再委託先については実質的に反社チェックができていないまま、契約業務を遂行していたこととなる。

【指摘事項17】「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について

委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切である。

したがって、公営競技事務所は、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等を入手するにとどめず適切に契約課に提出するところまでを管理する必要がある。

②再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

【現状】

本件委託業務は、市として、多数の再委託契約を承認しており、当該承認に際して委託事業者と再委託先が締結する再委託契約に係る契約書が必要書類の一部に含まれている。

公営競技事務所は、本件委託業務の再委託先 34 社の契約書を入手しているが、そのうち 30 件について以下のような契約条項が含まれていることが判明した。

(30 件の内訳)

28 件	業務委託基本契約書第 15 条 業務委託契約書第 11 条	(再委託) 第 15 条若しくは第 11 条 乙 <u>(再委託先)</u> は、委託業務を再委託することができる。但し、事前に書面で甲 <u>(委託先)</u> の承諾を得ない場合は、この限りではない。
1 件	自家用電気工作物の保安業務委託契約書	(再委託の制限) 第 11 条 乙 <u>(再委託先)</u> は、あらかじめ甲 <u>(委託先)</u> の承諾を得ることなく、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
1 件	警備輸送契約書－警備輸送約款	(業務の下請け) 第 15 条 乙 <u>(再委託先)</u> は、本件業務の一部又は全部の遂行を乙 <u>(再委託先)</u> の業務委託会社（以下「下請会社」という。）に下請けさせることができるものとする。

※乙 (再委託先)、甲 (委託先) ・ ・ 下線部分は説明するうえで監査人が記載したものである。

【指摘事項 18】再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）などというものは、市としては当然に認めていないものとなる。

しかしながら、上記のような再委託契約文言に照らすと、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる状況であると言わざるを得ず、当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、

市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

③再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について

【現状】

本件委託業務では、委託先が一部業務を複数の第三者へ再委託をしている。これについては、必要な課内決裁を取り、委託先と再委託先とが委託契約を締結しているが、当該「委託契約書」に静岡市と委託先との「業務委託契約書」に規定されていた準用すべき条項とされているもののうち、主に第 28 条の規定の記載が行われていなかった。また、当該準用すべき条項には「個人情報保護に関する事項」は含まれてはいなかったため、34 件の再委託契約のうち、3 件には個人情報保護に関する規定がなされていないという状況であった。

(静岡市と日本トーター株式会社との基本契約書 令和 2 年 12 月 2 日付け)

条項	記載内容
第 16 条第 3 項	(再委託等の禁止) 3 乙は、第 1 項ただし書の規定によりあらかじめ甲の承認を受けたときは、再受託者等と契約書に第 15 条、第 18 条、第 21 条第 1 項第 2 号及び 12 号、第 28 条の規定を準用する旨を明記しなければならない。
参考条項	
第 15 条	(権利義務の譲渡等の禁止) 乙は、この契約により生ずる権利(発売機器等の所有権を含む)若しくは義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。
第 18 条	(秘密の保持) 甲及び乙は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。委託期間にかかわらず、その期間終了後においても、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の承認を得たときは、前項に規定する秘密を公開することができる。
第 21 条第 1 項 第 2 号、12 号	(契約の解除) 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができるものとする。 (2) 第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの事由に該当することとなったとき。(以下、関係法令への抵触に関する事項の定めであるが、省

	略する。） (12) 次のいずれかに該当するとき（以下、暴力団排除に関する事項の定めへの該当であるが、省略する。）
第 28 条	（市長への報告） 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

【指摘事項 19】再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について

この件についても、委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として必要な条項等の有無を把握し、不足や条項の規定方法に修正すべき箇所がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として再委託契約においても遵守すべきとする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

特に本件委託業務は、委託事業者との基本契約の条項を準用するとしても、実務上 34 件もある再委託先のすべてに当該基本契約書を共有することは想定されていない。これに鑑みると、各再委託契約に準用規定を設けること自体が現実的ではないことから、個別の再委託契約書が市として認めうる内容になっているかどうかについて確認したうえで、必要に応じて適切な指示や指導を行う必要がある。

特に「個人情報の保護に関する事項」や、「暴力団排除に関する事項」については、再委託先においても十分に遵守すべき重要な事項であることから、再委託契約書に関するチェックや指導体制についても再検討を要するものとする。

3. 勝者投票券発売等業務（ウィンチケット競輪）

根拠法令等	自転車競技法、自転車競技法施行規則、 静岡県自転車競走実施条例、静岡県自転車競走実施規則
主な業務内容	自転車競技法第 3 条に基づく、静岡県営競輪の勝者投票券の発売、 払戻金及び返還金の交付に関する業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和 3 年度
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	2,645,560 千円（協力場外委託料の予算額合計）
令和 4 年度決算	2,381,869 千円、うちウィンチケット競輪 641,467 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

勝者投票券発売等業務は、競輪事業においてインターネットを利用した投票システムを用いることで、勝者投票券の発売機会の拡大を行い、安定した収益を確保することを目的としているものである。本件委託業務はそのうちウィンチケット競輪を取り扱うもので、令和4年度は単独随意契約にて、株式会社 WinTicket と「業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について

【現状】

本件委託業務は、静岡競輪における勝者投票券の発売、払戻金及び返還金の交付を事業者が提供するインターネットを利用した投票システムを用いて行うことから、業務を通じた購入者等の個人情報の取り扱いが発生するものである。そのため、公営競技事務所及び事業者は適切な個人情報の取り扱いを行う必要があるが、「業務委託契約書」においては、「機密情報の保持に係る条項」として個人情報を含む機密情報の事前承認のない開示や契約の履行目的以外での使用を禁止することを定めるのみで、市の標準的な契約雛型の利用や個人情報の保護に関する取扱仕様書等の取り交わしは行われていなかった。

【監査意見 13】個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について

個人情報の保護に関しては、開示や使用のみならず、適正な管理、収集の制限、複写及び複製の禁止、資料等の返還、事故発生時における報告等の複合的な要件を定めておくことが求められる。したがって、公営競技事務所は単独で個人情報保護に係る条項や個人情報の保護に関する取扱仕様書等の省略を判断すべきではないと考える。この点、市の契約手続全般については契約課、契約書の標準的な雛型の内容を変更等の法的判断を要する場合には政策法務課、個人情報の保護に関する取扱仕様書は総務課とといったように、実務上、それぞれの見解の相談を行うことが求められる。

そのため、公営競技事務所は、市の標準的な雛形以外の契約書等を用いる場合には、適切な部門に相談を経たうえで、契約書等の作成を行うことが望まれる。

4. 競輪競技の実施業務

根拠法令等	自転車競技法、自転車競技法施行規則、 静岡市自転車競走実施条例、静岡市自転車競走実施規則
主な業務内容	自転車競技法第3条に基づく、静岡市が開催する競輪の競技に関する業務

前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 26 年度
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	279, 427 千円
令和 4 年度決算	224, 630 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

競輪競技の実施業務は、静岡市営競輪を公正かつ安全に行うため、競輪競技の実施業務を経済産業大臣に指定された競技実施法人に委託するものであり、令和 4 年度は単独随意契約にて、公益財団法人 J K A と「競輪の実施事務の委託に関する契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 事業者選定方法・手続

①事業者選定条件の適切性について

【現状】

本件委託業務は、自転車競技法の定めにより、経済産業大臣に指定された競技実施法人のみに委託が可能とされている。これまで当該指定がなされた法人は「公益財団法人 J K A」のみであったことから、当該法人と単独随意契約を継続してきたが、近年「一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会」が同様の指定を受け、競輪競技の実施に参入してきたという経緯となっている。

この点、静岡市における競輪競技の実施に必要な業務のうち、審判業務を行うには、「通常競輪」と「250 競輪」の 2 種類の審判員資格のうち、前者の資格が必要である。当該資格については現状「公益財団法人 J K A」しか有していないことが単独随意契約の理由となっている。

一方、「一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会」の参入はごく近年となっていることから、今後同団体が「通常競輪」の審判資格を十分に有することとなった場合には、両社で競争性を持たせた調達に切り替えていく必要が生じてくるものと考えられる外部環境が存在している。

【監査意見 14】事業者選定条件の適切性について

地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約の中でも単独随意契約は特に例外的な業者選定方法であり、やむを得ず単独随意契約をせざるを得ない場合に限り適用すべき方法である。

現時点では、経済産業大臣に指定された競技実施法人が 2 者いる状況であっても、市が求める条件に合致できるのは 1 者だけであることは明確であるから、本件委託業務の単独随意契約は妥当であると考ええる。しかし、外部環境の変化によって新たな事業者

の参入及び市の求める業務要件の確保がなされた際には、従来単独随意契約が妥当とされてきた業務であっても、競争性を持たせた業者選定方法に、「適時に」切り替えていく必要がある。

したがって、公営競技事務所は、業者選定に当たって、毎年度、本当に単独随意契約とせざるを得ない状況かどうかを正確に情報収集、確認し、単独随意契約を行う理由について自らが十分に検証を行ったうえで、単独随意契約理由に明記する必要がある。そのうえで、「適時に」競争性の確保に移行すべく検討することが望まれる。

(2) 契約事務・手続

①個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について

【現状】

本件委託業務は、静岡競輪における競技に関する事務（選手管理、検車、番組、審判）を一括して委託するものであることから、業務を通じた各種の個人情報の取り扱いが発生するものである。そのため、公営競技事務所及び事業者は適切な個人情報の取り扱いを行う必要があるが、「業務委託契約書」においては、個人情報を含む機密情報の取り扱いに関する条項がなく、市の標準的な契約雛型の利用や個人情報の保護に関する取扱仕様書等の取り交わしは行われていなかった。

【監査意見 15】個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について

個人情報の保護に関しては、開示や使用のみならず、適正な管理、収集の制限、複写及び複製の禁止、資料等の返還、事故発生時における報告等の複合的な要件を定めておくことが求められる。したがって、公営競技事務所は単独で個人情報保護に係る条項や個人情報の保護に関する取扱仕様書等の省略を判断すべきではないと考える。この点、市の契約手続全般については契約課、契約書の標準的な雛型の内容を変更等の法務的な判断を要する場合には政策法務課、個人情報の保護に関する取扱仕様書は総務課といったように、実務上、それぞれの見解の相談を行うことが求められる。

そのため、公営競技事務所は、市の標準的な雛形以外の契約書等を用いる場合には、適切な部門に相談を経たうえで、契約書等の作成を行うことが望まれる。

5. 静岡競輪場選手宿舎等管理運営業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	静岡市営競輪開催に係る選手宿舎の管理に関する業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成6年度
事業の終了予定年度	未定

令和4年度予算	85,866千円
令和4年度決算	74,390千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

静岡競輪場選手宿舎等管理運営業務は、静岡市営競輪開催中の参加選手に安全で快適かつ十分な休養を提供するとともに公正な競技を確保するものであり、令和4年度は単独随意契約にて、静岡競輪公営競技弘済事業団（以下、「事業団」という。）と「静岡競輪場選手宿舎等管理運営業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

（1）業務内容の決定・積算

①積算根拠の在り方について（事業団の管理運営費）

【現状】

本件委託業務の積算金額は85,866千円であり、これを予定価格として単独随意契約により同額で事業団と契約している。これについては、事業団の収支予算額にも反映されており、以下のような関係性になっている。

また、結果的に令和4年度は、事業団収支決算が11,475千円余剰となったため、年度末において契約変更を実施し、同額の返納精算を実施している。

（単位：千円）

市の積算金額（予定価格）	事業団予算	事業団決算
事業団収入の部		
宿舎運営収入（競技会職員宿舎料）	1,231	1,133
受託収入（静岡市からの受託収入）	85,866	85,866
雑入	5,988	0
合計（税抜）	93,085	86,999
事業団支出の部		
選手宿舎管理運営委託料		
（内訳）		
給与費		
役員給与	13,320	13,992
社会保険料事業主負担	2,052	2,145
勤労者災害補償保険	66	68
臨時従業員賃金	8,090	9,264
事務諸費		
需用費（消耗備品費等を含む）	7,789	7,362

役務費	1,396	2,302	2,302
旅費	206	205	82
使用料及び賃借料	5,644	5,581	4,621
公租公課費	2,320	2,436	1,800
保健衛生費	662	699	596
福利厚生費	27	30	29
負担金	20	23	18
給食費			
参加選手給食費（再委託料）	33,169	36,802	26,044
委託料			
宿舎清掃（再委託料）	4,526	4,587	4,387
トレーニングセンター等管理（再委託料）	6,228	7,538	7,222
雑費	45	50	0
合計（税抜）	85,570	93,085	75,524
事業団収支		0	11,475

（出典：市提供資料に基づき監査人が集計）

【指摘事項 20】 積算根拠の在り方について（事業団の管理運営費）

本件委託業務において、事業団の収支と委託料の関係から判断して、実質的に当該委託料が事業団の収入の95%超を占めており、委託料の内訳としても、役員報酬（役員給与）をはじめ、消耗品費等のように、結果的に事業団という組織の管理運営費を含む全体的な収支が本件委託料によって賄われるように設計されている状況である。

この点、委託業務の適正な対価と委託先である事業団の運営費用の関係性が曖昧になっているため、委託料は本来、契約及び仕様書上の業務を遂行するために必要な費用を個別に積み上げて算出すべきものであることに鑑みると、不適切な積算である。

したがって、公営競技事務所は、現状の積算方法を見直し、委託業務として適正な対価を算定する必要がある。

（2）事業者選定方法・手続

①単独随意契約の理由及び市と事業団の関係について

【現状】

本件、事業団への単独随意契約による委託契約となっており、その理由は以下のとおりであり、事業団が本件業務の実施を目的に設立された団体であることがわかる。

【見積参加者が1者である理由】

競輪は、他のスポーツ競技とは異なる特殊性があり、特に競輪開催中における選手管理は厳し

く、宿舎からの外出も禁止され、携帯電話も預かる等外部との接触が一切禁止されている。宿舎等の管理運営に当たっても選手に関する情報の漏えいは許されず、公正かつ公平な競技の実施面から秘密保持が強く求められているため、競争入札には適さない。

当該事業団は、競輪事業の公正・安全の観点から静岡競輪選手宿泊施設の適正な運営を図ることを目的として設立された団体で、競輪事業に精通しており、実績及び信頼度も高く、当該団体しか受託できないため。

当該事業団は、「静岡競輪公営競技弘済事業団規約」をもって設立され、理事長1人、副理事長1人、監事1人を置くことが定められているが、実態としては、理事長1名、副理事長1名、理事兼事務局長1名が役員に就任するほか、公営競技事務所の次長が監事を受嘱する形で就任している。

【監査意見 16】 単独随意契約の理由及び市と事業団の関係について

静岡競輪公営競技弘済事業団は、その設立意図及び収支から、静岡競輪選手宿泊施設から独立した収益事業はなく、実質的に市からの委託料によって存立している。

また、事業団を管理運営する役員はいずれも市の退職者であり、いわゆるOBの再就職となっているが、これらの役員は、本件委託業務の適切な執行のみならず、最少の経費で最大の効果を挙げるような効率的な運営を確保する必要がある。

したがって、公営競技事務所は、当該事業団に単独随意契約をもって業務委託するに当たっては、積算の見直しとともに、委託業務の目的に照らした業務実態が確保されているかどうかや、委託料の相当性を検討すること、また、事業団の監事としての立場からも定期的に業務執行、管理監督体制の確認、検証を行うことが望まれる。

② 単独随意契約の理由の記載箇所について

【現状】

委託契約マニュアルでは、積算金額が10万円以上の単独随意契約については、「見積結果表」にその理由を記載し、執行後に公表することとされているが、本件委託業務については当該「見積結果表」にその理由が記載されていなかった。

一方、「静岡市委託等業者選定委員会規程」に基づき、所管所属の属する部の部会によって、業者選定される対象であることから、部会への提出資料である「見積参加者表」には、単独随意契約の理由が記載されていた。

【指摘事項 21】 単独随意契約の理由の記載箇所について

本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、委託契約マニュアルに基づく、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で不適切である。

同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨は、単独随意契約の理由が「静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱」に基づく公表の対象であり、これを示すための結果資料が「見積結果表」であるからである。

したがって、公営競技事務所は、改めてマニュアルを確認し、その趣旨に沿った運用を適切に実施する必要がある。

(3) 契約事務・手続

①再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

【現状】

本件委託業務は、選手宿舍「あおい会館」における、給食提供業務、清掃業務、「別館トレーニング室」等の管理運営業務の3業務について、事業団と3社との間で再委託契約を行うこととしており、市はこれを承認している。当該承認に際して委託事業者である事業団と各再委託先が締結する再委託契約に係る契約書が必要書類に含まれている。

公営競技事務所は、本件委託業務の再委託先3社の契約書を入手しているが、そのうち2件について以下のような契約条項が含まれていることが判明した。

2件	業務委託契約書第10条 業務委託契約書第11条	<p>(再委託)</p> <p>第10条若しくは第11条 乙 <u>(再委託先)</u> は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。</p> <p>2 乙 <u>(再委託先)</u> は、第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の第三者に対する委託又は請負について、甲 <u>(委託先)</u> がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。</p>
----	----------------------------	--

※乙 (再委託先)、甲 (委託先)・・・下線部分は説明するうえで監査人が記載したものである。

【指摘事項 22】再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限られるとされているものであり、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）などというものは、市としては当然に認めていないものとなる。

しかしながら、上記のような再委託契約文言（2項ただし書き）に照らすと、実質的

に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる状況であると言わざるを得ず、当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

②再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について

【現状】

本件委託業務では、委託先が一部業務を第三者である3つの業者に再委託している。これについては、必要な課内決裁を取り、委託先と再委託先とが委託契約を締結しているが、当該「委託契約書」に静岡市と委託先との「業務委託契約書」に規定されていた準用すべき条項とされているもののうち、第13条及び第17条の記載が行われていなかった。

(静岡市と静岡競輪公営競技弘済事業団との委託契約書 令和4年4月1日付け)

条項	記載内容
第10条第2項	(再委託等の禁止) 乙は、前項ただし書の規定によりあらかじめ甲の承認を受けたときは、再受託者等と契約書等に第6条、第11条、第12条、第13条、第16条第1項第2号、及び第17条の規定を準用する旨を明記しなければならない。
参考条項	
第6条	(臨機の措置) 甲は、緊急の必要があると認めるときは、乙に対し、臨機の措置を命じ、又は自ら必要な措置を取ることができるものとする。
第11条	(権利義務の譲渡等の禁止) 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。
第12条	(秘密の保持) 乙及び委託業務の処理に従事する者及び従事していた者は、委託業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務の終了後又はこの契約の解除後も、また同様とする。
第13条	(個人情報の保護に関する事項)

	乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙）に定める事項を遵守しなければならない。
第 16 条第 1 項 第 2 号	（契約の解除） 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができるものとする。 （2）次のいずれかに該当するとき（以下、暴力団排除に関する事項の定めへの該当であるが、省略する。）
第 17 条	（市長への報告） 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

【指摘事項 23】再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について

この件についても、委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として必要な条項等の有無を把握し、不足や条項の規定方法に修正すべき箇所がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として再委託契約においても遵守すべきとする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

特に今回、明記が漏れていた条項は第 13 条「個人情報の保護に関する事項」、第 17 条「市長への報告」と再委託先においても十分に遵守すべき重要な事項と考えられるものである。このような観点からも再委託契約書に関するチェックや指導体制についても再検討を要するものとする。

VI. 市民局市民自治推進課

1. 所属の業務内容及び業務分担

市民自治推進課は、町内会・自治会との連絡及び調整、遺家族援護、市民活動・協働事業の促進、市民活動促進協議会の開催、NPO 法人の認証・認定等を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	概要
調整係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局内の連絡調整及び取りまとめに関すること：局の取りまとめ等、予算決算の調整、財政課との連絡調整。
自治活動支援係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市戦没者を追悼し平和を祈念する式典実施業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町内会との連絡及び調整の総括に関すること：地域振興及び行政連絡に関する事務、自治会・町内会に対する各種補助事業の実施。 ・戦没者遺族、引揚者等の援護及びその総括に関すること：戦没者を追悼し平和を祈念する式典の開催、戦没者の遺族に対する特別弔慰金等受付・国債交付事務。
市民協働促進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援システム運用保守等業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動及び協働促進の企画、調査及び調整に関すること。 ・市民活動及び協働促進の事業に関すること：第4次静岡市市民活動促進基本計画の推進、市民活動支援システム活用推進事業、ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄付事業。

2. 住民税非課税世帯等臨時特別給付金管理システム導入業務

根拠法令等	子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領
主な業務内容	給付金の支給
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和3年度
事業の終了予定年度	令和4年度

令和4年度予算	60,000千円
令和4年度決算	81,840千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

住民税非課税世帯等臨時特別給付金管理システム導入業務は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、また、電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して臨時の給付金を支給することを目的としており、令和4年度は単独随意契約にて、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海（現：株式会社NTTデータ東海）と「プログラム開発委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給関連業務

根拠法令等	子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領
主な業務内容	給付金の支給
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	200,000千円
令和4年度決算	143,907千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給関連業務は、電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して臨時の給付金を支給することを目的としており、令和4年度は単独随意契約にて、凸版印刷株式会社と「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付関連業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 業務内容の決定・積算

①積算根拠の在り方について（十分な精査）

【現状】

本件委託業務においては、委託業者から参考見積書を徴取しそのまま積算価格とし

ているが、業者から受領した参考見積書については、「電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金支給関連業務」と書かれているのみで、合計金額 143,907 千円が 1 行で記載されているものであり、その内訳明細が参考見積書からは把握できない状況である。

【指摘事項 24】積算根拠の在り方について（十分な精査）

委託契約マニュアルによれば、積算方法について、市が設定した積算基準を適用するほか、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」と定められている。

本件委託業務は単独随意契約であり、価格の競争原理が働かないことから、業者からの参考見積をそのまま積算価格とするのではなく、価格の内訳について十分に精査する必要がある。

この点、本件委託業務は委託業者からの参考見積書について、その具体的な内訳明細について業者に聴取できておらず、かつ課内での検証についても過去の同種業務の積算金額を参照しているのみで、業務のための積算の内訳確認を行っていないため、業者からの参考見積書について、十分な精査が出来ているとは言い難い状況であり、不適切な対応である。

そのため、市民自治推進課は、業者からの参考見積の入手に加えて、その内訳明細について、業者からの聴取や課内での積算等、十分な精査を行ったうえで積算根拠とする必要がある。

また、同種業務として参照した臨時特別給付金委託業務の積算方法については、人件費は単価×時間×人数で積算し、直接経費は個別費用として積算が行われている。一方で一般管理費については上記経費合計金額の 10%とされており、当該積算方法となっている理由や 10%を採用している根拠が不明確である。

そのため、不明瞭な積算を防止する観点から、市民自治推進課は、一般管理費として想定している項目について、過年度における実績等、個別具体的な内容を把握するなど、合理的に説明可能な水準を確保したうえで、実務的に効率的な算定方法を採用し、積算金額を決定する必要がある。

VII. 観光交流文化局歴史文化課

1. 所属の業務内容及び業務分担

歴史文化課は、歴史文化のまちづくりの推進や市が有する歴史文化資源の発信等を目的としている。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	概要
歴史文化推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市歴史博物館指定管理業務 ・ 駿府城公園東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室指定管理業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市に存する徳川家康公等に係る事跡その他市が有する歴史文化資源の発信に関すること：静岡市における家康公ゆかりの土産品やツアーなどを静岡市発のブランドとして国内外に発信することを目的とする事業で、商工会議所と連携し実施する。
駿府城エリア活性化係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駿府城跡天守台野外展示基本設計その2業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徳川家康公顕彰事業をはじめとする歴史文化のまちづくりの推進に関すること：徳川みらい学会と連携した家康公顕彰事業や地域の歴史を研究する事業を実施する（講演会等）。 ・ 駿府城跡天守台の遺構の公開に関すること：平成28年度から令和元年度までの4年間にわたり天守台発掘調査を実施し、数々の歴史的発見があった。発掘調査は終了したが、歴史博物館・大河ドラマ館と連携した集客や、駿府城エリアにおける回遊性の向上等のため、引き続き現場の公開や「発掘情報館きゃっしる」での展示等を実施し、天守台の迫力と価値を体感できる観光資源及び歴史学習の場として有効活用する。

2. 駿府城跡天守台野外展示基本設計その2業務

根拠法令等	(関連法令) 文化財保護法
主な業務内容	駿府城跡天守台野外展示基本設計に当たっての調査や調査結果を踏まえた管理・運営方法の検討等の委託
前提となる事業計画等	静岡市駿府公園基本計画・基本設計(平成2年度策定)、駿府城跡天守台野外展示計画(令和元年度策定)、駿府城跡天守台野外展示基本設計(令和3年度策定)

事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和5年度
令和4年度予算	18,000千円（令和5年度へ繰越）
令和4年度決算	17,820千円（執行中であり、契約額を記載）
再委託の有無	あり

【事業の概要】

駿府城跡天守台野外展示基本設計その2業務は、駿府城天守台跡地の遺構を『駿府公園基本計画・基本設計』等が示す方向性を踏まえて、野外展示施設として整備するために必要な調査の実施及び上記の調査結果を基本設計に盛り込むことを目的としている。令和4年度は単独随意契約にて、一般社団法人日本公園緑地協会と「駿府城跡天守台野外展示基本設計その2業務に係る委託契約」を締結し、同契約書及び「駿府城跡天守台野外展示基本設計その2業務特記仕様書」に基づいて業務遂行することとしている。

（1）契約事務・手続

①個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について

【現状】

受託者は委託業務の一部について再委託を行っている。再委託承認に当たっては、以下に記載している「個人情報の保護に関する取扱仕様書」9項の定めにしたがって、再委託時の契約書等に、委託契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記し、当該契約書等の作成後、歴史文化課に提出することを要する。

しかしながら、受託者は再委託先と「業務契約書（令和4年度観文歴委第38号 駿府城跡天守台野外展示基本設計その2業務に係る補助作業）」を作成しているものの、当該契約書に個人情報の保護に関する規定を準用する旨の記載がなかった。

個人情報の保護に関する取扱仕様書

条項	記載内容
9項	再委託等における個人情報の取り扱い 受注者は約款第7条ただし書の規程により発注者の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等にこの約款の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、受注者は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを発注者に提出するものとする。

【指摘事項 25】個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について

歴史文化課は、再委託契約等を受諾する際、再委託時の契約書等に委託契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記する必要があることを、受託者に対して周知・徹底を図る必要がある。

3. 仮称静岡市歴史文化施設建設工事監理業務委託

根拠法令等	建築士法
主な業務内容	施工図等の確認、質疑への回答、工事材料や設備機器等の検査、各段階における現場立会検査等のほか工事工程の進捗管理
前提となる事業計画等	静岡市歴史文化施設建設基本計画
事業の開始年度	令和2年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	24,960千円
令和4年度決算	24,643千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

仮称静岡市歴史文化施設建設工事監理業務委託は、静岡市が発注した静岡市歴史博物館の建築工事、電気工事、衛生工事、空調工事、昇降機工事において、設計書、図面及び仕様書に示された設計意図を実現させ、かつ工事の施工を設計図書に合致させることを目的としている。令和2年度において長期継続契約に基づき、競争見積による随意契約にて、有限会社 SANAA 事務所と「建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約」を締結し、「静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約書約款」に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について

【現状】

委託先は本件委託業務の一部について再委託を行っている。再委託承認に当たっては、以下に記載している「個人情報の保護に関する取扱仕様書」9項の定めにしたがって、再委託時の契約書等に、委託契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記し、当該契約書等の作成後、歴史文化課に提出することを要する。

しかしながら、委託先は再委託先2社に「注文書」を送付し、再委託先から「注文請書」を入手しているが、「注文書」、「注文請書」にはともに個人情報の保護に関する規

定については記載されていなかった。

個人情報の保護に関する取扱仕様書

条項	記載内容
第9項	再委託等における個人情報の取り扱い 乙は、契約書第6条第2項の規程により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等にこの契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

【指摘事項 26】個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について

歴史文化課は、再委託契約等を受諾する際、再委託時の契約書等に委託契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記する必要があることを、受託者に対して周知・徹底を図る必要がある。

(2) その他

①委託業務に関する事務事業事故の発生と再発防止策について

【現状】

静岡市歴史博物館の建設工事に関し、令和3年度に事務事業事故が生じており、歴史文化課及び市の内部統制の評価部局が行った原因分析等の詳細を、事務事業ミス発生報告・検証シートを閲覧するとともに、歴史文化課へのヒアリング等により時系列にしたがって、以下のとおり整理した。

区分	事故
概要	<p>① 建築確認証交付前の着工 歴史文化施設建設工事において、一部の展示計画が当初の計画通知に含まれておらず、本来は、計画変更の申請が必要な場合、計画変更を申請して確認済証の交付を受けたうえで、工事着手すべきであったが、その交付前に工事着手し建築基準法に違反していた。</p> <p>② 一部の壁、天井の使用材料の間違い 上記の法令違反の発生により、再度、法令上問題がないか確認したところ、設計図と設計書の記載違いの確認不足により、一部の壁、天井の使用材料について不燃材ではなく準不燃材の材料で施工していた。 なお、工事中に発見され、最終的に不燃材にて施工することから法令違反にはあたらないが、不燃材に張り替えるための追加費用が発生した。</p>

原因分析の状況	<p>①建築確認証交付前の着工</p> <p>工事施工業者は、展示計画が当初の計画通知に含まれているのかを確認せず、工事監理者からも指示がなかったため、工事に着手できるものと誤った認識をしていた。</p> <p>展示計画の法令上の扱いについて、建築指導課との協議状況の確認や計画変更申請の必要性の有無を歴史文化課、設計事務所及び展示の工事施工業者との間で、情報共有ができていなかったことが原因である。</p> <p>②一部の壁、天井の使用材料の間違い</p> <p>設計事務所は、設計図、設計書、施工図、施工計画書、現場施工されている材料において、すべて不燃材になっているものと誤った認識をしていたため、建築の工事施工業者に対し、各段階での確認をしなかった。</p> <p>また、歴史文化課は、工事監理業務の業務内容の多くを設計事務所に委託しており、設計事務所が施工図、施工計画書を確認し、当課も施工図、施工計画書を確認していたが、施工計画書に準不燃材と間違えて記載されていることに気づけなかった。加えて設計図と設計書の材料の仕様表記の相違に気づけなかった（設計図：不燃材、設計書：準不燃材）。</p> <p>建築の工事施工業者は、入札前の質疑回答書の中で、設計図と設計書で相違が見られる場合、設計書を正とするよう工事担当課より回答があり、設計書記載の準不燃材を使用すると認識していたため、記載違いによる確認をしなかった。加えて施工図及び施工計画書を提出し、設計事務所及び歴史文化課の承諾を得たため、現場施工を行った。</p> <p>以上のとおり、壁、天井材の使用材料の間違いは、設計事務所、歴史文化課及び工事施工業者がそれぞれ思い込みにより、進めてしまったものであり、情報共有が適切に行われていなかったことが原因である。</p>
再発防止策の策定	<p>① 設計事務所、歴史文化課、工事施工業者の間で、報告、連絡、相談などの内容を口頭ではなく書面化し、情報共有を徹底していく。</p> <p>② 関係法令に関するチェックリストを作成し、工事を施工する前に法令上問題がないか確認したことを可視化し、設計事務所及び歴史文化課で確認したあと、工事施工業者に指示する。</p> <p>③ 計画通知にて確認済証を受けた内容が、確実に設計図、設計書に反映されているかを設計事務所に確認させる。今一度、設計事務所に対し、工事監理委託の業務内容を再確認させ、現場で実施した監理内容を歴史文化課に報告する。</p> <p>④ 複数年度に亘る事業の実施時は、引継ぎ書を作成し、所属長の確認を受けたうえで、関係職員への引継ぎを確実にを行う。</p>

【監査意見 17】 委託業務に関する事務事業事故の発生と再発防止策について

建設事業については、法令に基づく手続が多岐にわたる一方で、少しの解釈や判断の誤りがそのまま手続の誤り、遅延、漏れなどの不適切な事務処理につながりかねない要素を含んでおり、適切な事務事業の執行やそれを支える有効な内部統制の整備及び運用が重要である。

この点、当該事故については原因分析のとおり、施工業者による誤認や、監理業者たる設計事務所、歴史文化課及び施工業者がそれぞれの思い込みによって生じたと考えられるが、現時点において、事故への反省から、関係法令に関するチェックリストを作成・可視化して、設計事務所及び歴史文化課で確認するように内部統制を整備し、再発防止策としている。

しかしながら、再発防止策の実効性を担保するためには、内部統制は整備のみにとどまらず、継続的かつ有効に機能させなければ意味がないことから、形骸化せずに有効に運用されていることを確かめるため、策定した再発防止策の全体やその中で用いる関係法令に関するチェックリストといったツールの利用状況等を確認するといった、継続的な点検、検証等を行うことが望まれる。

VIII. 環境局ごみ減量推進課

1. 所属の業務内容及び業務分担

ごみ減量推進課は、一般廃棄物処理の基本計画策定、一般廃棄物処理施設の建設及び整備、廃棄物の減量及びリサイクルの推進等を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	概要
企画係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理手数料徴収事務等業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理の基本計画に関すること：市の一般廃棄物処理基本計画に規定する各種施策の進捗管理等を行う。 清掃対策審議会に関すること：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項に規定する一般廃棄物の減量等に関する事項その他市の清掃事業に係る重要な事項を審議するため設置している静岡市清掃対策審議会の運営を行う。 その他、課の庶務、各種会議、各種統計に関すること：主に、一般廃棄物行政に関する全国都市会議に関する対応、一般廃棄物処理基本計画の進捗管理に必要な統計データの整理、作成等を行う。
ごみ減量・リサイクル推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装廃棄物再商品化業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の減量化及びリサイクル施策に関すること：市一般廃棄物処理基本計画に規定する各種施策を推進する。 資源循環啓発施設に関すること：静岡市資源循環啓発施設（沼上資源循環学習プラザ及び西ヶ谷資源循環体験プラザ）について、指定管理者との連絡調整、使用料徴収事務、中規模以上の維持修繕業務、その他関連事務を行う。
清掃施設建設室	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃施設の建設に関する用地測量、地質調査等各種業務(不定期) <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の建設及び整備に関すること：次期清掃工場、最終処分場、し尿処理施設等の建設計画、設計・発注業務等を行う。

2. 令和4年台風15号に伴う災害廃棄物仮置場設営・運営・管理等業務委託

根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行令等
主な業務内容	令和4年9月23日から24日にかけての台風第15号により発生し

	た災害廃棄物の保管について、仮置場の設営、運営を行うとともに、市民が搬入した災害廃棄物の整理・分別・保管管理等を行う。
前提となる事業計画等	静岡市一般廃棄物処理基本計画、静岡市災害廃棄物処理計画
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	719,000千円
令和4年度決算	233,203千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

令和4年台風15号に伴う災害廃棄物仮置場設営・運営・管理等業務委託は、令和4年9月23日から24日にかけての台風第15号の被災により発生した災害廃棄物を適正に処理することを目的としており、令和4年度は単独随意契約にて、株式会社ビーオールと「令和4年台風15号に伴う災害廃棄物仮置場設営・運営・管理等業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について

【現状】

本件委託業務は、災害復旧のため迅速な対応が求められることから、株式会社ビーオールを委託事業者とし、多岐にわたる業務を下請業者に再委託しており、当該再委託については再委託承認申請を経て、市はこれを承認している。

再委託承認に当たっては、「静岡市暴力団排除条例」を前提に、ごみ減量推進課がすべての再委託先から「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等を入手した後、契約課に提出し、委託業者と再委託契約を締結する事業者が反社会的勢力との関係がないことを確認する、いわゆる反社チェックを受ける必要がある。

なお、委託契約マニュアルにおいて、入手すべき書類は下記の3点が挙げられている。

- ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書
- ・役員等氏名一覧表
- ・法人は現在事項全部証明書の写し、個人は運転免許証等の写し

しかしながら、ごみ減量推進課は委託先である株式会社ビーオールと、再委託先のうち2社(株式会社オーキュワークス、共栄セキュリティサービス株式会社)の現在事項全部証明書の写しの取得を失念していた。そのため、当該3社については、マニュアルに従った反社チェックができていないまま、契約業務を遂行していたこととなる。

【指摘事項 27】「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について
委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切である。

したがって、ごみ減量推進課は、必要書類を確実に入手し、適切に契約課に提出するところまでを管理する必要がある。

②個人情報の保護に関する規定の再委託先への準用について

【現状】

本件委託業務は、市として多数の再委託契約を承認しており、当該承認に際して委託契約マニュアルによると、再委託に関する契約書又は請書の写しを速やかに提出させるものとしており、ごみ減量推進課は当該マニュアルに従い再委託に関する契約書を入手している。

また、静岡市と株式会社ビーオールとの間で締結された「令和4年台風15号に伴う災害廃棄物仮置場設営・運営・管理等業務委託契約」に係る契約書第13条では、個人情報の保護に関して以下のとおり記載されている。

(災害廃棄物仮置場設置・運営・管理等業務委託契約 令和4年9月30日付け)

条項	記載内容
第13条	(個人情報の保護に関する事項) 乙(株式会社ビーオール)は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書(別紙)に定める事項を遵守しなければならない。

そして、上記個人情報の保護に関する取扱仕様書第9条では、再委託等における個人情報の取り扱いについて、以下のとおり記載されている。

(個人情報の保護に関する取扱仕様書 令和4年9月30日付け)

条項	記載内容
第9条	(再委託等における個人情報の取り扱い) 乙(株式会社ビーオール)は、契約書の規定により甲(静岡市)の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

この点について、株式会社ビーオールと各再委託先で締結された再委託契約に係る

契約書には、当該個人情報の保護に関する規定を準用する旨の記載がないことが判明した。

【指摘事項 28】 個人情報の保護に関する規定の再委託先への準用について

本件委託業務は、契約書の別紙である個人情報の保護に関する取扱仕様書において、業務の再委託をする場合には、再委託先と締結する契約に係る契約書等に個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならないと記載されているが、再委託先との契約書上には当該記載がなく、不整合が生じている。

本件委託業務は実際には個人情報を取り扱う業務ではないが、ごみ減量推進課は契約内容遵守の観点から、再委託先との契約内容にも個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記すべきである。もしくは、個人情報の取り扱いが無いことが明確な場合には、予め記載を削除することが妥当かどうか、法務部門や個人情報の所管部門等に問い合わせを行い適切な対応を取ることが必要である。

3. 一般廃棄物処理手数料徴収事務等業務

根拠法令等	静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例、静岡市会計規則
主な業務内容	<p>1. 一般廃棄物処理手数料徴収事務 一般廃棄物処理手数料の徴収 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第 12 条第 1 項に規定する事業活動に伴って生じた一般廃棄物を、静岡市が収集し、運搬し、及び処分する方法について、市長の承認を受けようとする事業者 に、処理方法承認書を交付し、事業者から一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>2. 一般廃棄物処理手数料の納付 前記の一般廃棄物処理手数料を市指定の口座へ納付する。</p> <p>3. 出納金報告書等の作成及び報告 前記に関する報告書等を提出する</p> <p>4. 指定容器の販売数の報告 毎月の指定容器の販売数を書面により報告する。</p>
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和 4 年度
事業の終了予定年度	令和 4 年度
令和 4 年度予算	26,452 千円
令和 4 年度決算	27,428 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

一般廃棄物処理手数料徴収事務等業務は、事業系一般廃棄物の適正排出及び減量の推進及び指定容器販売に伴う廃棄物処理手数料の収入を目的としており、令和4年度は単独随意契約にて、静岡市環境公社と「徴収(収納)事務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

4. 静岡市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託

根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
主な業務内容	・一般廃棄物排出実態調査業務 ・一般廃棄物処理基本計画策定業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	15,800千円
令和4年度決算	12,320千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

静岡市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、静岡市が実施すべき一般廃棄物の処理の在り方について調査研究を行い、その結果を市の廃棄物処理政策・施策として、一般廃棄物処理基本計画に反映することを目的としている。

令和4年度は競争見積による随意契約にて、株式会社建設技術研究所と「静岡市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

【現状】

本件委託業務は、ごみの回収及び組成分析といった一部の業務を株式会社建設技術研究所から株式会社埼玉環境サービスに再委託しており、当該再委託については再委託承認申請を経て、市はこれを承認している。

ごみ減量推進課は、株式会社建設技術研究所から再委託先との間で適用される業務

委託契約約款を入手しているが、当該約款第4条には以下のとおり記載されていることが判明した。

(業務委託契約約款)

条項	記載内容
第4条	乙(株式会社埼玉環境サービス)は業務の処理を他に委託してはならない。 ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

【指摘事項 29】再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、市が把握することのできない再委託については、当然に認められないことになる。

しかしながら、現状の株式会社建設技術研究所と株式会社埼玉環境サービスの間で適用される契約約款には、再委託承認書で事前承認されている範囲を超えるさらなる再委託が可能と読み取られる条項が含まれているため、当事者の故意又は誤認により更なる委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、ごみ減量推進課は、入手した契約書類を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書等の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

5. 葵区油山地内被災家屋等解体業務

根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行令等
主な業務内容	令和4年9月23日から24日にかけての台風15号により被災した家屋等について、解体及び解体後物(廃棄物)の撤去を行う。
前提となる事業計画等	静岡市一般廃棄物処理基本計画、静岡市災害廃棄物処理計画
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和5年度
令和4年度予算	100,000千円
令和4年度決算	20,416千円(翌期繰越)

再委託の有無	あり
--------	----

【事業の概要】

葵区油山地内被災家屋等解体業務は、令和4年台風15号による災害の二次災害の防止並びに市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、災害に係る被災家屋等について解体業務を実施することを目的としている。

令和4年度は競争見積による随意契約にて、株式会社トゥースリーと「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

①個人情報の保護に関する規定の再委託先への準用について

【現状】

本件委託業務は、解体に関する一部業務を株式会社トゥースリーから有限会社大商に再委託しており、再委託承認申請を経て、静岡市は当該再委託を承認している。

なお、当該承認に際して委託契約マニュアルによると、再委託に関する契約書又は請書の写しを速やかに提出させるものとしており、ごみ減量推進課は当該マニュアルに従い再委託に関する契約要項を入手している。

また、静岡市と株式会社トゥースリーとの間で締結された委託契約に係る契約書第10条では、個人情報の保護に関して以下のとおり記載されている。

(委託契約書 令和5年3月14日付け)

条項	記載内容
第10条	(個人情報の保護に関する事項) 乙(株式外会社トゥースリー)は委託業務を実施するに当たり、別紙の個人情報の保護に関する取扱仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

そして、上記個人情報の保護に関する取扱仕様書第9条では、再委託等における個人情報の取り扱いについて、以下のとおり記載されている。

(個人情報の保護に関する取扱仕様書 令和5年3月14日付け)

条項	記載内容
第9条	(再委託等における個人情報の取り扱い) 乙(株式外会社トゥースリー)は、契約書の規定により甲(静岡市)の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

この点について、株式会社トゥースリーと有限会社大商で締結された契約に係る契約書には、当該個人情報の保護に関する規定を準用する旨の記載がないことが判明した。

【指摘事項 30】 個人情報の保護に関する規定の再委託先への準用について

本件委託業務は、契約書の別紙である個人情報の保護に関する取扱仕様書において、業務の再委託をする場合には、再委託先と締結する契約に係る契約書等に個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならないと記載されているが、再委託先との契約書上には当該記載がなく、不整合が生じている。

本件委託業務は実際には個人情報を取り扱う業務ではないが、ごみ減量推進課は契約内容遵守の観点から、再委託先との契約内容にも個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記すべきである。もしくは、個人情報の取り扱いが無いことが明確な場合には、予め記載を削除することが妥当かどうか、法務部門や個人情報の所管部門等に問い合わせを行い適切な対応を取ることが必要である。

IX. 環境局収集業務課

1. 所属の業務内容及び業務分担

収集業務課は、一般廃棄物(し尿を除く)の収集・運搬の作業計画及び実施並びに排出指導、清掃車両の整備計画及び維持管理、収集センターの維持管理を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
管理係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団資源回収・選別加工業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源ごみの収集、運搬の作業計画及び実施に関すること：家庭から排出されるびん、缶、ペットボトル及び使用済小型家電の収集を行い、リサイクルルートに乗せ、再資源化を図る。 ・ 集団資源回収活動奨励金及び古紙等資源回収活動奨励金の交付に関すること：廃棄物の資源化を推進するため、びん・缶等の集団資源回収事業に協力する団体及び古紙等の回収活動を行う団体に対し、奨励金を交付する。
適正排出推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃・粗大ごみ受付センター運營業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物収集・運搬の作業計画及び実施に関すること：家庭から排出される一般廃棄物(可燃ごみ、不燃・粗大ごみ等)を確実に収集・運搬することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 ・ 一般廃棄物の排出指導に関すること：市民に対して、家庭ごみの正しい分別方法と収集日程等を周知することにより、ごみの適正排出を保持し、可燃ごみ等の減量及び資源ごみのリサイクル化の推進を図る。
沼上収集センター収集係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沼上収集センター清掃業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃・粗大ごみの戸別収集運搬に関すること：申込みに基づき家庭から排出される不燃・粗大ごみを確実に収集・運搬することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
清水収集センター収集係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清水収集センター清掃業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃・粗大ごみの戸別収集運搬に関すること：申込みに基づき家庭から排出される不燃・粗大ごみを確実に収集・運搬することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

	生の向上を図る。
--	----------

2. 不燃・粗大ごみ受付センター運營業務

根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ・資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法） ・静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃・粗大ごみ戸別収集申込受付業務 ・不燃・粗大ごみ受付センターの設置 ・受付システム及び機器等の整備 ・受付システム及び機器の維持・管理
前提となる事業計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市一般廃棄物処理基本計画 ・静岡市一般廃棄物処理実施計画
事業の開始年度	平成 12 年度
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	106,700 千円
令和 4 年度決算	106,700 千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

不燃・粗大ごみ受付センター運營業務は、不燃・粗大ごみ戸別収集の実施のための受付業務、受付に必要なシステム整備、機器の保守などを委託することで、民間企業の高度な専門知識と技術を十分に活用し、不燃・粗大ごみ収集業務の効率的かつ安定的な運営体制を確保することを目的にしているものである。

本件委託業務は債務負担行為（単独随意契約）に基づき、平成 29 年度から令和 4 年度までの 5 カ年にわたって株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクトと「不燃・粗大ごみ受付センター運營業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。なお、令和 4 年 4 月 1 日付けで株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX へ事業譲渡されている。

(1) 契約事務・手続

①再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

【現状】

不燃・粗大ごみ受付センター運營業務は、まず静岡市と株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクトとの間で上記「不燃・粗大ごみ受付センター運營業務委託契約書」

が結ばれており、そのうち受付システムの整備及び保守に係る業務については、委託先である株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクトと再委託先である西日本電信電話株式会社静岡支店との間で再委託契約が結ばれている。

さらに、西日本電信電話株式会社静岡支店が実施することが困難な業務については、NTT グループのビジネスパートナーである NDS インフォス株式会社が実施することになっており、結果的に西日本電信電話株式会社静岡支店と NDS インフォス株式会社の間で、いわゆる再々委託契約が結ばれている。この再々委託契約までのスキームについては、市も「再委託承認申請書」にて承認済であるが、西日本電信電話株式会社静岡支店と NDS インフォス株式会社の間で締結された契約に係る契約書には、以下のような契約条項が含まれていることが判明した。

(西日本電信電話株式会社静岡支店と NDS インフォス株式会社との契約書平成 29 年 9 月 22 日付け)

条項	記載内容
第 4 条第 1 項	(再委任又は下請負の制限) 乙(NDS インフォス株式会社)は、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請負わせる場合は、事前に甲(西日本電信電話株式会社)に通知し、甲の書面による事前の承諾を受けなければならない。乙は当該第三者の専任及び監督について一切の責任を負う。

【指摘事項 31】再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、市が把握することのできない再委託については、当然に認められないことになる。

しかしながら、現状の西日本電信電話株式会社静岡支店と NDS インフォス株式会社の間で締結された契約に係る契約書には、再委託承認書で事前承認されている範囲を超えるさらなる再委託が可能と読み取られる条項が含まれているため、当事者の故意又は誤認により更なる委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、収集業務課は、入手した再委託契約書(再々委託契約書を含む)を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書等の作成と提出をするように指示又は指導する必

要がある。

②事業譲渡承諾書における社名表記について

【現状】

不燃・粗大ごみ受付センター運營業務は、令和4年4月1日付けで株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクトから株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX への事業譲渡が行われており、この事業譲渡について市は「事業譲渡承諾書」において承認を行っているが、当該書面上、株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX の社名表記が誤っていることが判明した(株式会社 NTT マーケティングアクト RroCX と表記)。

【監査意見 18】 事業譲渡承諾書における社名表記について

今回の事業譲渡はあくまでグループ会社間での取引(いずれも西日本電信電話株式会社の100%子会社)となるため、実質的な変更は伴わないと考えられるが、事業譲渡による委託先変更というイレギュラーな事象については、形式的な書類対応についても十分に留意する必要がある。

そのため、事業譲渡先の名称についてもダブルチェック等十分な確認を取ったうえで、正式な名称を記載すべきであるとする。

3. 集団資源回収・選別加工業務

根拠法令等	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 静岡県廃棄物の処理及び減量に関する条例 ・ 容器包装リサイクル法
主な業務内容	集積所に排出された資源ごみの回収及び選別加工
前提となる事業計画等	静岡県一般廃棄物処理基本計画 静岡県一般廃棄物処理実施計画
事業の開始年度	昭和 61 年度
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	294, 696 千円
令和 4 年度決算	286, 224 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

集団資源回収・選別加工業務は、家庭から分別排出された資源ごみ(びん・缶・小物金属類等)を回収し、資源の有効利用を図ることを目的としているものである。

令和4年度は単独随意契約にて、静岡リサイクル事業協同組合と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

4. 清水ごみ受付センター受入業務

根拠法令等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・静岡県廃棄物の処理及び減量に関する条例
主な業務内容	・清水ごみ受付センター受入業務委託の管理・受入量の集計 ・金属及び古紙の売渡・清水収集センターとの連絡調整
前提となる事業計画等	静岡県一般廃棄物処理基本計画
事業の開始年度	平成 26 年度
事業の終了予定年度	未定
令和 4 年度予算	42,911 千円
令和 4 年度決算	42,790 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

清水ごみ受付センター受入業務は、清水ごみ受付センターを適正に管理運営し、家庭ごみ（不燃・粗大ごみ及び資源ごみ）を安全かつ効率的に受入することを目的にしているものである。

本件委託業務は令和 4 年度に長期継続契約に基づき、競争見積による随意契約にて、清水一般廃棄物処理業協同組合と「清水ごみ受付センター受入業務 委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) その他（課独自のチェックリストの活用について）

【現状】

本件委託業務に限らず、環境局では委託業務の契約手続を実施する際に、「契約案件文書確認リスト」という局独自のチェックリストを活用している。このチェックリストは委託契約マニュアルにて要求されている見積執行時の必要書類（見積書、見積執行通知、見積心得、契約書、暴力団排除関係書類、予定価格調書等）や、見積執行後の契約書類（契約書、仕様書）等が A4 の紙面 1 枚でチェックできる。

【監査意見 19】 課独自のチェックリストの活用について

見積執行関係書類、契約関係書類は全庁的にある程度共通しており、上記のようなチェックリストは他局でも活用できる資料であると考えられる。そのため、全庁的に展開することも有用なので、課独自の資料にとどめるのではなく、契約課など契約に関する全庁的な共通事務の統括を行う業務統括課に共有し、全庁的な標準マニュアルに付随

するツールとして組み込むといった提案を行う等の取組を実施することが望まれる。

X. 保健福祉長寿局地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

1. 所属の業務内容及び業務分担

地域包括ケア・誰もが活躍推進本部は、「健康長寿・誰もが活躍のまち」の推進を目的として、在宅医療と介護の連携推進業務、認知症施策推進業務、地域包括支援センター運営業務などを実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
企画係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿社会の形成の推進及び総合調整に関すること：「健康長寿・誰もが活躍のまち」の実現に資する政策の推進に係る諸施策の総合的な企画や、関係部局及び関係機関との総合調整などを行う。 ・健康長寿・誰もが活躍に係る総合的な計画に関すること：令和4年度に策定した「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」の核として位置づけられている高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に係る国の見直しを踏まえ、改訂する。
在宅医療・介護連携推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市医療・介護・福祉スーパーバイザー人材配置事業実施業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の推進に関すること：医療や介護の関係者、市民公募委員等で構成する「静岡市在宅医療・介護連携協議会」を開催し、事業の方針の検討、必要な情報交換等、在宅医療・介護の連携を推進するための協議を行う。
認知症施策推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市認知症ケア推進センター相談業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の認知症施策の推進に関すること：認知症を遅らせ、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができる社会の構築を目指し、認知症の容態に応じた医療・介護等が提供される体制の整備、認知症の人にやさしい地域づくりの推進、全世代を対象とした認知症の理解促進や、認知症予防に取組む機会の提供を行う。
地域支え合い推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市地域包括支援センター運営業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止に関すること：高齢者虐待について市民の理解を深めるとと

	<p>もに、養護者の高齢者福祉に携わる関係者に対する支援や虐待の防止等に関する講演会を開催することにより、虐待の発生防止及び早期発見・早期対応につなげる。</p> <p>・生活支援体制整備に関すること：市域生活支援コーディネーターを市域に配置するとともに、これを補完する市域協議体を設置する。</p>
誰もが活躍推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <p>・生涯活躍のまち静岡駿河共生地区共生事業企画運営業務</p> <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <p>・誰もが活躍支援プロジェクト検討事業の推進に関すること：4次総における重点政策「子どもの育ちと長寿を支えるまちの推進」の取組として、令和5年度から「誰もが活躍支援プロジェクト」をスタートした。プロジェクトは、「誰もが生きがいや役割を持ちながら暮らすことのできるまちの実現に向けた支援体制」を4次総前期末（令和8年度）までに構築することを目標にしている。このため、令和5年度は、多様な就労困難者の就労及び社会参加を促進するための調査を行うなど、プロジェクトの総合的な制度設計を実施する。</p>

2. 静岡市地域包括支援センター運営事業

根拠法令等	<p>介護保険法第115条の46、47条第1項、介護保険法施行規則、静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例</p> <p>地域支援事業実施要綱</p> <p>厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について（平成30年5月10日）</p>
主な業務内容	<p>地域包括支援センター業務</p> <p>・包括的支援事業（総合相談事業、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント事業）</p> <p>・多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（地域ケア会議の実施）</p>
前提となる事業計画等	静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画
事業の開始年度	平成18年度（現契約は令和3年度）
事業の終了予定年度	継続（現契約は令和7年度）
令和4年度予算	30,500千円
令和4年度決算	30,500千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

静岡市地域包括支援センター運営事業は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として日常生活圏域毎に地域包括支援センターを設置・運営している。(城西)地域包括支援センターは、長期継続契約に基づき、プロポーザル方式に基づく随意契約にて、医療法人盈進会と「静岡市葵区城西地域包括支援センター運営業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 静岡市生活支援コーディネーター配置事業

根拠法令等	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号、介護保険法施行規則 地域支援事業実施要綱
主な業務内容	① 地域のニーズと資源の状況の見える化、課題の把握と提示 ② 多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③ 関係者のネットワーク化 ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤ 生活支援の担い手の養成や不足しているサービスの創出 ⑥ ニーズとサービスのマッチング
前提となる事業計画等	静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画
事業の開始年度	平成 27 年度（現契約は令和 4 年度）
事業の終了予定年度	継続（現契約は令和 6 年度）
令和 4 年度予算	103,170 千円
令和 4 年度決算	103,170 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

静岡市生活支援コーディネーター配置事業は、生活支援コーディネーターを配置し、協議体の運営及び生活支援ニーズと生活支援サービスのコーディネート等の業務を行うことにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的としている。これについては、長期継続契約に基づき、プロポーザル方式に基づく随意契約にて、社会福祉法人静岡市社会福祉協議会と「静岡市生活支援コーディネーター配置業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

X I . 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課

1. 所属の業務内容及び業務分担

福祉総務課は、市民の健康福祉を目的として、福祉に係る政策の企画、社会福祉法人の認可、社会福祉団体との連絡調整などを実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである（令和4年度時点）。

係	業務概要
調整係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局における政策立案の調整に関すること。 ・局内の連絡調整及び取りまとめに関すること。 ・局間の連絡調整に関すること。
地域福祉係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進に関すること。 ・民生委員、児童委員に関すること。 ・避難行動要支援者名簿の作成などに関すること。 ・成年後見制度の利用促進に関すること。 ・再犯防止の推進に関すること。
生活支援・自立推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談支援事業業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護などの総括・生活困窮者自立支援に関すること：生活保護費補助金及び負担金の取りまとめ、指定医療機関及び介護機関の指定等、生活保護施行事務監査の実施、保護施設の管理等、婦人相談（DV）の総括事務等。 ・福祉電算システムに関すること。
監査指導係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること。
生涯活躍推進室	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯活躍のまち静岡駿河共生地区共生事業企画運営業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが活躍支援プロジェクト検討事業の推進に関すること。

2. 生活困窮者自立相談支援事業業務

根拠法令等	生活困窮者自立支援法
主な業務内容	①生活困窮者からの相談に応じアセスメントの実施。 ②聞き取った情報をもとに相談者の状況に合わせた支援プランを作成。 ③支援プランをもとに必要な情報の提供及び助言等の支援を伴走型にて実施。 ④モニタリングを実施し、定期的に支援プランの見直しの実施
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和2年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	48,243千円 (自立相談支援事業43,520千円、家計改善支援事業4,723千円)
令和4年度決算	48,242千円 (自立相談支援事業43,520千円、家計改善支援事業4,722千円)
再委託の有無	なし

【事業の概要】

生活困窮者自立相談支援事業業務は、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するために本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施し、また、家計に課題を抱える生活困窮者の家計状況を明らかにし、本人の家計管理能力を高めるために家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言を実施するものであり、長期継続契約に基づき、プロポーザル方式に基づく随意契約にて、静岡市社会福祉協議会と「生活困窮者自立相談支援事業業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①人員体制の把握不足について

【現状】

委託内容は、仕様書に記載しており、「自立相談支援窓口の設置等」、「相談支援体制の整備」、「相談支援内容の整備」、「業務実施体制の整備」などである。

特に「相談支援体制」については、主任相談支援員（常勤1名以上）、相談支援員（常勤4名以上）、就労支援員（常勤3名以上）、事務補助員（人数定めなし）、「業務実施体制」については、家計改善支援員（常勤2名以上）と記載されており、支援員の種別や人数が決められている。

福祉総務課は、委託先が仕様書とおりの支援体制を整え、業務を実施しているか、人員体制表の提出を受けておらず、人員体制の把握ができていなかった。

【指摘事項 32】 人員体制の把握不足について

委託契約マニュアルによれば、契約書又は仕様書に、契約締結後、業務開始前に従事者全員の「住所」「氏名」「年齢」等を記載した「従事者名簿」を提出する旨を記載することが規定されている。

委託先が仕様書とおりの支援体制を整え、委託の事業目的が十分果たしていることを確認するために、また、未承認再委託防止や偽装請負防止のためにも、契約書又は仕様書に「従業員名簿」を提出する旨を記載し、実際に受領し、仕様書記載とおりの人員体制となっているかを把握する必要がある。

3. 保健福祉総合システムの運用に伴うパッケージ保守等業務

根拠法令等	生活保護法、障害者総合支援法、児童福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律他
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パッケージソフトウェアのバージョンアップ ・システム運用環境保守管理 ・データベースの運用管理 ・データ保守管理 ・システム改善・開発要望の分析と改善案検討 等
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	41,800千円
令和4年度決算	39,600千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

保健福祉総合システムの運用に伴うパッケージ保守等業務は、保健福祉総合システムの安定運用を図るためのシステム保守業務であり、令和4年度は単独随意契約にて、同システム開発先の株式会社アイネス中部支社と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 業務内容の決定・積算

①積算根拠の在り方について（人件費単価の実態との乖離）

【現状】

予定価格の person 費単価については、一般財団法人経済調査会発刊の「積算資料(2021年9月号)」(以下、「積算資料」という。)における、「ソフトウェア開発業務、システム運用・管理業務における技術者料金について」のうち、「ソフトウェア開発業務」の名古屋市におけるプロジェクトマネージャ(PM)とリーダー(SE1)の平均単価@95.1万円/人・月を採用している(下表参照)。

■ソフトウェア開発業務

技術者	名古屋 (万円/人・月)	平均 (万円/人・月)
プロジェクトマネージャ(PM)	101.5	95.1
リーダー(SE1)	88.7	
サブリーダー(SE2)	77.6	-
メンバ(PG)	67.6	-

「積算資料」の「ソフトウェア開発業務、システム運用・管理業務における技術者料金について」には、予定価格に採用した「ソフトウェア開発業務」以外にも「システム運用業務」、「システム管理業務」があり、システム保守業務である委託業務の実態からは「システム運用業務」(下表参照)が適している。

■システム運用業務

技術者	名古屋 (万円/人・月)
システム運用技術者1	81.4
システム運用技術者2	61.8

また、「ソフトウェア開発業務」内には4つの技術者種別があるが、上位2種別の平均値を採用している理由も明確ではない。

【指摘事項 33】 積算根拠の在り方について(人件費単価の実態との乖離)

予定価格の person 費単価については、実際に行うであろう業務内容に適合する技術者種別及び業務単価を選定する必要があり、実際業務を実施する技術者種別及び業務を適切に把握したうえで、適用する積算上の person 費単価を決定する必要がある。

また、今回のように平均値を採用する場合なども含めて、具体的にどういった理由でその数値を採用したのかを合理的に説明できるように、課内で説明資料を作成しておく必要がある。

(2) 契約事務・手続

① 積算根拠の在り方について（実績工数の把握不足）

【現状】

福祉総務課は、本件委託業務の予定工数について、過年度の実績を参考に決定しており、本年度に係る予定工数は「39.95」人月であった。しかし、実績工数については、委託先の作業者が市役所に常駐して行った分の工数のみの把握にとどまっており、市役所外での作業に関する工数の把握は行われていなかった。

そのため、本件委託業務の管理書類上の予定工数と実績工数の情報は、以下のように大幅に乖離していた。

	作業工数（人月）
予定工数	39.95
実績工数（試算：注）	22.25
工数差額（実績-予定）	△17.70

（注）実績工数については、静岡市本庁舎常駐時の出退勤記録で把握しており、他の庁舎の分や事業者の事業拠点等での作業工数は含まれていない旨の説明を受けた。

【指摘事項 34】 積算根拠の在り方について（実績工数の把握不足）

本件委託業務のようなシステム保守委託業務は実際に工数がどれくらい発生するかについて予測することが比較的難しく、過年度の実績や業者への聴取を踏まえて、予定工数を決定し、積算を行うことになる。

この点、福祉総務課からの説明によれば、実際には、本件委託業務の受託業者は市役所に常駐して行う業務のほか、事業者の事業拠点等の市役所外からの支援業務も行っているとのことであるから、現状の工数把握では、業務の実態の把握としては不十分であると言わざるを得ない。

そのため、福祉総務課は、実績工数を十分に把握し、本件委託業務がどのような実態で実施されているかについて検証するとともに、翌年度以降において、関連する業務委託を実施するに当たって、予定価格の積算根拠を適切に確保する必要がある。

4. 保健福祉総合システムの運用に伴うヘルプデスク業務

根拠法令等	生活保護法、障害者総合支援法、児童福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律他
主な業務内容	・ 電話等による各種問合せ対応等（ソフトウェアに関すること、操作方法、運用手順、機器異常等） ・ 対処依頼（利用者からの依頼）に関する対応 等

前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	17,864千円
令和4年度決算	17,028千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

保健福祉総合システムの運用に伴うヘルプデスク業務は、保健福祉総合システムの安定運用を図るためのヘルプデスク業務であり、令和4年度は単独随意契約にて、同システム開発先の株式会社アイネス中部支社と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 業務内容の決定・積算

①積算根拠の在り方について（人件費単価の実態との乖離）

【現状】

予定価格の人件費単価については、「積算資料」の「ソフトウェア開発業務、システム運用・管理業務における技術者料金について」のうち、「ソフトウェア開発業務」の名古屋市におけるプロジェクトマネージャ(PM)とリーダー(SE1)の平均単価@95.1万円/人・月を採用している（下表参照）。

■ソフトウェア開発業務

技術者	名古屋 (万円/人・月)	平均 (万円/人・月)
プロジェクトマネージャ(PM)	101.5	95.1
リーダー(SE1)	88.7	
サブリーダー(SE2)	77.6	-
メンバ(PG)	67.6	-

「積算資料」の「ソフトウェア開発業務、システム運用・管理業務における技術者料金について」には、予定価格に採用した「ソフトウェア開発業務」以外にも「システム運用業務」、「システム管理業務」があり、システムヘルプデスク業務である委託業務の実態からは「システム運用業務」（下表参照）が適している。

■システム運用業務

技術者	名古屋 (万円/人・月)
システム運用技術者 1	81.4
システム運用技術者 2	61.8

また、「ソフトウェア開発業務」内には4つの技術者種別があるが、上位2種別の平均値を採用している理由も明確ではない。

【指摘事項 35】積算根拠の在り方について（人件費単価の実態との乖離）

予定価格の人件費単価については、実際に行うであろう業務内容に適合する技術者種別及び業務単価を選定する必要があり、実際業務を実施する技術者種別及び業務を適切に把握したうえで、適用する積算上の人件費単価を決定する必要がある。

また、今回のように平均値を採用する場合なども含めて、具体的にどういった理由でその数値を採用したのかを合理的に説明できるように、課内で説明資料を作成しておく必要がある。

5. 生涯活躍のまち静岡駿河共生地区共生事業企画運営業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・福祉・子育て・学び直し等様々なテーマで、講座やイベントを企画・実施し、地域・多世代交流機会の促進を行う。 ・地域健康ステーション運営、食育講座等により健康長寿のまちづくりを推進する。 ・地域資源を見える化し、地域の魅力向上のために講座等を実施する。 ・地域・多世代交流、健康づくりや地域の魅力向上に関する住民の意識やニーズを調査・分析し、施策への提言を行う。
前提となる事業計画等	生涯活躍のまち静岡推進事業計画（～令和4年度）
事業の開始年度	平成30年度
事業の終了予定年度	なし
令和4年度予算	7,587千円
令和4年度決算	7,530千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

生涯活躍のまち静岡駿河共生地区共生事業企画運営業務は、駿河区共生地区の地域

交流拠点である地域福祉共生センター「みなくる」において、健康・福祉・子育て・学び直しに関する様々な講座やイベントを実施することで、地域の幅広い世代が交流し・社会参加する機会を促進し、誰もが生きがいをもって活躍できるまちづくりを目的としたものであり、令和4年度は単独随意契約にて、静岡県公立大学法人と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 業務内容の決定・積算

①積算根拠の在り方について（十分な精査）

【現状】

積算金額は、過年度の実績を踏まえて、当年度の変更を加味して決定している。

具体的には、「人件費(企画設計費、講座事業等運営人件費等)」、「報償費(コーディネーター謝金、事業スタッフ謝金等)」、「事業費(旅費、消耗品費、通信運搬費等)」に加えて、「人件費」、「報償費」、「事業費」合計額の10%を「一般管理費」とし、契約事務や諸経費見合いとして積算している。

過年度の積算金額は下表のとおりである。

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費・報償費・事業費 小計	6,406	6,238	6,270	6,269
一般管理費10%	640	623	627	626
積算額	7,046	6,861	6,897	6,896
消費税10%	704	686	690	689
積算金額	7,751	7,547	7,587	7,586

【指摘事項36】積算根拠の在り方について（十分な精査）

委託契約マニュアルによれば、積算方法について、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」、「建設工事の積算や物価資料のほか、同種業務の実績なども勘案しながら積算する」とされている。

本件委託業務の場合、「一般管理費」が契約事務や諸経費見合いであり、必ずしも事業費に単純比例する性質のものではないにもかかわらず、積算方法が「人件費」、「報償費」、「事業費」合計額の10%とされ、「人件費」、「報償費」、「事業費」合計額の増減に影響を受ける、変動費的な積算方法となっている。また、10%を採用している根拠も乏しい。

福祉総務課は、建設工事の一般管理費の積算方法を参考にしてのことであるが、採用するパーセンテージやパーセンテージを乗じる基準金額自体が積算根拠として不明瞭である。

そのため、不明瞭な積算を防止する観点から、福祉総務課は、一般管理費として想定

している項目について、過年度における実績等、個別具体的な内容を把握するなど、合理的に説明可能な水準を確保したうえで、実務的に効率的な算定方法を採用し、積算金額を決定する必要がある。

(2) 契約事務・手続

①再委託可否に関する記載内容の相違について

【現状】

「委託契約書」には、再委託に関して、第9条で「第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合には、この限りではない。」と規定されており、例外的な場合に再委託を認める条項が規定されている。

一方、「個人情報の保護に関する取扱仕様書」第9条には、再委託に関して、「第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されているのみで、例外的な場合に再委託を認める条項（例えば、特別な理由がある場合で、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合には再委託を認めるなどの条項）が規定されておらず、再委託可否に関する記載内容が各契約書類間で相違している。

【指摘事項 37】再委託可否に関する記載内容の相違について

本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。

再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。

X II. 保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課

1. 所属の業務内容及び業務分担

健康づくり推進課は、市民の健康づくりを目的として、成人保健事業、歯科口腔保健事業などを実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
総務係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康推進システムソフトウェア保守等業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算及び決算に関すること：課の予算管理を行う業務。 食育推進に関すること：食育推進事業、食育推進計画の策定。
保健指導係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4次静岡市食育推進計画及び静岡市健康爛漫計画策定業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健指導に関すること：健診結果により、健康保持に努める必要がある者に対し、特定保健指導を行う。 保健計画の策定：静岡市健康爛漫計画、データヘルス計画の策定。
健診係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康増進法に基づくがん検診等業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種健（検）診の運営：特定健診等の受診券の発送、各種健（検）診の案内。 健（検）診協議会の開催：「静岡市国民健康保険健康診査等実施計画推進協議会」「静岡市がん検診精度管理協議会」、がん種ごとの部会の運営。
口腔保健支援センター	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康増進法に基づく歯周病検診業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯磨き巡回指導、乳幼児むし歯予防教室の開催：歯磨き習慣の啓発普及。 計画の策定：「静岡市歯と口腔の健康づくり推進計画」の策定。
障害者歯科保健センター	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所歯科保健活動業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者を対象にした歯科診療治療：一般の開業歯科医では、治療が困難な障害者を対象にした歯科診療所の運営。

2. がん検診等業務

根拠法令等	健康増進法 がん対策基本計画（国）
主な業務内容	対策型検診（集団全体の死亡率を減少させるための検診）としてのがん検診の実施
前提となる事業計画等	静岡市がん対策推進計画
事業の開始年度	昭和 33 年に胃がん検診と子宮頸がん検診を開始した記録あり
事業の終了予定年度	なし
令和 4 年度予算	800, 615 千円
令和 4 年度決算	775, 776 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

がん検診等業務は、がん検診の実施により、がんを早期発見し、がんによる死亡者を減少させるものであり、専門家である医療機関へ委託しており、随意契約(手上げ方式)、単価契約にて、各医療機関と「がん検診等委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 食育推進計画及び健康爛漫計画最終評価・次期計画策定アンケート委託業務

根拠法令等	食育基本法・健康増進法
主な業務内容	静岡市食育推進計画及び静岡市健康爛漫計画の最終評価と次期計画策定のための基礎資料となる市民の健康意識と生活実態調査を把握するための市民アンケートの実施とその結果分析業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和 4 年度
事業の終了予定年度	令和 4 年度
令和 4 年度予算	3, 399 千円（食育 1, 746 千円、爛漫 1, 653 千円）
令和 4 年度決算	2, 582 千円（食育 1, 110 千円、爛漫 1, 472 千円）
再委託の有無	なし

【事業の概要】

本食育推進計画及び健康爛漫計画最終評価・次期計画策定アンケート委託業務は、第 3 次静岡市食育推進計画及び静岡市健康爛漫計画（第 2 次）の最終評価と次期計画の策

定基礎資料の収集と分析を目的に、市民アンケートの実施とその結果分析を実施するものであり、令和4年度は競争見積による随意契約にて、株式会社サーベイリサーチセンター静岡事務所と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

XIII. 保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課

1. 所属の業務内容及び業務分担

障害福祉企画課は、障害者への福祉を目的として、障害者福祉施策の企画・調整、福祉施設の整備管理などを実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
企画管理係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立施設の運営及び維持管理業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーイベントに関すること：イベント(劇・手話による歌・演奏等のステージ発表、車いすや点字等の体験ブースなど)を実施し、市民の障がいや障がいのある人についての理解を深め、障がいのある人の社会参加の促進を図る。
地域生活支援係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援事業に関すること：「医療的ケア児等支援協議会」を設置・運営し、医療的ケア児等(重度心身障害児者含む)とその家族が心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活できる体制を整備する。

2. 静岡市発達障害者支援センター運営等業務

根拠法令等	発達障害者支援法、障害者総合支援法第78条第1項、地域生活支援事業実施要綱(厚生労働省通知)、静岡市発達障害者支援センター事業実施要綱
主な業務内容	<p>(1) 発達障害者支援センター運営事業</p> <p>(2) 静岡市発達障害者家族支援・支援体制サポート強化業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ペアレントメンター・地域サポーター養成研修 ② ペアレントメンター派遣 ③ ペアレントプログラムの開催 ④ 支援サポートコーチ(巡回支援員)の巡回支援
前提となる事業計画等	<p>静岡市障がい者共生のまちづくり計画</p> <p>第4次静岡市総合計画</p> <p>健康福祉基本計画</p> <p>障害者基本計画(国)</p> <p>障害福祉計画・障害児福祉計画(県)</p>

事業の開始年度	平成 19 年度
事業の終了予定年度	終了予定なし
令和 4 年度予算	37,811 千円
令和 4 年度決算	37,574 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

静岡市発達障害者支援センター運営等業務は、発達障害者への支援を推進し、関係機関の支援体制の整備・強化を図ることを目的に、発達障害者支援センターの運営を行うものであり、令和 4 年度は単独随意契約にて、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 支出・精算事務

① 概算払い時の委託料精算の確認について

【現状】

障害福祉企画課は、概算払いした委託料について、年度末で精算を行い、委託先へ委託料の精算を通知している。

発達障害支援研修に係る経費は、研修がリモートとなったため、旅費が発生しなくなり、以下の精算差額となり、△213,600 円について、令和 5 年 3 月 31 日付けの支出負担行為変更書により、精算されていた。

(単位：円)

項目	収支予算書	収支決算書	差額
第 3 回 発達障害支援研修・指導者養成研修 パート I	53,600	0	△53,600
第 3 回 発達障害支援研修・指導者養成研修 パート II	53,200	0	△53,200
第 3 回 発達障害支援研修・指導者養成研修 パート III	53,600	0	△53,600
第 3 回 発達障害支援研修・行政実務研修	53,200	0	△53,200
合計	213,600	0	△213,600

他方、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修に係る経費の精算差額は以下のとおりであるが、差額の△200,000 円について、令和 5 年 3 月 31 日付けの支出負担行為変更書には記載されていなかった。

単位：円

項目	収支予算書	収支決算書	差額
第1回 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修	会場費等 80,000	謝金等 50,000	△200,000
第2回 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修	謝金等 170,000		
合計	250,000	50,000	△200,000

監査において、障害福祉企画課に内容確認したところ、他の事例検討会に充当していた事実があったとして、修正された収支決算書の提出を受けた。

単位：円

項目	収支予算書	修正版 収支決算書	差額
第1回 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修	会場費等 80,000	50,000	△200,000
第2回 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修	謝金等 170,000		
成人期事例検討会 令和4年9月	-	66,600	66,600
成人期事例検討会 令和5年2月	-	66,700	66,700
成人期事例検討会 令和5年3月	-	66,700	66,700
合計	250,000	250,000	0

概算払いの場合、年度末に収支決算書を入手し、精査したうえで、予算額と決算額の差額を精算する必要があるが、上表のとおり、年度末の精算時には決裁内容と入手していた収支決算書の内容が整合していなかった。

また、研修の経費以外の支出項目（管理費、厚生費、事務費（研修の経費を除く）、事業費）については、予算額と実績額に差額は生じていなかった。

【指摘事項 38】 概算払い時の委託料精算の確認について

「会計事務の手引き（静岡市会計室）」によれば、「概算払いした場合には、要した経費の額が確定したときに、遅滞なく概算払を受けた者に実績報告書を提出させ、精算を行う。」と規定されている。

今回の精算時に入手していた収支決算書では、他に精算すべき経費があったにもかかわらず、精算対象に含まれていなかった。結果として、修正収支決算書の提出を受け、

精算不要との回答を得たものの、本来あるべき決裁時期からは相当程度遅れている。

また、旅費などの経費以外の支出項目については、予算額と決算額が同額であり、少なくとも光熱水費や燃料費などの支出項目は価格変動が大きい昨今の情勢を勘案すると、差額が発生して然るべきと考えられる。

概算払い時には、実績確定後、速やかに正しい収支実績書の提出を受け、課内で十分確認し、精査したうえで、精算する必要がある。

XIV. 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課

1. 所属の業務内容及び業務分担

保健衛生医療課は、市民の保健衛生を目的として、保健衛生施策の企画・調整、保健衛生施設の計画・整備、地域医療、救急医療の計画・整備業務などを実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
保健医療係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間地診療所の運営補助に関すること：山間地域における医療提供体制を確保するため、山間地に所在する5つの診療所に対し、運営費補助金を交付する。 ・がん患者の支援に関すること：がん患者等の生活を支援するため、補整具購入費助成金・生殖機能温存治療費補助金・在宅療養生活支援補助金を交付する。
医療事業係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡地域在宅当番医制等運営業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急病センターの運営管理に関すること：毎夜間における初期救急患者に対する医療を確保するため、急病センターを指定管理方式により管理運営する。 ・病院群輪番制に関すること：日曜・休日及び夜間における重症救急患者に対する医療（第二次救急医療）を確保するため、市内の救急告示病院が実施する病院群輪番制運営事業に対し補助金を交付し支援する。 ・災害医療に関すること：災害時における医療救護に関する知識の普及啓発を図るとともに、災害時を想定した医療救護体制を整備する。
市立病院・公営企業係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水病院の経営支援に関すること：清水病院経営計画推進会議等で清水病院の経営改善の進捗管理等を行う。 ・地方独立行政法人静岡病院に関すること：静岡病院の中期目標の設定や業務実績の評価等、病院事業債の管理に関する業務を行う。 ・共立蒲原総合病院組合に関すること：市が副管理者となっている共立蒲原総合病院組合の議会対応や病院等の施設の経営計画の策定、進捗管理等を行う。（管理者は富士市長） ・飲料水供給施設等に関すること：公営水道給水区域外の小規模な民営の飲料水供給施設等の新設や更新等に対する助成や水に関する困りごとへの相談対応を行う。

	(保健所生活衛生課職員が兼務で対応) ・市立病院、簡易水道事業への操出金に関すること：清水病院、静岡病院、共立蒲原総合病院及び簡易水道事業に対する負担金や補助金の支出に関する業務を行う。
簡易水道係	【委託業務のうち、主なもの】 ・葵北地区施設維持管理及び水質試験水採水運搬業務 【委託業務以外の主な業務】 ・(市営)簡易水道事業に関すること：簡易水道事業会計の予算執行に関すること、予算及び決算に関する事務、出納検査に関する事務、支払及び収入に関する事務等を行う。

2. 静岡地域在宅当番医制等運營業務

根拠法令等	昭和52年7月6日付け医発第691号 各都道府県知事あて厚生省医務局長通知「救急医療体制の整備について」
主な業務内容	日曜・休日(年末年始含む)及び土曜午後における在宅当番医制(内科・小児科・外科など)による救急患者への診療 自宅待機医制(眼科・耳鼻科のみ)による静岡市急病センターからのオンコールへの対応 在宅当番医予定表の作成及び関係機関への提供
前提となる事業計画等	第4次静岡市総合計画 第8次静岡県保健医療計画
事業の開始年度	昭和36年
事業の終了予定年度	なし
令和4年度予算	34,499千円(関連業務との合算予算66,993千円)
令和4年度決算	34,670千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

静岡地域在宅当番医制等運營業務は、日曜・休日(年末年始含む)及び土曜午後における初期救急患者に対する医療を確保するために救急医療体制の整備を委託するものであり、令和4年度は単独随意契約にて、一般社団法人静岡市静岡医師会と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 業務内容の決定・積算

①積算根拠の在り方について(最新の情報に基づく積算)

【現状】

積算金額は、参考見積を入手し、決定している。

委託金額の内訳として、「1件当たり単価」、「割当事務費」、「保険料」があり、「1件当たり単価」は医師会や近隣市町村から参考見積を聴取し、「保険料」は保険会社から参考見積を徴取している。

一方、「割当事務費」は、令和2年度の同業務の実績値を参考にしている。同委託業務は令和3年度から医師人件費について単価契約へ変更したため、令和2年度以降、「割当事務費」について、実績値を入手していないとのことであった。

【指摘事項 39】 積算根拠の在り方について（最新の情報に基づく積算）

積算金額は、委託契約マニュアルによれば、業者から参考見積を徴取し、又は、前年の実績等を勘案し、それを精査して積算根拠とする、と規定されている。

より精緻な、実勢を踏まえた積算金額を見積もるためには、入手しうる最新情報を積算根拠とすべきである。

そのため、毎年委託契約締結の都度、前年度の実績値や参考見積などの新たな情報を入手すべきであり、「割当事務費」についても、前々年度の令和2年度の実績値を参考にするのではなく、前年度の実績値や参考見積を入手し、積算根拠とする必要がある。

X V. 保健福祉長寿局保健衛生医療部新型コロナウイルス感染症対策課

1. 所属の業務内容及び業務分担

新型コロナウイルス感染症対策課は、市民の新型コロナウイルス感染症への対策を目的として、新型コロナウイルス感染症に関する政策の企画や調整、新型コロナウイルスワクチン接種業務などを実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
感染症対策室	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱外来ひっ迫抑制のためのチラシの作成及び搬送業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症患者概要等公表業務：市民の不安を払拭するため、毎日、市内の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況などの情報を市ホームページに掲載するとともに、報道機関に情報提供する。（令和5年5月8日の5類移行をもって中止）
ワクチン接種対策室	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスワクチンコールセンター及び集団接種会場運営等業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種に関する業務：国の方針に従い、ワクチン接種事業を実施するための体制を整える。

2. 新型コロナウイルスワクチンコールセンター及び集団接種会場運営等業務

根拠法令等	予防接種法第6条第3項
主な業務内容	ワクチン接種の円滑な実施に必要な、接種予約システムの運用をはじめ、コールセンターの運営、医療機関等へのワクチン配送管理などのほか、集団接種会場の会場運営を行う。
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和2年度
事業の終了予定年度	令和5年度（見込）
令和4年度予算	委託料全体 2,567,385千円（当初） 7,333,070千円（補正後）
令和4年度決算	5,278,979千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

新型コロナウイルスワクチンコールセンター及び集団接種会場運営等業務は、新型

コロナウイルス感染症のまん延防止を目的に、国が示す特例臨時接種事業（第一号法定受託事務）として、静岡市のワクチン接種体制を確保するために実施するものであり、令和4年度は単独随意契約にて、株式会社 JTB 静岡支店と「業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

① 再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

【現状】

本件委託業務では、委託先が一部業務を第三者へ再委託している。必要な課内決裁を取り、委託先と再委託先とが委託契約を締結しているが、当該委託契約書に再委託が可能な旨が記載されており、静岡市から再々委託が可能な状態となっていた。

再委託先	条項	記載内容
再委託先 1	第 4 条第 1 項	乙（再委託先）は委託業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」）に委託することができる。この場合、乙（再委託先）は再委託先に対し、本契約に定める義務につき乙（再委託先）と同等の義務を負わせるものとする。
再委託先 2	第 7 条第 1 項	乙（再委託先）は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
	第 7 条第 2 項	前項にかかわらず、乙（再委託先）は、甲（委託先）の事前の承諾を得て、全責任を負うことにより、本委託業務の全部又は一部を第三者（以下「本再委託先」）に再委託することができるものとする。
再委託先 3	第 13 条	乙（再委託先）は、第 2 条に基づく本業務の遂行に当たり、第三者に本業務の全部又は一部を再委託することができる。ただし、再委託先は乙（再委託先）が選定するものとし、この場合、再委託業務に関する責任は本契約に基づき乙（再委託先）が負う。

※乙（再委託先）、甲（委託先）・・・下線部分は説明するうえで監査人が記載したものである。

【指摘事項 40】 再委託先から徴収する再委託契約書の確認について

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）などというものは、市としては当然に認めていないものとなる。

しかしながら、上記のような再委託契約文言に照らすと、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる状況であると言わざるを得ず、当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、新型コロナウイルス感染症対策課は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

② 再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について

【現状】

本件委託業務では、委託先が一部業務を第三者へ再委託している。必要な課内決裁を取り、委託先と再委託先とが委託契約を締結しているが、当該「委託契約書」に静岡市と委託先との「業務委託契約書」に規定されていた準用すべき条項の記載が行われていなかった。

(静岡市と株式会社 JTB 静岡支店との委託契約書 令和4年4月1日付け)

条項	記載内容
第6条第3項	(権利義務の譲渡等の禁止) 乙は、前項ただし書の規定によりあらかじめ甲の承認を受けたときは、再受託者等と契約書等に第4条第2項、第6条第1項、第7条及び第8条の規定を準用する旨を明記しなければならない。
参考条項	
第4条第2項	(委託業務の完了報告及び検査) 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し委託業務の実施状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。
第6条第1項	(権利義務の譲渡等の禁止) 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。
第7条	(秘密の保持) 乙は、委託業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務の終了後も、また同様とする。
第8条	(個人情報の保護に関する事項) 乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書(別紙)に定める事項を遵守しなければならない。

【指摘事項 41】再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について

委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、新型コロナウイルス感染症対策課は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として必要な条項等の有無を把握し、不足がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。

特に今回、準用の明記が漏れていた条項は、第7条「秘密の保持」、第8条「個人情報の保護に関する事項」という再委託先においても十分に遵守すべき重要な事項と考えられるものである。このような観点からも再委託契約書に関するチェック体制についても再検討を要するものとする。

3. 新型コロナウイルスワクチン予診票データクリーニング業務

根拠法令等	予防接種法第6条第3項
主な業務内容	(1) VRSデータ点検業務 (2) VRSデータクリーニング業務 データ修正後、VRSに登録するためのフォーマットに合わせてデータを作成する。
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和3年度
事業の終了予定年度	令和5年度
令和4年度予算	委託料全体 2,567,385千円(当初) 7,333,070千円(補正後)
令和4年度決算	43,170千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

新型コロナウイルスワクチン予診票データクリーニング業務は、市民の新型コロナウイルスワクチンに係る接種記録について、予診票の記載内容と国のシステム(VRS)記録内容の整合性を点検し、修正データを作成する新型コロナウイルスワクチン予診票データクリーニング業務であり、令和4年度は単独随意契約にて、富士テクノロジー株式会社と「業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①「業務委託契約書」と「業務仕様書」との記載内容相違について

【現状】

新型コロナウイルス感染症対策課は、本件委託業務において、「業務委託契約書」と「業務仕様書」の両方に委託期間を規定している。国の新型コロナウイルスワクチン接種に関する政策変更の都度、契約内容を見直し、変更を行っているが、委託期間について、「業務仕様書」は実態に合わせて変更していたが、「業務委託契約書」は当初のままとなっていた。

契約書類	変更前	変更後
業務委託契約書 第3条 委託期間	令和4年4月1日から 令和4年9月30日	令和4年4月1日から <u>令和4年9月30日</u>
業務仕様書 第2項 委託期間	令和4年4月1日から 令和4年9月30日	令和4年4月1日から <u>令和5年3月31日</u>

【指摘事項 42】「業務委託契約書」と「業務仕様書」との記載内容相違について

「業務委託契約書」は一般的な契約事務事項を合意する文書であり、「業務仕様書」は詳細な業務仕様を合意する文書であり、両者は整合させる必要がある。本件委託業務の場合、委託期間に相違があり、より上位の契約書類である「業務委託契約書」に従えば、委託期間外の期間に業務を委託していたこととなる。

委託業務の内容に変更が生じた場合、その都度、契約書類はすべて実態に合わせて変更する必要があり、両者を整合させるとともに、課内においてチェックする必要がある。

XVI. 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所保健予防課

1. 所属の業務内容及び業務分担

保健予防課は、市民の健康維持を目的として、医療援護や各種予防業務などを実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
医療援護係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病児童等自立支援業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病医療費助成に関すること：児童福祉法第19条の2に基づき、治療期間が長く医療費負担が高額となる小児がん等に罹患する慢性疾病児童の医療費の自己負担分を助成、負担軽減を図る。
難病支援係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市難病相談支援センター事業委託業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費（指定難病）医療費助成に関すること：難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者の医療費の一部負担額を公費助成することにより、対象患者の経済的な負担軽減を図る。
結核・感染症係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回検診（結核住民検診）業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核の接触者健康診断（定期外結核健康診断）に関すること：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核患者に対する服薬指導や結核患者接触者等に検査を実施し、結核の早期発見及び早期治療を開始することにより結核のまん延防止を図る。
新型コロナウイルス感染症係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市発熱等受診相談センター等支援業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症法の予防計画策定に関すること：新たな感染症の発生に備える為に感染症法等が改正され、令和6年4月1日から保健所設置市にも感染症予防計画策定が義務付けられた。県連携協議会に参加して関係機関との協議を行い、市感染症対策協議会を開催し、委員からの意見を参考にして今年度中に策定予定。
予防接種係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種業務

	<p>【委託業務以外の主な業務】</p> <p>・予防接種健康被害に関すること：予防接種法に基づく予防接種を受けた者が健康を害した場合に、予防接種法に基づく救済措置を行う。また、救済措置の実施のために必要な申請の受付、静岡市予防接種健康被害調査委員会の運営、県への進達等を行う。</p>
--	--

2. 高齢者インフルエンザ予防接種業務

根拠法令等	予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則
主な業務内容	65歳以上の方及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その障害の程度が身体障害者手帳1級相当の方に対し、インフルエンザの予防接種を実施する。
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成13年度
事業の終了予定年度	なし
令和4年度予算	413,309千円（関連業務との合算予算2,590,646千円）
令和4年度決算	463,304千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

高齢者インフルエンザ予防接種業務は、高齢者へのインフルエンザ予防接種業務であり、予防接種法等に基づき予防接種を実施し、疾病の発生及びまん延を防ぐ目的で行われており、随意契約(手上げ方式)、単価契約にて、専門家である静岡市静岡医師会、静岡市清水医師会等他多数の医療機関と「高齢者インフルエンザ予防接種委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①委託契約書と実務上の業務手順の相違について

【現状】

本件委託業務における業務手順として、「委託契約書」第5条及び第6条では、①受託者が報告書を作成、②委託者が10日以内に確認、③受託者が請求書を発行、④委託者が請求書受領後30日以内に支払、と規定されている。

実務上は、事務手続簡便化のため、①の報告書と③の請求書を同日に受領し、②の検収作業後、請求書に受領印を押印し、④支払いをしている。②の確認時に書類不備等あ

れば、報告書及び請求書の再作成を依頼している。

例えば、2022年10月度のある医療機関に関する1件では、請求書発行日付（報告書日付も同様）が2022年11月10日であるが、請求書に押印された受領印の日（受領日）が2022年12月6日となっており、実際の支払いは2022年12月22日に行われていた。

なお、本件委託業務には請求書日付と請求書の受領日に一定の日数差があるが、これは請求書受領後、検収作業を行い、その後請求書に受領印を押印しているためである。この点、「政府契約の支払遅延防止法等に関する法律」における取り扱いについて、市の会計所管部門に確認したところ、「適法な支払請求を受けた日は2022年12月6日となる。」とのことであったため、支払遅延防止法に抵触する状況はなかった。

しかしながら、「委託契約書」規定の業務手順と実務上の業務手順とが相違していることは事実である。

【指摘事項 43】 委託契約書と実務上の業務手順の相違について

委託契約マニュアルによれば、委託業務は、業務完了の確認として、「検収者及び立会者は、契約書等に定める内容が確実に履行されたかの確認を慎重に行うこと。」とされている。

本件委託業務では、契約書規定の業務手順と実務上の業務手順が相違しており、契約書等に定める内容が確実に履行されているとは言えないことになる。

そのため、一義的には契約書の規定どおりの業務手順に従う必要があり、保健予防課は、受託者側に契約書に規定されている業務手順に従うように指導する必要がある。

一方、現実において、契約書の規定どおりに事務を実施することが実務上困難な受託者が多数いることを踏まえた場合には、例えば、委託契約書において、「受託者が報告書発行後×日経過後、請求書を作成し、担当課へ提出」といった旨を追加するなど、契約書の規定を変更することも考えられる。

いずれにおいても、保健予防課は、実務上の業務手順を契約書に従うように指導するか、契約書の規定を現実実務に即した規定に改めるなどの検討を行う必要がある。

XVII. 子ども未来局子ども未来課

1. 所属の業務内容及び業務分担

子ども未来課は、子ども・子育て支援に係る施策の企画、児童福祉施設等の計画及び整備、子育て支援センターの運営、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業、児童館の運営等を担当している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
調整係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来局内の調整、庶務に関すること：局の政策立案の調整、局内の連絡調整、局の組織、人事及び予算決算、局の危機管理、局の政策法務推進、局専用市長印の管理を実施。 ・健康福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること：市の実施する子ども・子育て・若者支援施策等に対し、専門的見地を有する方や一般市民の方から意見をいただき、市の施策に反映させるために実施。
企画係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しずおかし子育てハンドブックの作成業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉に係る施策の企画に関すること：待機児童対策の推進のため、保育施設の歳児別定員数の情報を各区の子育て支援課に提供するとともに、各区からの入園申込状況等を収集して今後の待機児童の解消に向けた話し合いを行うなど、待機児童の解消のための連絡・調整業務を行う。 ・次世代育成支援に係る施策の企画及び調査研究に関すること：次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画が「静岡市子ども・子育て・若者プラン（令和2年～令和8年）」に位置づけられており、毎年、当該計画の進捗管理と児童福祉専門分科会での意見聴取、市ホームページへの公表等の一連の事務手続きを行う。 ・子ども・子育て支援に係る施策の企画に関すること：子ども・子育てに関する情報を市民に周知し、子育てしやすいまちをPRしていくことを目的として、「しずおかし子育てハンドブック」の作成、静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」の運営、SNSを通じたプッシュ型の情報発信、首都圏の移住希望者を対象とした移住支援セミナーにおける子育てサービスのPRなど様々な情報発信業務を行う。 ・認定こども園の計画及び整備に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等の計画及び整備に関すること。 ・児童福祉施設の認可等に関すること：子ども・子育て支援法に基づき、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育の整備状況等を総合的に勘案した教育・保育提供区域内での需給計画である「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、当該計画を踏まえた教育・保育の確保方策として、幼稚園の認定こども園への移行促進や、既存保育施設の定員増などを行う。 ・子ども・子育て支援事業計画に関すること：5年を一期とする計画であり、策定に当たっては教育・保育施設の今後の需要量を見込む必要があるため、計画の策定の前年度に市民の子育てに関する生活実態や、子育て支援の利用状況、利用希望等に関するニーズ調査を行う。次期計画策定年度は令和6年度となっている。
子育て支援 推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市地域子育て支援拠点事業運営業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等の管理に関すること：児童遊園の管理・運営。 ・地域子育て支援拠点事業に関すること：地域子育て支援拠点事業（直営：5か所、指定管理：4か所、委託：12か所）及び利用者支援事業の実施。 ・ファミリー・サポート・センターに関すること：ファミリー・サポート・センターの運営。
児童クラブ 係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業に関すること：放課後児童クラブの運営、整備、改修、入会、利用料徴収、民間放課後児童クラブへの補助。

2. 放課後児童クラブ入退室管理システム導入業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	全公設児童クラブに Wi-Fi 環境を整備し、児童の入退室管理や保護者への一斉連絡等が可能なソフトウェア及び機器を導入する。
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	44,157千円
令和4年度決算	29,678千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

放課後児童クラブ入退室管理システム導入業務は、放課後児童クラブにおける感染症対応の体制整備を図ることで、コロナ禍においてもクラブを継続的に運営し、放課後等に自宅に保護者がいない児童の居場所を確保すること、平常時においても支援員の業務負担軽減や保護者の利便性向上に寄与することを目的としており、令和4年度は公募型プロポーザルの方式による随意契約にて、ラインズ株式会社と「放課後児童クラブ入退室管理システム導入業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 放課後児童クラブ管理システム導入業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	放課後児童クラブの運営管理（入会、利用料の賦課・収納管理・軽減処理、保護者との折衝記録の管理、在籍・待機児童に係る統計表作成等）を行うためのパッケージソフトを用いたシステム構築、及びコンビニ収納等への適応化を行う。
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	23,075千円
令和4年度決算	23,870千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

放課後児童クラブ管理システム導入業務は、令和5年度から実施する放課後児童クラブ利用料の公費歳入開始に伴い、住民記録システムや福祉システムと連携したシステムを導入することにより、適正な業務の実施及び効率化を図ることを目的としており、令和4年度は単独随意契約にて、株式会社アイネス中部支社と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①再委託可否に関する記載内容の相違について

【現状】

「委託契約書」には、再委託に関して、第14条で「乙(アイネス中部支社)は、委託

業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲(静岡市)の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。」と規定されており、例外的な場合に再委託を認める条項が規定されている。

一方、「個人情報の保護に関する取扱仕様書」第9条には、再委託に関して、「乙(アイネス中部支社)は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されているのみで、例外的な場合に再委託を認める条項(例えば、特別な理由がある場合で、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合には再委託を認めるなどの条項)が規定されておらず、再委託可否に関する記載内容が各契約書類間で相違している。

【指摘事項 44】再委託可否に関する記載内容の相違について

本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。

再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。

XVIII. 子ども未来局子ども家庭課

1. 所属の業務内容及び業務分担

子ども家庭課は、ママケアデイサービス事業、児童手当等の給付、母子家庭等の支援、妊婦健康診査等を行っている。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
子ども家庭係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ママケアデイサービス企画・運営業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の総合調整に関すること：虐待等により支援が必要な児童・家庭への適切な支援を図るため、関係機関が円滑に連携・協力していくために地方自治体が設置する組織（児童福祉法第25条の2）の総合調整。（代表者会議の開催、関係職員への研修等） ・社会的養護施設の管理・整備（補助）・認可等に関すること：乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等（「社会的養護施設」）の整備（建設・修繕等）や運営に係る補助及び施設設置の認可等。
給付係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯生活支援特別給付金に係る窓口対応等業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当に関すること：予算、支払、国・県への報告や請求、債権管理、各区との連絡調整等。 ・子ども医療費助成に関すること：予算、支払、高額療養費の調整、債権管理、各区との連絡調整等。 ・母子家庭等医療費助成に関すること：予算、支払、高額療養費の調整、債権管理、各区との連絡調整等。
ひとり親家庭支援係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習支援業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当に関すること：父母の離婚・死亡等によって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するための手当を支給する。 ・母子・父子・寡婦福祉資金に関すること：母子・父子・寡婦家庭の経済的自立の助成、生活意欲の助長及び児童の福祉の推進を図るための貸し付けを行う。 ・母子自立支援給付金に関すること：児童扶養手当受給水準の方を対象に、主体的な能力開発の取組を支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図る。

母子保健係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児・産婦訪問指導 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の作成等に関すること：妊産婦の健康状態や子どもの発育状況等を記録し、母子の健康管理に活用するために作成する。 ・健康推進システムに関すること：健康推進システムにて母子の健康に関する情報を管理する。 ・健診等医師派遣依頼等に関すること：保健福祉センターで実施する1歳6か月児・3歳児健診等に従事する医師等の派遣を調整し、依頼する。
-------	--

2. ママケアデイサービス企画・運営業務

根拠法令等	<p>妊娠・出産包括支援事業 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 静岡市ママケアデイサービス事業実施要綱</p>
主な業務内容	<p>生後4か月から1歳未満の子とその母を対象に、市内の民間宿泊施設等を利用し、専門職による相談、母の休息、交流の場などを提供する。(企画・運営業務を委託)</p>
前提となる事業計画等	<p>静岡市子ども子育て若者プラン</p>
事業の開始年度	<p>平成28年度</p>
事業の終了予定年度	<p>未定</p>
令和4年度予算	<p>6,453千円</p>
令和4年度決算	<p>6,452千円</p>
再委託の有無	<p>なし</p>

【事業の概要】

ママケアデイサービス企画・運営業務は、乳児を持つ母親が休息できる場所を提供し、子育ての先輩(子育て経験者)が子育てに関する悩みの「話し相手」となることで、家庭や地域での孤立感を和らげること及び、保育士等の専門家による相談支援を行うことで、母親が安心して子育てができる環境を整備することを目的としており、令和4年度は公募型プロポーザル方式に基づく随意契約にて、特定非営利活動法人よしよしと「令和4年度ママケア企画・運営業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

(子育て世帯生活支援特別給付金に係るシステム改修等業務)

(子育て世帯生活支援特別給付金に係る窓口対応等業務)

根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領 ・ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領 ・ 静岡市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業実施要綱 ・ 静岡市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）給付事業実施要綱
主な業務内容	低所得の子育て世帯に対して児童一人当たり5万円の支給を行うための、受付、審査等業務及びシステム改修業務
前提となる事業計画等	国通知
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	624,520千円
令和4年度決算	573,888千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的としている。

本件委託業務は、システム改修等業務については、令和4年度に単独随意契約にて、株式会社アイネス中部支社と「委託契約」を締結しており、窓口対応等業務については、令和4年度に競争見積による随意契約にて、富士テクノロジー株式会社と「委託契約」を締結し、それぞれの契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①再委託可否に関する記載内容の相違について

【現状】

「委託契約書」には、再委託に関して、第22条で「乙(富士テクノロジー株式会社)は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」

と規定されているのみで、例外的な場合に再委託を認める条項（例えば、特別な理由がある場合で、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合には再委託を認めるなどの条項）が規定されていなかった。

一方、「個人情報の保護に関する取扱仕様書」第7条には、「乙(富士テクノロジー株式会社)は、第20条2項のただし書の規定により、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは」などと再委託がなされ得ることを前提とする条項が規定されており、再委託の可否に関する記載内容が各契約書類間で相違している。

加えて、「個人情報の保護に関する取扱仕様書」第7条が引用する委託契約書第20条2項ただし書はそもそも存在せず、その委託契約書第20条も委託業務の完了等に関する事項を定めたものであり、再委託に関する条項ではなかった。

【指摘事項 45】 再委託可否に関する記載内容の相違について

本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。

再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。

4. 出産・子育て応援給付金給付事業

根拠法令等	・ 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙。） ・ 静岡市出産・子育て応援給付金支給要綱
主な業務内容	令和4年4月以降に妊娠・出産した妊婦や子育て世帯に給付金の支給を行うため、システム改修等業務、申請の受付・審査及び申請内容のシステムへの入力業務。
前提となる事業計画等	国通知
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	492,670千円
令和4年度決算	314,258千円(次年度に175,000千円を繰越)
再委託の有無	なし

【事業の概要】

出産・子育て応援給付金給付事業は、核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てできるよう、

妊娠から出産までの期間における伴走型相談支援の環境を整備することを目的としており、令和4年度は競争見積による随意契約にて、富士テクノロジー株式会社と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

5. 妊婦健康診査事業

根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法 ・静岡市母子保健法施行細則 ・妊婦健康診査に係る協定書【静岡県】 ・妊婦健康診査実施要領【静岡県】 ・静岡市妊婦健康診査実施要綱
主な業務内容	妊婦健康診査等の助成及び委託医療機関等に対する支払業務
前提となる事業計画等	静岡市子ども・子育て・若者プラン
事業の開始年度	昭和44年度
事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	391,749千円
令和4年度決算	364,291千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

妊婦健康診査事業は、安全な分娩と健康な児の出産のため、公費負担による妊婦健康診査を医療機関で実施し、妊婦の保険管理の向上を図ることを目的としている。

本件委託業務は、住民サービスの向上と事務手続の簡素化を図るため、市町村が静岡県に協定締結の委任をし、静岡県が静岡県医師会と健康診査に係る協定を一括して結び、県下一元化事業となっている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

XIX. 経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課

1. 所属の業務内容及び業務分担

海洋文化都市政策課は港湾の利用促進、港湾の整備、貿易の振興等を目的として、関連施設の整備運営や各種企画の立案・実行を行っている。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
総務・企画係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水港周辺に係る政策の企画及び調整に関すること：清水港周辺のまちづくりに関する計画の作成、関係者（国・県・事業者等）との調整を行う。
工 事 係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（市）清見潟公園1号線権利者調査等業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海づり公園整備に関すること。
海洋ミュージアム建設室	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業アドバイザー業務その3 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋文化施設に関すること。
みなと振興係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水港への客船誘致に関すること。 ・清水港の利用促進に向けたポートセールスに関すること。
みなと色彩係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水港みなと色彩計画の推進に関すること。 ・清水港まぐろのPRに関すること。

2. 令和4年度（市）清見潟公園1号線権利者調査等業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	清見潟1号線において、道路内民有地の権利者を確認するための調

	査等の委託
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	3,781千円
令和4年度決算	3,781千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

(市) 清見潟公園1号線権利者調査等業務は、清水港海づり公園施設整備に当たり、清見潟1号線において、道路内民有地の権利者を確認するための調査を行うことを目的としている。令和4年度は競争見積による随意契約にて、株式会社建築コンサルタントセンターと「(市) 清見潟公園1号線権利者調査等業務に係る委託契約」を締結し、同契約書及び「(市) 清見潟公園1号線権利者調査等業務 特記仕様書」に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 業務内容の決定・積算

① 予定価格決定に係る参考見積の徴取について

【現状】

本件委託業務の業者選定は、静岡市の入札参加資格認定者かつ、土木関係建設コンサルタント業務で「道路部門」に登録がある市内業者のうち、「地形測量」の実績のある業者の中から実績上位の5社を見積参加者に選定したうえで、最低価格落札方式の見積執行により委託業者を決定している。

予定価格は見積参加予定の企業すべてに参考見積を提出させて決定しているが、そのうち4社については金額が同額のうち、内訳の金額まで全く同一の内容であった。

そのため、直近で行った同じ委託業務についても追加で参考見積等の関連資料を確認した。その結果、令和4年度の委託同様、実績上位の3社から参考見積を徴取していたが、その内容については内訳の端数処理を除き実質的に同様となっていた。

(令和4年度)

	A社	B社	C社	D社	E社
参考見積	3,685千円	3,685千円	3,707千円	3,685千円	3,685千円
見積執行	3,630千円	3,762千円	3,817千円	3,960千円	3,850千円

(参考 平成 30 年度)

	A 社	B 社	C 社
参考見積	961 千円	970 千円	970 千円
見積執行	940 千円	950 千円	948 千円

【監査意見 20】 予定価格決定に係る参考見積の徴取について

実績上位企業から見積参加者を選定して見積執行を行う場合、同種の事業では概ね同じ事業者が選定されることになる。現状、参考見積の段階で各企業がほぼ同一の参考見積を提出している状況を勘案すると、このままでは類似する委託業務でも、実績上位の企業間でこれに係る相場感が醸成され、委託料について競争原理が十分に働かないことも懸念される。

そのため、予定価格の積算及び見積参加者の選定を実施するに当たって、実績上位企業以外からも参考見積を徴取し、見積内容の精査や比較をする等、工夫をすることが望まれる。

3. (仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業アドバイザー業務その 3

根拠法令等	なし
主な業務内容	PFI 導入に関する事業者との契約に至るまでの業務支援
前提となる事業計画等	海洋文化施設整備事業
事業の開始年度	令和 4 年度
事業の終了予定年度	令和 4 年度
令和 4 年度予算	17,091 千円
令和 4 年度決算	16,577 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業アドバイザー業務その 3 は、(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業において、PFI 導入をするため、PFI 導入に関する事業者との契約に至るまでのアドバイザー支援業務を行うことを目的としている。公募型プロポーザル方式により参加者を選定し、債務負担行為に基づき、平成 30 年度にパシフィックコンサルタンツ株式会社に海洋文化施設 PFI アドバイザー業務を委託し、後継の本件委託業務についても、令和 4 年度に単独随意契約にて、同社と「(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業アドバイザー業務その 3 に係る委託契約」を締結し、同契約書及び「(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業アドバイザー業務その 3 仕様書」に基づいて業務遂行することとしている。

本件委託業務の仕様書に記載されている委託業務の内容は以下のとおりであり、(6)については変更契約を締結して追加している。

- (1) 入札説明書等への質問に対する回答支援
- (2) 事業者提案の審査支援及び審査講評の作成支援
- (3) 事業者選定審査委員会の運営支援
- (4) 契約締結に係る支援
- (5) 事業コンソーシアム組成及び事業計画調整等支援
- (6) 事業関連契約の市に対する助言、支援

(1) 業務内容の決定・積算

①積算根拠の在り方について（客観的な積算資料の作成）

【現状】

本件委託業務においては、委託業者から参考見積を徴取し、積算根拠としており、仕様書の変更にもなう委託料の改定時も同様の方法で算出している。それぞれの積算の内訳は以下のとおりである。

海洋文化都市政策課では、直接人件費の作業単価や人件費の妥当性を委託業者への聴取で確かめるとともに、積算価格の内訳の中でその他原価及び一般管理費等については『土木設計業務等積算基準』に基づき積算式や乗じる率について誤りがないことを確認している。

(当初)

内容	金額	積算方法
直接人件費	4,329 千円	作業単価×時間
直接経費	898 千円	交通費、印刷製本費、弁護士費用
その他原価	2,331 千円	直接人件費×53.85%
一般管理費等	4,070 千円	(直接人件費+直接経費+その他原価)×53.85%
端数調整	△9 千円	
消費税	1,162 千円	
合計	12,782 千円	

(変更契約締結時（金額増加分）)

内容	金額	積算方法
直接人件費	733 千円	作業単価×時間
直接経費	1,118 千円	交通費、印刷製本費、弁護士費用

その他原価	395 千円	直接人件費×53.85%
一般管理費等	1,209 千円	(直接人件費+直接経費+その他原価)×53.85%
端数調整	△0 千円	
消費税	345 千円	
合計	3,795 千円	

【指摘事項 46】 積算根拠の在り方について（客観的な積算資料の作成）

委託契約マニュアルによれば、積算方法について、市が設定した積算基準を適用するほか、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」とされている。

本件委託業務では、徴取した参考見積が『土木設計業務等積算基準』に基づき当該積算金額が算出されていることを確認しているが、同積算基準が想定している業務と委託業務の内容が異なるため、直ちにこれに準拠することが妥当であるかどうかの適合性に至るまでの確認が必要である。

また、その他原価や一般管理費等については、参考見積の徴取時においてその具体的な内容を聴取するなど、積算根拠の妥当性についても確認しておく必要がある。

この点、海洋文化都市政策課では、本件委託業務の参考見積が『土木設計業務等積算基準』に基づくことに対する判断やその他原価等の内容の聴取を一定程度行っている。しかしながら、積算資料上において、このような結果が分かる記録はなされていないため、十分な精査であったかどうかを説明するには不足があると言わざるを得ない。

したがって、海洋文化都市政策課は、参考見積の入手に加えて、適用する積算基準が業務に適合しているかどうかの検証や、その他原価や一般管理費等の内容に関する事業者からの聴取等を行なった結果を積算資料において示し、積算金額が適切であると判断した根拠についての説明責任を果たす必要がある。

XX. 経済局農林水産部農地整備課

1. 所属の業務内容及び業務分担

農地整備課は、農業の生産性向上と経営の安定化を図ることを目的として、農業集落排水処理施設使用料に関する業務、土地改良事業に関する業務、農業用施設の管理・占用に関する業務、農道や農業用水路の整備に関する業務、農業用施設の災害復旧に関する業務、農業集落排水事業に関する業務などを実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
総務係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市公共用地に係る嘱託登記等業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課全般に係る共通事務に関すること：課の庶務事務、総合調整等。 課の庶務事務、総合調整等：課内予算等の取りまとめ、予算書の作成等。
土地改良推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営土地改良事業に関すること：県営土地改良事業にかかる庁内調整及び、負担金、補助金の支払い。 ・多面的機能支払交付金事業に関すること：多面的機能支払交付金の交付事務及び交付金の支払い。
管理係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道駒越 15 号線（駒越 15 号橋）外 13 橋梁点検業務委託 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設等の維持管理に関すること：農道の官民境界の確定、農道台帳の整備、農道の占用許可、農業用施設の点検等。
農道水路係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の維持管理に関すること：農道・農業用水における日常管理業務に関する事務や、各施設の維持修繕、新設改良を行っている。 ・農業用施設の災害復旧に関すること：台風や大雨等による災害により被災した農道・農業用水の復旧を行っている。
農業集落排水係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有東木地区外 3 農業集落排水処理施設浄化槽等管理業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業の計画等に関する事：最適整備構想に基づく各施設の機能強化や令和6年度からの公営企業会計化に向けた準備等。 ・農業集落排水事業の維持管理に関する事：浄化槽等管理業務、日常管理業務及び緊急出動業務に関する事務や各施設の修繕、故障通報装置による常時監視等。
--	---

2. 農道貝伏宝ノ窪線測量設計業務委託

根拠法令等	農林水産業施設災害復旧国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・測量業務 ・災害査定設計書作成業務 ・設計業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和5年度
令和4年度予算	7,980千円
令和4年度決算	7,980千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

農道貝伏宝ノ窪線測量設計業務委託は、台風15号により被災を受けた農道貝伏宝ノ窪線において復旧工事を行うための現地測量及び設計を行うことを目的とするものであり、令和4年度に単独随意契約にて、NTCコンサルティング株式会社東京支社と「農道貝伏宝ノ窪線測量設計業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 静岡市農業集落排水事業地方公営企業法適用移行支援業務

根拠法令等	地方公営企業法、同法施行令及び施行規則、総務大臣通知（平成31年1月25日付け総財公第9号 公営企業会計の適用の更なる推進について）
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・移行項目の事前確認作業 ・移行作業 ・移行における不適合情報の作成

	<ul style="list-style-type: none"> ・科目別及び財源内識別集計表の作成 ・金額等の調整をした整備データを再度預かり、最終確認作業 ・本移行作業 ・最終の科目別及び財源内識別集計表の作成
前提となる事業計画等	静岡市農業集落排水事業経営戦略
事業の開始年度	令和2年度
事業の終了予定年度	令和5年度
令和4年度予算	4,070千円
令和4年度決算	3,520千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

静岡市農業集落排水事業地方公営企業法適用移行支援業務は、静岡市農業集落排水事業が地方公営企業法の一部を適用することに伴い、円滑なシステム移行を行うための確認業務を行う目的で、令和4年度は単独随意契約にて、株式会社フューチャーイン静岡支社と「静岡市農業集落排水事業地方公営企業法適用移行支援業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

XXI. 経済局農林水産部中山間地振興課

1. 所属の業務内容及び業務分担

中山間地振興課は中山間地の振興、都市と山村の交流、地域振興施設の管理運営、森林環境及び森林保全、市有林管理、野生鳥獣被害対策及び林業の振興などを実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
森林文化都市政策推進室	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オクシズデジタルスタンプラリーキャンペーン事業実施業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地振興及び都市と山村の交流に関すること：移住・移住者支援及び空き家の活用にかかる事業を支援する補助金交付事業、中山間地振興にかかる事業を支援する補助金交付事業、ホームページやTwitterを活用し市内外へオクシズの情報発信を行うオクシズプロモーション事業等を実施する。 ・暮らし続けることができるオクシズ構築支援に関すること：特定地域づくり事業協同組合を設立し雇用の創出を図る。買い物の場構築支援や移動販売車から先への配送支援の実施等による、中山間地域の生活利便性の向上を図る。
施設運営係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オクシズ観光関連施設インターネット予約システム構築業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の各施設の管理運営に関すること：中山間地域の各施設（都市山村交流センター、市営温泉、オートキャンプ場、レクリエーション施設等）の指定管理の協定締結及び指定管理者の指導、施設の改修・修繕、各種点検を行い、適正な施設管理及び運営を行う。
森林・林業係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山・市民の森施設管理業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備、林業振興に関すること：林業・木材産業の活性化や森林の持つ公益的機能の継続的な発揮のため、間伐等の森林整備や担い手育成の支援とともに、市産材（オクシズ材）の消費拡大を図る。
鳥獣対策係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カモシカ防護柵設置業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣被害対策に関すること：静岡市鳥獣被害防止計画に基づき、農林業の電気柵等、防除対策への支援や、有害鳥獣捕獲の推進のほか、緩衝地帯の整備等地域が一体となった総合的な鳥獣被害対策を行う。

2. オクシズデジタルスタンプラリーキャンペーン事業実施業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	オクシズ内の温泉、レクリエーション施設及び加工物販売施設等にラリーポイントを設置し、一定数のスタンプを集めた方に対して、抽選でオクシズ内の地場産品等をプレゼントする。
前提となる事業計画等	静岡市オクシズ地域おこし計画
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	50,000千円
令和4年度決算	50,000千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

デジタルスタンプラリーキャンペーン事業実施業務は、静岡市の中山間地域「オクシズ」内を回遊させるデジタルスタンプラリーキャンペーンを実施することで、オクシズへの観光客の呼び戻しと域内経済の回復を図ることを目的とするものであり、令和4年度にプロポーザル方式に基づく随意契約にて、株式会社 SBS プロモーションと「オクシズデジタルスタンプラリーキャンペーン事業実施業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 業務遂行管理、検収等

① データ活用を含めた効果的な事業運営について

【現状】

本件委託業務では仕様書の別表1において、スタンプラリーに必要な機能として、以下を記載している。

ログイン認証	利用者の設定した ID とパスワードによるログイン認証を実装すること。また、利用者登録時に以下の情報を取得し、行動記録と紐づけたデータ活用に利用できるようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の性別 ・参加者の年代 ・居住地（市内・県内・県外）
利用者データの収集	スタンプラリーの利用者データとして、以下の情報を取得し、必要に応じて委託者に提供すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数

	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごと、地点ごとのスタンプ付与数 ・スタンプ達成者数と達成率 ・景品応募数、応募率 ・周遊データ <p>また、景品発送に必要な情報として、氏名・送付先・連絡先の情報を取得すること。</p>
--	--

本件委託業務では仕様書に記載されているとおり、個人情報収集されることを予定しており、業務における個人情報の利用状況について、中山間地振興課の回答は以下のとおりであった。

(ア) 個人情報の利用目的

市のマニュアルに沿って適切に処理している。また、個人情報の「利用目的」(個人情報の保護に関する法律第 61 条) を景品の発送に限定している。

(イ) 個人情報の適切な活用

個人情報の利用目的を景品発送に限定しているため、今後行う事業の方針の策定や地域のプロモーションへの活用はなされていない。

なお、本件委託業務の成果について、市は事業者より以下の報告を受けている。

指標名	スタンプラリー参加件数
目標値	10,000 件
実績値	6,366 件

今回の包括外部監査に当たり、監査人から中山間地振興課に本件委託業務の成果指標の実績値についての感想を求めたところ、成果として、想定よりスタンプラリーへの参加者が少ないと感じているとの回答を得た。なお、2022 年 9 月の台風の影響でオクシズ地域の道路が一時通行止めになったことも参加者数に影響を与えている。

【監査意見 21】 データ活用を含めた効果的な事業運営について

本件委託業務については、参加者が想定よりも少なかったことが課題となっている。今後、同様の事業の参加者を増やすのであれば、参加者数の伸び悩みの原因把握を含め、事業内容の十分な振り返りを通じて、より事業の有効性や効率性を高める施策の検討を行う必要がある。

具体的な施策としては、本件委託業務を単なるスタンプラリーイベントの設定と実施と捉えるのみではなく、委託事業者が収集した人流データやアクセス情報等により、どのような方々が参加し、オクシズのどのような点に関心を寄せているか、又は、どのような点に不満があるのかを分析することが期待される。一方で、現状の情報利用は、

景品の発送及び参加人数などを事業の結果を測るためのデータとして用いることにとどまっている。本件委託業務の内容はスタンプラリーの実施と応募景品の提供であるが、オクシズ地域への観光客・地産品の顧客を増やすことが最終的な目的である。最終的な目的の達成という観点からは、スタンプラリーの参加者から得られる情報をより詳細に解析することで、オクシズ地域の魅力を知ってもらうための効果的なプロモーションを実施することが重要である。

したがって、中山間地振興課は、今後、類似の事業を実施するに当たって、地域振興の目的に必要な範囲を明確にしたうえで、個人情報保護に関する法律に定められる利用目的を拡大すべきかどうかを判断すべきである。そのうえで、個人情報保護に関する細心の注意を確保しつつ、収集した情報の活用を通じて、オクシズ関連施策の高度化及びより効果的なプロモーションを図ることが望まれる。

3. いきいき森林づくり推進事業 間伐実施（井川地区）業務

根拠法令等	森林法（昭和26年法律第249号） 静岡県森林環境基金条例（平成15年静岡県条例第84号）
主な業務内容	公益的機能の高い森林の中で、適切な管理が行われておらず間伐の必要があると認められる森林について、所有者との協定に基づき市が間伐を実施する。
前提となる事業計画等	静岡県森林整備計画
事業の開始年度	平成16年度
事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	46,800千円（静岡、井川、清水の3地区合計金額）
令和4年度決算	33,445千円 （内訳）静岡：12,014千円 井川：10,560千円 清水：10,871千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

いきいき森林づくり推進事業 間伐実施（井川地区）業務は、林業の採算性が低く適正な管理がされていない森林（人工林）の間伐を行い、森林環境の保全に務め、森林の公益的機能を維持することを目的とするものであり、令和4年度は単独随意契約にて、井川森林組合と「いきいき森林づくり推進事業 間伐実施（井川地区）業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約手続

①契約書への個人情報保護条項の記載について

【現状】

本件委託業務においては、個人情報の取り扱いがあり、個人情報の保護に関する取扱仕様書も存在する。静岡市の委託契約の契約書雛型では、「秘密及び個人情報を取り扱う場合は、次の規定を加えること。」として、個人情報保護に関する条項を記載することが要求されている。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務の終了後も、また同様とする。

(個人情報の保護に関する事項)

第8条 乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書(別紙(注10))に定める事項を遵守しなければならない。

一方、委託契約書においては、当該条項の記載が行われていないのが現状である。

【指摘事項 47】 契約書への個人情報保護条項の記載について

本件委託業務において、委託事業者に対して、市の個人情報の保護に関する取扱仕様書に基づいた個人情報保護の取り扱いを遵守させるためには、契約書本体においても、個人情報保護の条項を記載する必要がある。

XXII. 消防局消防部消防総務課

1. 所属の業務内容及び業務分担

消防総務課は、消防局の管理運営を目的として、消防局内の総合調整、他部局並びに広域市町との連絡調整、人事及び人材育成に係る事務を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
総務・調整係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防職員特別健康診断及びB型肝炎・C型肝炎検査業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織及び職務権限に関すること：所管事務概要、職員録等組織に係る事務及び職務の権限に係る事務。 ・ 文書の收受、発送及び保管に関すること：文書管理システムを含む文書の管理。 ・ 所管に係る情報公開及び個人情報保護に関すること：情報公開請求等に対する対応、課内の個人情報取り扱いに係る事務及び運用。 ・ 公印に関すること（局専用市長印の管理を含む）：各種公印の管理。 ・ 儀礼及び交際に関すること：消防長の儀礼及び交際に関する事務手続き等。 ・ 消防審議会に関すること：消防審議会の事務局。 ・ 消防音楽隊に関すること：消防音楽隊の管理運営。 ・ 職員の福利厚生に関すること：職員の健康診断、予防接種、保険年金関係等の福利厚生に係る事務手続き及び関係部局との調整。 ・ 表彰に関すること：叙位叙勲、職員表彰、表彰審査会等の表彰関係事務。 ・ 公務災害補償等に関すること：職員の公務災害に係る事務。 ・ 局の予算及び決算に関すること：局内予算編成の取りまとめ及び予算適正執行の管理。 ・ 各消防署との総合調整に関すること：各消防署との連絡調整。 ・ 局の政策法務の推進に関すること：局内各課の政策法務主任者との調整及び関係各課との調整。 ・ 部の庶務に関すること：消防部の庶務事務全般。
人 事 係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防吏員昇任試験問題作成業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防職員委員会に関すること：消防職員委員会の事務局。 ・ 職員の任免、服務、給与に関すること：昇任試験、懲戒分限等並びに給与関係事務及び関係部局との調整。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の配置に関すること：人事異動を含めた職員配置に関する事務。 ・ 条例、規則その他例規の制定及び改廃に関すること：課政策法務主任者による例規制定改廃等の事務。 ・ 局の危機管理に関すること：統括安全担当者会議の事務局等、静岡市消防局及び消防署安全管理規程に基づく安全管理及び危機管理。
人材育成係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の人材育成に関すること：人事評価、人材育成ビジョン等の人材育成に係る事務。 ・ 研修に関すること：職員研修の実施、研修機関への派遣、消防大学校及び県消防学校入校に係る事務。 ・ 職員採用試験に関すること：消防職員の採用試験に係る事務及び人事委員会事務局との調整。
企画・広域運営係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市消防局消防力適正配置調査委託業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防に係る政策の企画及び総合調整に関すること：第4次総合計画に関する政策の局内調整及び事務事業の総点検に係る事務。 ・ 広報及び広聴に関すること：報道資料の取りまとめ並びに関係部局との連絡調整及び局公式 Facebook の運用に係る事務。 ・ 消防長会に関すること：静岡県消防長会の事務局。 ・ 消防事務の受託に関すること：島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の2市2町との広域消防の運営に係る事務、各市町との連絡調整。

2. 消防職員特別健康診断及びB型肝炎・C型肝炎検査業務

根拠法令等	労働安全衛生規則、高気圧作業安全衛生規則、救急隊の感染防止対策マニュアル
主な業務内容	健康診断業務（血液検査を含む）
前提となる事業計画等	職員の健康管理事業
事業の開始年度	なし
事業の終了予定年度	なし
令和4年度予算	7,341千円
令和4年度決算	5,452千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

消防職員特別健康診断及びB型肝炎・C型肝炎検査業務は、消防署の当直勤務者に対して、法令に基づく健康診断を実施し、併せてB型肝炎及びC型肝炎の抗体検査を検査対象者に実施することを事業の目的とするものであり、令和4年度は単独随意契約にて、一般社団法人静岡市清水医師会と「消防職員特別健康診断及びB型肝炎・C型肝炎検査業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 業務内容の決定・積算

①予算額と決算額の乖離について

【現状】

令和4年度の予算額7,341千円に対して決算額が5,452千円であり、乖離額は1,888千円（乖離率25.7%）となっている。予算ではB型肝炎検査対象者を960人と見積っていたが、令和3年度に厚生労働省から通達された「B型肝炎感染防止対策マニュアル」において、抗体がある人は検査不要とされたため、実際の検査実施者が292人であった影響が大きい。通達が出されたタイミングは予算作成に間に合うものであったが、消防総務課はこれを反映せずに予算要求していたとのことである。

【指摘事項48】 予算額と決算額の乖離について

「B型肝炎感染防止対策マニュアル」において抗体がある人は検査不要とされたという情報は、予算作成時に分かっていたものである。「B型肝炎感染防止対策マニュアル」における抗体保持者検査不要の情報を踏まえ、静岡市消防局としての検査の方法等の検討と決定をするために、他都市の動向や産業医の見解などを踏まえて、抗体保持者の検査不要を含めた検査対象及び方法を最終決定したが、結果として予算要求には間に合わなかった。

消防総務課は、作成時に収集可能なすべての情報に基づいて予算額を作成する必要があり、作成に必要な判断についても予算要求に間に合うようにすべきである。

3. 消防吏員昇任試験問題作成業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	消防吏員昇任試験問題（正答及び解説を含む。）の作成
前提となる事業計画等	静岡市消防吏員任用規程
事業の開始年度	なし
事業の終了予定年度	なし
令和4年度予算	782千円
令和4年度決算	781千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

消防吏員昇任試験問題作成業務は、消防吏員の昇任試験を公正公平に実施するために、実績のある専門業者に消防吏員昇任試験問題（正答及び解説を含む。）の作成を委託することを事業の目的としており、令和4年度は単独随意契約にて、株式会社公職研と「消防吏員昇任試験問題作成業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

4. 消防力適正配置調査委託業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	管内の道路状況や災害発生状況及び消防出動体制等を基に、現状消防力の充足状況を把握するとともに、対象地域で発生する災害に最も効率的に対処できる消防力の配置を調査・検討する。
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	7,920千円
令和4年度決算	7,700千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

消防力適正配置調査委託業務は、地域の実情や社会経済の情勢、行財政改革等の視点を踏まえつつ、合理的でかつ妥当性のある消防サービスが提供できるように、消防力の適正な配置を検討し、今後の消防力の充実と住民主体の消防サービスの向上に資することを事業の目的とするものであり、令和4年度は単独随意契約にて、一般財団法人消防防災科学センターと「消防力適正配置調査委託業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

5. 静岡市消防局消防葬委託業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	消防葬
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	4,697千円
令和4年度決算	4,675千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

静岡市消防局消防葬委託業務は、令和4年度に静岡市葵区呉服町地内で発生した建物火災で活動中に職に殉じた職員1名を追悼するため、消防葬を実施することを事業の目的とするものであり、令和4年度は競争見積による随意契約にて、株式会社あいネットサービスと「静岡市消防局消防葬委託業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

XXIII. 消防局消防部財産管理課

1. 所属の業務内容及び業務分担

財産管理課は、消防施設等の効率的な資産管理を目的として、主に消防庁舎の建替え、土地取得、施設保守、庁舎改修・修繕及び施設の管理並びに消防車両や消防資機材の更新、点検整備、修繕及び管理を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
企画係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課の財務に関すること：課の予算要求、決算、定期監査等、補助金及び起債等に関すること。 ・被服及び装備品に関すること：服制及び被服の購入及び貸与、装備品等の購入及び貸与に関すること。 ・消防庁舎施設及び消防装備の施策に関すること：消防施設のアセットマネジメント、消防車両の更新計画、消防装備の更新等に関すること。
施設係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市消防局・駿河消防署環境衛生管理委託業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産の取得及び処分に関すること：建設事業での土地、建物の取得、処分及び備品の購入、廃棄に係る財産保有状況の管理。 ・消耗品に関すること：施設関係消耗品の購入。 ・消防施設等（非常備消防施設及び消防水利施設を除く。）の管理に関すること：計画的な施設保全のための大規模・中規模改修工事及び所管施設・設備に係る小規模修繕の実施。
装備係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の整備及び管理に関すること：常備、非常備の車両、ポンプ等の点検整備、車両修繕等に関すること。 ・消防資機材の整備及び管理に関すること：各種資機材、消耗品の購入、支払い事務、備品管理に関すること。 ・安全運転管理に関すること：安全運転管理者申請事務、交通事故処理の事務、安全運転管理推進事務所事務に関すること。

2. 静岡市消防局・駿河消防署環境衛生管理委託業務

根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務計画立案並びに全体的監督 ・環境衛生上の維持管理に関する測定、検査及び調査の実施並びにその結果の評価 ・官庁に対する特定建築物に関する届出書類提出等の代理行為 ・環境衛生監視員等の立ち入り検査等に立ち会い ・その他、法に定める管理技術者としての業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和 4 年 4 月 1 日（長期継続契約の開始：令和 3 年 4 月 1 日）
事業の終了予定年度	令和 5 年 3 月 31 日（長期継続契約の終了：令和 6 年 3 月 31 日）
令和 4 年度予算	6,248 千円（令和 3 年度予算：9,702 千円）
令和 4 年度決算	6,248 千円（令和 3 年度決算：6,248 千円）
再委託の有無	なし

【事業の概要】

静岡市消防局・駿河消防署環境衛生管理委託業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づき、静岡市消防局・駿河消防署の環境衛生を確保することを事業の目的とする。

これについては、長期継続契約に基づき、制限付一般競争入札にて、株式会社静岡セイコーと「静岡市消防局・駿河消防署環境衛生管理委託業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 産業廃棄物（PFOS 含有泡消火薬剤等）処分委託業務

根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
主な業務内容	消防局（曲金消防資機材倉庫）で保管している産業廃棄物（PFOS 含有泡消火薬剤等）の処分場での処分
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和 4 年度
事業の終了予定年度	令和 4 年度

令和4年度予算	1,577千円
令和4年度決算	843千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

産業廃棄物（PFOS含有泡消火薬剤等）処分委託業務は、消防局（曲金消防資機材倉庫）で保管されている産業廃棄物（PFOS含有泡消火薬剤等）の処分を事業の目的とするものであり、令和4年度は競争見積による随意契約にて、J&T環境株式会社と「産業廃棄物（PFOS含有泡消火薬剤等）処分委託業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

（1）契約事務・手続

- ①「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について

【現状】

静岡市では全庁的なルールとして委託契約マニュアルに基づいて、e-Net掲示板にある「暴力団排除に関する誓約書兼同意書提出状況」を確認し、暴力団排除に関する全庁的な手続が完了しているかどうかを確かめたうえで契約手続を進めることになっている。ところが、財産管理課は、本件委託業務について、e-Net掲示板にある「暴力団排除に関する誓約書兼同意書提出状況」の確認を失念し、委託先から「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」の提出を受けないまま業務を委託していた。

【指摘事項 49】「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について

財産管理課は、委託契約マニュアルに従って自らe-Net掲示板にある「暴力団排除に関する誓約書兼同意書提出状況」の確認をし、提出がなければ、書類の受領及び契約課への提出まで責任を持って確認することが必要である。

XXIV. 消防局消防部予防課

1. 所属の業務内容及び業務分担

予防課は、火災予防思想普及のため、火災予防運動、危険物安全週間等での集中的な火災予防に関する広報活動を行うほか、住宅防火対策の推進及び防火協力団体の指導育成等により、市民の防火意識の高揚に努めるとともに、各種事業所等の防火・防災体制を構築するため、講習会等を開催し、指導者の育成業務を行っている。

また、危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガスの規制事務を行い、法令遵守と事故防止対策の徹底を図るほか、火災原因及び火災損害の調査を行い、火災予防推進業務を行っている。

委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
予 防 係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器設置維持管理広報委託業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災予防に係る施策の企画及び調整に関すること：包括連携を締結している事業所との協同事業の展開、各種イベントにおいてブース展開による広報活動及びメディアを活用した広報を実施している。 ・静岡市火災予防条例に関すること：静岡市火災予防条例の改廃を必要に応じて実施している。 ・火災予防に係る指導及び広報に関すること：住宅用火災警報器の設置及び維持管理について各種イベントにおいて広報活動を実施している。火災の原因で多い放火に対し、放火されない環境づくりを推奨し、自治会単位等でモデル地区を選定し、モデル地区となった自治会等と協力して地域の放火対策に努めている。 ・防火管理者及び防災管理者の指導育成に関すること：防火管理に関する講習会の開催。 ・防火協力団体の指導育成等：各協力団体への指導者講習会や救命講習の実施、県及び全国単位で開催される研修会への参加等を行っている。
危 険 物 規 制 係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物保安技術協会保安検査等委託業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の規制に関すること：消防法に基づき、指定数量以上の危険物を貯蔵、取り扱う施設の許認可業務や、指定数量以上の危険物を貯蔵、取り扱う施設への違反是正業務を行っている。
火 災 調 査 係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災調査研修用模擬家屋製作委託業務

	<p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災調査等に関すること：火災の原因究明に関する技術支援、火災統計調査、消防署員に対する火災調査研修を行っている。
保安係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスの規制に関すること：「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスを取り扱う事業者等に対する許認可、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスを取り扱う施設等への立入検査及び保安検査を行っている。

2. 危険物施設許可申請書類マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業委託業務

根拠法令等	静岡市公文書管理規則第8条
主な業務内容	令和4年度は、平成31年度、令和元年度の許認可に関する書類をマイクロフィルム化及び電子ファイル化したもの。
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成24年度
事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	663千円
令和4年度決算	547千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

危険物施設許可申請書類マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業委託業務は、消防局が保有する危険物施設許可申請書類をマイクロフィルム化し、震災等による行政文書等の大規模な消失を避けるための分散管理保管及び長期保存性の確立を図るために実施しているものである。

令和4年度は競争見積による随意契約にて、株式会社工業複写センターと「危険物施設許可申請書類マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業委託業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 火災調査研修用模擬家屋製作委託業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	火災調査アドバイザー認定講習のカリキュラムにある、火災現場における調査手法の研修を、当該委託で作成した家屋を使用して実施した。
前提となる事業計画等	令和4年度火災調査アドバイザー認定講習
事業の開始年度	平成30年度
事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	462千円
令和4年度決算	462千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

火災調査研修用模擬家屋製作委託業務は、火災調査員の知識や技術の向上を目的とした研修として、模擬家屋を燃焼させ、実際の災害現場を想定した火災調査活動を行うために必要な家屋の制作に係るものである。

令和4年度は競争見積による随意契約にて、株式会社大功建設と「火災調査研修用模擬家屋製作委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

XXV. 消防局消防部査察課

1. 所属の業務内容及び業務分担

査察課は、誰もが安心して利用できる安全な施設環境づくりを目的として、消防法に基づく立入検査、消防同意事務等により、使用中の建物及び新築等の計画建物に対して安全防火指導を行っている。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
消防同意係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防用設備台帳マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業委託業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防同意に関すること：消防法第7条に規定する建築物の消防同意事務。 消防用設備等に関すること：消防用設備等の検査事務や消防設備士の指導育成。
査察係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の立入検査に関すること：立入検査の企画、調整及び指導。 防火対象物の違反是正に関すること：消防法令違反の是正推進。

2. 消防用設備台帳マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業委託業務

根拠法令等	静岡県公文書管理規則第8条
主な業務内容	消防用設備台帳の書類を35ミリのマイクロフィルムで撮影し、保管するとともに、電子ファイル化して、既設の消防用設備台帳検索システムに組み込ませる業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成15年度
事業の終了予定年度	未定
令和4年度予算	2,409千円
令和4年度決算	2,203千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

消防用設備台帳マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業委託業務は、消防用設備台帳の書類を35ミリのマイクロフィルムで撮影し、保管するとともに、電子ファイル化して、既設の消防用設備台帳検索システムに組み込ませることを事業の目的とす

る。

令和4年度は競争見積による随意契約にて、株式会社工業複写センターと「消防用設備台帳マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業委託業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

XXVI. 消防局警防部警防課

1. 所属の業務内容及び業務分担

警防課は、災害に備え市民の安全・安心を確保することを目的として、広域消防相互応援に関すること、消防水利事務、消防団の管理運営、消防ヘリコプターの整備、運航等を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務の内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
企画係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市消防局作戦パネル作製業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警防に係る施策の企画及び調整に関すること：地域防災計画に基づく警防体制の企画事務、警防本部の設置運用事務、消防隊等の部隊運用及び出動計画事務、警防統計事務、警防関係照会回答事務、開発行為事前協議事務、国民保護事務、警防関係会議事務など。 ・消防水利及び地理に関すること：水利整備計画事務、水利施設等占用許可関係事務、水利施設修繕関係事務など。 ・広域消防相互応援等に関すること：消防相互応援協定事務、広域応援事務（応援・受援）など。
消防団係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団に関すること：消防団の庶務・経理・会議・表彰事務、公務災害補償事務、静岡県消防協会関係事務、消防団員確保対策事務など。
航空消防係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回転翼航空機の航空業務に関すること：合同訓練（各署）に係る計画及び調整、各署消防隊に対する航空消防活動の教養訓練、回転翼航空機による航空消防活動知識・技術の習熟訓練。 ・航空機運航に必要な予算、契約事務及び施設管理。
航空運航係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回転翼航空機による航空業務に関すること：消防活動以外の行政活動に係る航空機の運航。航空機の運航に係る申請、届出等。

	・航空業務計画に関すること：航空業務計画の策定、操縦教育訓練の計画・実施。
航空整備係	【委託業務のうち、主なもの】 ・消防ヘリコプター点検整備委託業務 【委託業務以外の主な業務】 ・回転翼航空機の整備及び管理に関すること：航空機及び付属品の整備及び管理、国土交通大臣に対する整備上の申請、航空機の整備用資機材の管理、整備諸記録の管理。 ・航空業務計画に関すること：整備計画、整備教育の実施。

2. 消防ヘリコプター点検整備委託業務

根拠法令等	消防組織法第1条、第6条 航空法第11条（昭和27年7月15日法律第231号）
主な業務内容	・事業場による機体点検整備の実施
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	57,000千円
令和4年度決算	55,660千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

消防ヘリコプター点検整備委託業務は、消防ヘリコプターを適正に維持管理し、安定した運航を行い市民の安全・安心のため災害に備えることを事業の目的とする。

令和3年度から令和7年度まで5カ年にわたり継続して業務委託できるように、初年度（令和3年度）に競争見積を行って業者を選定し、それ以降は令和7年度まで毎年単年度の単独随意契約とする方式をとっている。なお、令和3年度から令和7年度までは中日本航空株式会社が選定されており、令和4年度は単独随意契約により同社と「消防ヘリコプター点検整備委託業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

（1）業務遂行の確認

①委託者としての責任について

【結果】

令和2年度の包括外部監査において、本件委託業務について一部再委託が行われているにもかかわらず、マニュアルに定められた再委託に関する手続が実施されてい

かったとの指摘を受けている。対応策として、指摘のあった再委託に関する注文請書を業者から収受することを徹底するようにしている。

今回の監査では、再委託に関する注文請書を業者から収受しているかどうか検証したところ、問題なく収受していることが確認できた。また、再委託先について「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」が契約課に提出されていることの確認まで行われており、課としてその控えを保管していることを確認できた。

3. 消防ヘリコプターテレビ電送装置保守点検委託業務

根拠法令等	消防組織法第1条、第6条 航空法第11条（昭和27年7月15日法律第231号）
主な業務内容	・事業場によるテレビ電送装置の保守点検の実施
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	3,465千円
令和4年度決算	3,410千円
再委託の有無	なし

【業務の概要】

消防ヘリコプターテレビ電送装置を適正に維持管理し、安定した運航を行い市民の安全・安心のため災害に備えることを事業の目的とする。

令和4年度は単独随意契約にて、池上通信機株式会社と「消防ヘリコプターテレビ電送装置保守点検委託業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務を委託している。

（1）事業者選定方法・手続

①単独随意契約の理由の記載箇所について

【現状】

委託契約マニュアルでは、積算金額が10万円以上の単独随意契約については、「見積結果表」にその理由を記載し、執行後に公表することとされているが、本件委託業務については当該「見積結果表」にその理由が記載されていなかった。

一方、「静岡市委託等業者選定委員会規程」に基づき、所管所属の属する部の部会によって、業者選定される対象であることから、部会への提出資料である「見積参加者表」には、単独随意契約の理由が記載されていた。

【指摘事項 50】 単独随意契約の理由の記載箇所について

本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、委託契約マニュアルに基づき、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で不適切である。

同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨は、単独随意契約の理由が「静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱」に基づく公表の対象であり、これを示すための結果資料が「見積結果表」であるからである。したがって、警防課は、改めてマニュアルを確認し、その趣旨に沿った運用を適切に実施する必要がある。

4. 消防ヘリコプター可視・赤外防振カメラ保守点検委託業務

根拠法令等	消防組織法第1条、第6条 航空法第11条（昭和27年7月15日法律第231号）
主な業務内容	・事業場による可視・赤外防振カメラの保守点検の実施
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	2,329千円
令和4年度決算	2,328千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

消防ヘリコプター可視・赤外防振カメラ保守点検委託業務は、消防ヘリコプター可視・赤外防振カメラを適正に維持管理し、安定した運航を行い市民の安全・安心のため災害に備えることを事業の目的とする。

令和4年度は単独随意契約にて、三井物産エアロスペース株式会社と「消防ヘリコプター可視・赤外防振カメラ保守点検委託業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 事業者選定方法・手続

① 単独随意契約の理由の記載箇所について

【現状】

「3. 消防ヘリコプターテレビ電送装置保守点検委託業務」と同様、警防課は、本件委託業務において単独随意契約とする理由を「見積結果表」に記載していなかった。

【指摘事項 51】 単独随意契約の理由の記載箇所について

【指定事項 50】と同様に、警防課は、単独随意契約となった理由を「見積結果表」に記載し、マニュアルとおりの運用をする必要がある。

5. 静岡市消防局作戦パネル作製業務

根拠法令等	静岡市消防局警防本部等運営要綱
主な業務内容	・作戦パネル作製調整（校正含む）
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 29 年度
事業の終了予定年度	令和 5 年度
令和 4 年度予算	1,000 千円
令和 4 年度決算	992 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

静岡市消防局作戦パネル作製業務は、大規模災害等が発生した場合に、各消防署が管内の情報（火災・救助・救急・道路情報等）を一括して把握することができるように、地図の入った作戦パネルの製作を事業の目的とする。

令和 4 年度は単独随意契約にて、株式会社ゼンリンと「静岡市消防局作戦パネル作製業務委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

XXVII. 消防局警防部安全対策課

1. 所属の業務内容及び業務分担

安全対策課は、組織全体の安全管理体制の構築を目的として、職員の教育、各種訓練の企画立案等を行い、併せて災害現場における現場監察及び安全管理を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
災害対策係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防情報管理システム保守点検業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種訓練企画立案、救助隊業務に関すること：組織の安全管理体制の強化、職員の育成等。
部隊管理係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害活動支援に関すること：24時間体制で建物火災等の災害発生時に出動し、現場監察及び安全管理を実施している。 ・教育、訓練に関すること：各種研修会等を開催し、職員に対して現場活動や安全管理に関する教育、訓練を実施している。

2. 消防情報管理システム保守点検業務

根拠法令等	なし
主な業務内容	年間2回の委託業者による保守点検
前提となる事業計画等	第3次総合計画（消防活動支援情報のICT化促進）
事業の開始年度	平成28年度
事業の終了予定年度	予定なし
令和4年度予算	1,798千円
令和4年度決算	1,782千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

消防情報管理システム保守点検業務は、大規模災害発生時に静岡市に応援出動する緊急消防援助隊に対し、被災状況や道路及び水利状況等のデジタル化した消防支援情報を早期に提供し、迅速で効率的な消防活動により、大規模災害に因る被害の軽減を図ることを事業の目的とする。消防情報管理システムとは、大規模災害発生時に静岡市に

応援出動する緊急消防援助隊に対し、主に携帯端末等を通じて、被災状況や道路及び水利状況等のデジタル化した消防支援情報を早期に提供するためのシステムであり、本件委託業務はこのシステムの保守点検に係る委託業務である。

令和4年度は単独随意契約にて、株式会社パスコ静岡支店と「消防情報管理システム保守点検委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 検査・検収

①検収に係る日付の取り扱いについて

【現状】

当該保守作業の契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間である。契約では定期保守を2回実施すると定められており、それぞれ半期末と年度末に保守作業が行われ、完了報告として「消防情報管理システム 定期保守報告書」(以下、「定期保守報告書」という。)を受領している。安全対策課では、この定期保守報告書の内容確認を行うことで検収を行っている。定期保守報告書は紙面を原本として発行されるものではなく、PDF形式の書面をメール送信してもらう方法により受領している。

令和4年度末の「定期保守報告書」を閲覧したところ、委託先による発行日付は「2023年4月6日」となっていた。これに対する消防局安全対策課の検収受領印の日付は「令和5年3月31日」となっており、明らかにバックデートによる検収が行われていた。

【指摘事項 52】 検収に係る日付の取り扱いについて

定期保守報告書の日付が年度を超えた日付で発行されてしまうと、年度内に業務が完了しなかったものという疑念が残る。また、バックデートによる検収が行われている証拠が残っているのも問題であると考えられる。

したがって、安全対策課は、委託先には、契約に従って、適切にその期日である3月31日までに業務を完了させることを指導することはもちろんのこと、当該期日で適切に業務を完了したことを証する「定期保守報告書」についても、同期日までに提出することを徹底させなければならない。そのうえで、その業務実績及び報告書内容が適切と認めた場合に検収を完了させる必要がある。なお、委託契約マニュアルによれば、当該検収についても適切に年度内に完了する必要があることから、適時に事業者とコミュニケーションを確保するなど、検収の遅延がないように工夫する必要がある。

XXVIII. 消防局警防部救急課

1. 所属の業務内容及び業務分担

救急課は、救急活動における高度な救急処置を提供することを目的とし、救急救命士等の育成や救急資機材の適正な管理・運用を実施している。また、住民への応急手当の普及啓発を目的として、救命講習等を企画・開催している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
企画係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度救命資器材点検業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急資器材の購入に関すること：新規救急車購入に伴う資器材の購入及び救急活動で使用する資器材の購入。 ・応急手当の普及啓発に関すること：救命講習会の実施における各種調整業務及びイベント等でのチラシやポスターを利用した啓発活動。
指導係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気管挿管等病院実習委託業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の教育に関すること：病院実習及び各種研修会等の実施。 ・管内医療機関や保健所等との連携調整：救急搬送や、病院受入れに関する調整。

2. 気管挿管等病院実習委託業務

根拠法令等	救急救命士法
主な業務内容	「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について（平成16年3月23日付け医政指発第0323049号厚生労働省医政局指導課長通知）」に定める救急救命士の気管挿管病院実習（成功症例30症例）及び救急救命士のビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習（成功症例5症例）（以下、「ビデオ挿管」という。）を静岡市救急救命士気管挿管等病院実習事業実施要綱により実施する。
前提となる事業計画等	「救急救命士の養成と教育及び運用計画」静岡市消防局
事業の開始年度	なし
事業の終了予定年度	なし
令和4年度予算	3,090千円

令和4年度決算	2,425千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

気管挿管等病院実習委託業務は、救急救命士に医療機関で気管挿管等病院実習を受けさせることを事業の目的とする。

令和4年度は単独随意契約にて、島田市立総合医療センターと「救急救命士気管挿管等病院実習委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 高度救命資器材点検業務

根拠法令等	「自動体外式除細動器の保守管理について」（平成19年7月31日 事務連絡 消防庁救急企画室）
主な業務内容	半自動除細動器の保守点検
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	なし
事業の終了予定年度	なし
令和4年度予算	794千円
令和4年度決算	617千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

高度救命資器材点検業務は、救急救命士が使用する半自動除細動器の保守管理を事業の目的とする。

令和4年度は競争見積による随意契約にて、協和医科器械株式会社と「高度救命資器材点検業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

（1）検査・検収

①点検報告書の発行責任者の取り扱いについて

【現状】

本件委託業務の委託先は協和医科器械株式会社であるが、委託先は対象機器の製造元である日本光電工業株式会社に業務を再委託している。

本件委託業務の委託契約書には「乙（※委託先のこと）は、点検業務が完了したときは、その結果を書面に記載して甲（※市のこと）に提出し、甲は、当該報告書の提出を

受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする」と記載されており、救急課は委託先から「点検報告書」を受領し、業務完了の検収を行っている。

【指摘事項 53】 点検報告書の発行責任者の取り扱いについて

当該「点検報告書」は、実際に点検を行った再委託先である日本光電工業株式会社が発行したものがそのまま使用されており、委託先が発行責任者であるという証跡は何もなかった。委託契約書には委託先が自らの責任で完了報告をする旨が規定されているはずであるが、委託先は対外的に責任を果たしていることを評しておらず、所管所属としても、委託先がその責任を果たしていることを書面から十分に判断することができない。実際の点検は再委託先が行うにしても、救急課は、委託先の責任に基づく完了報告の書面を発行させ、これを入手するように改善する必要がある。

XXIX. 消防局警防部指令課

1. 所属の業務内容及び業務分担

指令課は、119 番受報から最適な出動隊の編成及び出動指令、出動隊への情報伝達を速やかに行い、現場到着時間を短縮し、災害による地域住民の被害を軽減することを目的として、消防総合情報システム等を安定稼働させるための維持管理を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
通信管理係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防総合情報システム・デジタル無線保守点検業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信指令に係る施策の企画及び調整に関すること：消防総合情報システム及び消防救急デジタル無線の更新に伴う事務、広域市町との調整や予算要求を行うもの。 ・通信施設等に関すること：消耗品や備品の購入、修繕、回線使用料の支払い等により、通信施設等の維持管理を行うもの。
指令第1係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防通信に関すること：災害発生通報の受付から最適な出動隊の編成及び出動指令、出動隊への情報伝達等を行うもの。
指令第2係	同上

2. ヘリコプターテレビ中継局設備更新業務

根拠法令等	消防組織法、消防法及び電波法
主な業務内容	駿河区東新田に受信基地局1局、本部に分配架、操作卓、市役所設備及び災害現場等で災害情報の共有化を図るため応急的に設置する小型受信局設備を整備する。
前提となる事業計画等	第三次総合計画
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	207,000千円
令和4年度決算	203,500千円
再委託の有無	あり

【事業の概要】

ヘリコプターテレビ中継局設備更新業務は、ヘリコプターが撮影した映像を受信し、災害状況の把握を行うために有効な設備を更新し機能強化を図ることを事業の目的とする。

令和4年度は単独随意契約にて、池上通信機株式会社と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

(1) 契約事務・手続

①「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について

【現状】

本件委託業務において、委託先である池上通信機株式会社は5社に対して再委託を行っている。静岡市のルールでは、再委託先に対しても「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」の提出を求めている。指令課では、再委託先に対して当該書類を契約課に提出するように通知をしていた。

しかしながら、令和4年度の包括外部監査手続において、再委託先5社のうち2社が契約課へ「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」を提出していないことが判明した。結果として、2社の再委託先については実質的に反社チェックができていないまま、契約業務を遂行していた。

【指摘事項 54】「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について

委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切である。

したがって、指令課は、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等を提出するように通知するにとどめず、必要書類を確実に入手し、適切に契約課に提出するところまでを管理する必要がある。

3. 第三級陸上特殊無線技士養成課程開催業務

根拠法令等	電波法
主な業務内容	第三級陸上特殊無線技士としての従事者資格を取得するため、養成課程を開催し、修了試験を実施する。また、各回の修了試験合格者の無線免許取得手続きを行う。
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度

令和4年度予算	994 千円
令和4年度決算	806 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

第三級陸上特殊無線技士養成課程開催業務は、消防隊員に、第三級陸上特殊無線技士としての従事者資格を取得させるため、養成課程を開催し修了試験を実施する。各回の修了試験合格者の無線免許取得手続までを行うことを事業の目的とする。

令和4年度は単独随意契約にて、公益財団法人日本無線協会と「委託契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

XXX. 教育局学校給食課

1. 所属の業務内容及び業務分担

学校給食課は学校給食用物資購入、学校給食調理業及び配送業務、学校給食施設の管理運営及び維持修繕等、学校給食に関連する事業を実施している。委託業務及びそれ以外の主な業務に関する内容、業務分担は以下のとおりである。

係	業務概要
管理係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中吉田学校給食センター給食調理等業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の実施に関すること：学校給食施設の管理運営及び維持修繕、学校給食の調理及び配送（直営）、調理施設・設備等の維持管理・修繕、食器等の更新。
食育推進係	<p>【委託業務のうち、主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用物資購入及び学校給食補助業務 <p>【委託業務以外の主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の指導に関すること：学校における「食に関する指導」の支援、食育講習会の実施、啓発資料の作成、食育教材の活用。

2. 学校給食用物資購入及び学校給食補助業務

根拠法令等	学校給食法
主な業務内容	学校給食用物資購入業務、学校給食補助業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	169,112千円
令和4年度決算	157,913千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

学校給食用物資購入及び学校給食補助業務は、学校給食用物資の購入に係る業務及び学校給食センター配食校の給食の配膳に係る業務を委託し、安全・安心な学校給食の提供を安定的に行うことを目的としているものであり、令和4年度においては単独随意契約により、静岡市学校給食会と「学校給食用物資購入及び学校給食補助業務契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

3. 西島学校給食センター次期事業手法検討業務

根拠法令等	学校給食法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律等
主な業務内容	PFI 事業終了に向けた評価と次期事業手法に関する検討
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	令和4年度
事業の終了予定年度	令和4年度
令和4年度予算	5,000千円
令和4年度決算	4,999千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

西島学校給食センター次期事業手法検討業務は、令和6年度末で PFI 事業契約期間満了となる西島学校給食センターの PFI 事業の評価及び令和7年度以降の次期事業として最適な事業手法を導出し、事業者選定の円滑な実施につなげることを目的としている。令和4年度に公募型プロポーザル方式に基づく随意契約にて、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社と「西島学校給食センター次期事業手法検討業務契約」を締結し、同契約書及び「西島学校給食センター次期事業手法検討業務仕様書」に基づいて業務を遂行することとしている。

本件委託業務の仕様書に記載されている委託業務の内容は以下のとおりである。

(1) 現 PFI 事業の終了に向けた検討

- ① 本事業の整理、② PFI 事業の終了時の評価

(2) 次期事業の事業手法に関する検討

- ① 前提条件の設定、② 事業手法の検討、③ 民間意向調査、④ 総合評価、⑤ 事業者選定方法の検討、⑥ 今後の課題の整理

(1) 業務内容の決定・積算

- ① 積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）

【現状】

本件委託業務において、委託事業者から参考見積を徴取し、その内容を精査し、業務内容を選別して、委託業者に参考見積を更新させて積算額を算出している。積算額の内訳の要約は以下のとおりである。

内容	金額	積算方法
直接人件費	3,365 千円	作業者単価×時間
直接経費	110 千円	打合せ交通費×回数、製本×冊数
諸経費	339 千円	直接人件費×諸経費率 9.8%
業務原価	739 千円	(直接人件費+諸経費)×技術料等経費率 20%
消費税	454 千円	
合計	4,999 千円	

【指摘事項 55】 積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）

委託契約マニュアルによれば、積算方法について、市が設定した積算基準を適用するほか、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」、「なるべく2者以上から参考見積依頼すること」とされている。

西島学校給食センター次期事業手法検討業務においては、学校給食課が事業者から参考見積を徴取し、内容の精査と委託業務の選別を行っているが、特定の1者のみからの徴取となっていた。特定の1者からの情報に偏ることなく、積算根拠を定めるうえでの比較可能性を確保するためには、他の事業者からも参考見積を徴取する必要がある。

【監査意見 22】 積算根拠の在り方について（積算内容の説明強化）

また、諸経費や業務原価に採用するパーセンテージやパーセンテージを乗じる基準金額自体が積算根拠として明瞭ではなく、現時点において積算の妥当性が十分に説明できているとは言い難い。そのため、参考見積の入手時に、事業者から内訳の個別具体的な内容及び参照する基準等についても、詳細に聴取するなどして把握したうえで、積算金額が適切であると判断した根拠を積算資料において示して説明責任を果たすことが望ましい。

4. 静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業（PFI 事業）

根拠法令等	学校給食法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律等
主な業務内容	南部学校給食センターの施設整備、施設維持管理、給食運營業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 20 年度
事業の終了予定年度	令和 6 年度
令和 4 年度予算	392,826 千円
令和 4 年度決算	390,896 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業は、南部学校給食センターの解体、建替え及び管理運営を、PFI 法に基づき実施するものであり、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運営業務において、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップのもと、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の運営システムを構築することを目的としている。

債務負担行為（制限付一般競争入札）に基づき、平成 20 年度から令和 6 年度まで、PFI 静岡市南部学校給食センター株式会社と「静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業 事業契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

① 指標を参照した委託料（給食運営費相当分）の改定方法について

【現状】

静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業における、給食運営費に対する委託料は事業期間中の所定の指標の変動に対応して改定することが契約書上、定められている。具体的な改定方法は以下のとおりである。

1 - (CSPI_t / CSPI₀) が ±0.015 の場合に下記の算式で委託料を算出

$$P_t = P_0 \times (CSPI_t / CSPI_0)$$

※P＝委託料

※CSPI＝毎年 4 月次の「消費税を除く企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス・確報値」

※ t＝支払時

※0＝前回改定時

光熱水費については料金改定が行われた場合に改定を行う。

(注) 基本料金の改定のみ。電力・ガスにおける燃料費調整額は対象外

一方で、本件委託業務同様に PFI を用いた静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業（事業概要については「4. 静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業」で記載）では、物価変動に対応して委託料を改定する指標を複数用いている。用いられている指標の比較及び令和 3 年度及び 4 年度のそれぞれの指標実績は以下のとおりである。

(委託料改定指標の比較)

	静岡市立南部学校給食センター 建替整備等事業	静岡市立北部学校給食センター 建替整備等事業
指標	①消費税を除く企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス・確報値	電気代相当分 ①消費者物価指数 電気代 (静岡市) ガス代相当分 ②消費者物価指数 ガス代 (静岡市) 上下水道料金相当分 ③消費者物価指数 上下水道料 (静岡市) 上記以外 運營業務及び開業準備業務 (光熱水費除く) ④消費税を除く企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス・確報値

(指標実績)

	令和3年4月	令和4年4月	差
消費税を除く企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス・確報値	113.4	118.6	5.2

(出典：日本銀行調査統計局)

	令和3年度	令和4年度	差
消費者物価指数 電気代 (静岡市)	99.0	126.6	27.6
消費者物価指数 ガス代 (静岡市)	98.9	118.3	19.4
消費者物価指数 上下水道料 (静岡市)	105.1	105.1	-

(出典：総務省統計局)

【監査意見 23】 指標を参照した委託料 (給食運営費相当分) の改定方法について

本件委託業務では、事業期間中の物価変動に対応して委託料を改定する指標が「消費税を除く企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス・確報値」の単一指標のみである。

例えば、令和4年度の電気代・ガス代に係る指標は、企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービスよりも大きく上昇したが、現状は上記単一指標を参照して委託料が改定されるため、光熱費に係る費用の一部は委託料に反映できない。そのため、昨今の物価高等、急な経済情勢の変化が生じた場合、受託者側で発生する費用のうち、現行の単一指標との連動が十分でないものについては、委託料への転嫁ができないこととなり、受託者によるサービスの継続に支障をきたすおそれがある。

この点、PFI 事業の契約は長期に及ぶことから、契約期間中に受託業者がより安定した業務遂行が可能となるよう、契約上配慮すべきである。

したがって、今後、PFI 法を活用するなど、同様のスキームで業務委託を行う場合は、委託事業者の費用の内訳を分析し、全体に占める比率の大きい費用や、外部の経済環境の変化に起因して変動幅の大きい費用については、静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業で行っているように委託料の改定のために参照する指標をより細分化することが望ましい。

また、現状は指標を参照した委託料金の改定のタイミングが実質1年に1回だが、指標が急激に変動するようなケースが生じた場合に対応し、受託業者による安定した業務遂行を確保するため、期中の指標の増減に一定の目安を設けて、目安となる数値を超過した場合、適宜に価格改定を協議できる旨の条項を契約書上で明記することが望ましい。

② 委託料（給食運営費相当分）の固定料金の改定について

【現状】

本件委託業務の委託料のうち、給食運営費相当額に係る固定料金と変動料金は以下のとおりであり、太宗が固定料金に分類されている。現状、学校の統廃合等により提供する業務を変更した場合の固定料金の見直しについて契約書上で規定されていない。

一方で、先述の静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業では学校の統廃合等により対象校が減少し、かつ、①年間を通して1,000食/日程度減少が見込まれる場合は調理業務に係る固定費について②配送車両を減らして2時間喫食に間に合い、且つ運搬上の安全面が確保できる場合は配送・回収業務に係る固定費について、市と受託者で料金改定を協議するとしている。

(給食運営費相当額)

回数	支払対象	固定料金 (消費税を除く)	変動料金 (消費税を除く)
1回	平成22年9月	43,663千円	632千円
2回	平成22年12月	65,495千円	949千円
3回～47回	省略		
48回	令和4年9月	65,495千円	997千円
49回	令和4年9月	65,495千円	997千円
50回	令和4年12月	65,495千円	997千円
51回	令和5年3月	65,495千円	997千円
52回～58回	省略		
59回	令和7年3月	65,495千円	997千円

※当初契約時のもの。上述の物価変動の影響は含まない。

変動費料金の単価は一定。各回（1回、2回、それ以降の回）で生じている差額は提供給食数の差によるもの。

また、本件委託業務で給食の提供を行う小学校・中学校の生徒数の推移は以下のとおりである。

（提供対象者数のうち小・中学校生徒推移）

平成 21 年度 予測	平成 25 年度 予測	平成 25 年度 実績	令和 4 年度 実績
9,417 人	9,365 人	8,981 人	8,201 人

（出典：静岡市公表資料）

（注 1）生徒数の予測については平成 19 年度の PFI 公募実施時のもの（想定期間平成 20 年度～25 年度）

（注 2）提供対象者数とは、PFI 事業における特別目的会社が給食を提供すべき児童生徒数と教職員数を合算集計した数であり、令和 4 年度においてはその下限が 8,000 人以上とされている。

【監査意見 24】委託料（給食運営費相当分）の固定料金の改定について

本件委託業務の契約書上では、業務の縮小に伴う料金改定については明記されていない。しかし、PFI 事業の契約は長期に及ぶことから、学校の統廃合で提供対象校の数が減少した場合などには、提供業務の規模の縮小に伴って、当初の固定料金が過大となる懸念がある。

この点、本件委託業務開始以降に対象校の統廃合は生じておらず、また、令和 4 年度の提供対象者数は契約時に想定していた 8,000 人を超えていることから、結果的に現時点で過大な支払いが生じていないと考えられる。

一方で、生徒数の推移が示すとおり、平成 21 年度から平成 25 年度までの間における生徒数は微減と予測していたが、実際は平成 25 年度の実績で当初の予測を 400 名弱下回っている。その後も生徒数の減少が続き、平成 21 年度予測と令和 4 年度の実績を比較すると、1,200 名超少なくなっていることから、PFI 公募実施時に想定していた以上のペースで生徒数の減少が進んだものと考えられる。

この点、PFI 公募実施時において出生率等の推移により生徒数の減少については予測が可能であり、その段階で対象校の統廃合が決まっていなかったとしても、将来的な統廃合の可能性を考慮し、固定料金の見直しについて契約上配慮すべきである。

したがって、今後、同様のスキームで業務委託を行う場合、生徒数のトレンド分析等を精緻に実施したうえで、サービス提供量の変動に応じた固定料金の見直しについて、契約書上で明記することが望ましい。

5. 静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業

根拠法令等	学校給食法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律等
主な業務内容	北部学校給食センターの施設整備、施設維持管理、給食運營業務
前提となる事業計画等	なし
事業の開始年度	平成 27 年度
事業の終了予定年度	令和 14 年度
令和 4 年度予算	381, 261 千円
令和 4 年度決算	376, 684 千円
再委託の有無	なし

【事業の概要】

静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業は、北部学校給食センターの解体、建替え及び管理運営を、PFI 法に基づき実施するものである。民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運營業務において、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップのもと、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の運営システムを構築することを目的とし、債務負担行為（制限付一般競争入札）に基づき、平成 27 年度から令和 14 年度まで、PFI 静岡市北部学校給食センター株式会社と「静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業事業契約」を締結し、同契約書に基づいて業務遂行することとしている。

【結果】

監査した範囲において、特記すべき事項は検出されなかった。

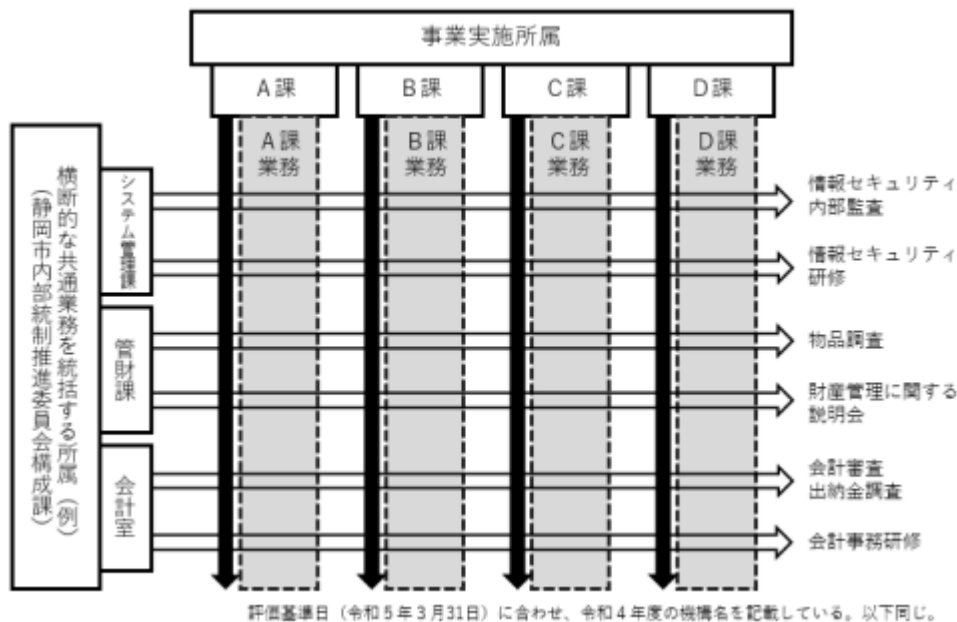
第4章 総論

現在、市における委託契約は、基本的には当該事務の執行の所管所属が契約事務、検収事務を行うこととなっており、契約課は問い合わせ窓口の役割を担っている。

もちろん、一定金額以上の委託契約は、契約課も関与する業者選定委員会を経たうえで、一般競争入札や競争見積等を行っている。しかし、それ以外の委託契約については契約課の関与はなく、集中調達機関である契約課が直接関与する建設工事や建設業関連業務委託に比較すると、職務の分担による相互牽制が機能しにくい構造を有している。

そのため、委託契約に係る組織構造の弱点を補うような実務上の努力が求められるものと考えますが、この点において、内部統制制度として市が有する、次の庁内組織構造をさらに活用することが有効であると考えます。

【業務レベルの内部統制の評価：縦串評価と横串評価の概念図】



- ・縦串評価：事業実施所属に対する評価

各所属長が行う所管事務に係る内部統制の取組に関する自己評価及びこれに係る独立的評価とされ、各部局の具体的事業を実施する課かいの内部統制の評価である。

- ・横串評価：業務統括課に対する評価

庁内の共通事務を所管する課かいの長が行う共通事務に係る内部統制の取組に関する自己評価及びこれに係る独立的評価とされ、いわゆる全庁横断的な業務を統括する課かいの内部統制の評価である。

(出典 (図)：静岡市内部統制評価報告書より抜粋、(文) 同報告書より監査人が要約)

本監査のテーマに照らせば、第一義的には、契約事務に係る共通事務を統括する業務統括課（横串）として、契約課によるリーダーシップの発揮が求められるところである。結果として各事業実施所属（縦串）の実務判断水準を底上げするような、委託契約マニュアルの拡充や新たなガイドラインの設定などが期待されるとともに、これらの適切な周知や理解の浸透を図るため、定期的なモニタリング機能を拡充し、庁内契約事務のバックアップ体制の強化を期待したいところである。

また、本監査を通じて、契約書面に係る事務などにある程度共通的な指摘事項が生じている。この点では、契約課のみならず、庁内の法務部門である政策法務課や個人情報保護に関する所管部門である総務課との連携も欠かせないと考えられる。そのため、契約事務及び関連する書面管理といった切り口から、業務統括課（横串）同士の連携も強化するような取組を検討することが望まれる。

このように、既存の内部統制構造の活用を推進しつつ、業務統括課同士の連携強化といった新たな目線を庁内の客観的見地から、判断、評価することも期待されるため、独立評価部局であるコンプライアンス推進課においても、契約事務に関するこれらの提言を参酌されることを期待したい。

以上

指摘・意見一覧

No.		目次 No.	項目	ページ	
指摘	意見			本編	要約
01		A	地方自治法の趣旨に基づく契約制度の継続的な検討	25	7
02		A	「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」の定めについて	26	7
	01	A	随意契約に係るガイドライン	29	8
	02	A	随意契約に係る公表	32	8
03		A	積算に関する考え方（業者からの参考見積の徴取）	34	9
	03	A	単独随意契約理由の記載箇所の不備の防止	36	10
	04	A	暴力団排除手続の不備の防止	37	10
04		A	委託契約書における重要事項（再委託契約書の不備の防止）	38	11
05		A	委託契約書の一般的事項の不備の防止	39	11
	05	A	委託契約書の一般的事項の不備の防止	40	12
	06	A	契約事務から業務執行、検収に至るガイダンスの策定について	44	12
	07	A	契約事務上の有効な取組を全庁的に活用することの検討について	44	13
06		B-I	単独随意契約の理由の記載箇所について	48	24
07		B-I	単独随意契約の理由の記載箇所について	49	24
08		B-I	再委託可否に関する記載内容の相違について	50	29
09		B-I	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	51	30
10		B-I	積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）	53	14
11		B-I	再委託可否に関する記載内容の相違について	53	30
12		B-II	積算根拠の在り方について（客観的な積算資料の作成）	58	15
13		B-III	検収した重要情報の管理について	62	39
14		B-III	事業者選定条件の適切性について	68	25
15		B-III	事業者選定条件の適切性について	70	25
16		B-IV	積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）	74	16
	08	B-IV	契約形式の在り方について	74	26
	09	B-IV	業務の本質的目的、有効活用に向けた検討について	75	40
	10	B-IV	事業者選定条件の適切性について	76	26
	11	B-IV	単独随意契約の理由の記載箇所について	77	26
	12	B-IV	「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契	78	31

No.		目次 No.	項目	ページ	
指摘	意見			本編	要約
			約課提出について		
17		B-V	「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について	80	31
18		B-V	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	81	31
19		B-V	再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について	83	32
	13	B-V	個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について	84	32
	14	B-V	事業者選定条件の適切性について	85	27
	15	B-V	個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について	86	33
20		B-V	積算根拠の在り方について（事業団の管理運営費）	88	16
21		B-V	単独随意契約の理由の記載箇所について	89	27
	16	B-V	単独随意契約の理由及び市と事業団の関係について	89	28
22		B-V	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	90	33
23		B-V	再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について	92	34
24		B-VI	積算根拠の在り方について（十分な精査）	95	16
25		B-VII	個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について	98	34
26		B-VII	個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について	99	34
	17	B-VII	委託業務に関する事務事業事故の発生と再発防止策について	101	40
27		B-VIII	「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について	104	34
28		B-VIII	個人情報の保護に関する規定の再委託先への準用について	105	35
29		B-VIII	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	107	35
30		B-VIII	個人情報の保護に関する規定の再委託先への準用について	109	35
31		B-IX	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	112	36
	18	B-IX	事業譲渡承諾書における社名表記について	113	40
	19	B-IX	課独自のチェックリストの活用について	114	43

No.		目次 No.	項目	ページ	
指摘	意見			本編	要約
32		B-X I	人員体制の把握不足について	122	41
33		B-X I	積算根拠の在り方について（人件費単価の実態との乖離）	123	17
34		B-X I	積算根拠の在り方について（実績工数の把握不足）	124	17
35		B-X I	積算根拠の在り方について（人件費単価の実態との乖離）	126	18
36		B-X I	積算根拠の在り方について（十分な精査）	127	18
37		B-X I	再委託可否に関する記載内容の相違について	128	36
38		B-X III	概算払い時の委託料精算の確認について	134	18
39		B-X IV	積算根拠の在り方について（最新の情報に基づく積算）	138	19
40		B-X V	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	140	37
41		B-X V	再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について	142	37
42		B-X V	「業務委託契約書」と「業務仕様書」との記載内容相違について	143	19
43		B-X VI	委託契約書と実務上の業務手順の相違について	146	19
44		B-X VII	再委託可否に関する記載内容の相違について	150	38
45		B-X VIII	再委託可否に関する記載内容の相違について	154	38
	20	B-X IX	予定価格決定に係る参考見積の徴取について	158	20
46		B-X IX	積算根拠の在り方について（客観的な積算資料の作成）	160	20
	21	B-X X I	データ活用を含めた効果的な事業運営について	166	41
47		B-X X I	契約書への個人情報保護条項の記載について	168	38
48		B-X X II	予算額と決算額の乖離について	171	21
49		B-X X III	「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について	176	38
50		B-X X IV	単独随意契約の理由の記載箇所について	185	28
51		B-X X IV	単独随意契約の理由の記載箇所について	186	28
52		B-X X VII	検収に係る日付の取り扱いについて	188	42
53		B-X X VIII	点検報告書の発行責任者の取り扱いについて	191	42
54		B-X X IX	「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について	193	38
55		B-X X X	積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）	197	21
	22	B-X X X	積算根拠の在り方について（積算内容の説明強化）	197	21
	23	B-X X X	指標を参照した委託料（給食運営費相当分）の改定方法	199	22

No.		目次 No.	項目	ページ	
指摘	意見			本編	要約
			について		
	24	B-X X X	委託料（給食運営費相当分）の固定料金の改定について	201	22